

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成25年6月6日
【会社名】	株式会社ジー・テイスト
【英訳名】	G.taste Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 稲吉 史泰
【本店の所在の場所】	仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号
【電話番号】	022(762)8540
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 岩崎 友也
【最寄りの連絡場所】	仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号
【電話番号】	022(762)8540
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 岩崎 友也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（注1）
【届出の対象とした募集金額】	0円（注2） 1,800,000,000円（注3）
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

- （注）1．本届出書の対象となる新株予約権は、株式会社ジー・ネットワークス第1回、第2回及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された各新株予約権の各新株予約権者並びに株式会社さかい第2回、第3回及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された各新株予約権の各新株予約権者に対して、その新株予約権の代わりに、その新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の株式会社ジー・テイスト（以下「当社」といいます。）の新株予約権を交付するものです。また、上記の各無担保転換社債型新株予約権付社債についての各社債に係る各債務については、それぞれ株式会社ジー・テイスト第9回、第10回、第11回、第12回、第13回及び第14回無担保転換社債型新株予約権付社債についての各社債に係る各債務として承継いたします。
- 2．新株予約権の発行価額の総額です。
  - 3．新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した額です。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	180個（注）1．2．
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成25年8月1日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1．当社は、平成25年8月1日付で、当社を吸収合併存続会社、株式会社ジー・ネットワークス（以下「ジー・ネットワークス」といいます。）及び株式会社さかい（以下「さかい」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しております。本届出書に係る新株予約権は、当社が株式会社ジー・ネットワークス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者に付与する予定の株式会社ジー・ネットワークス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権に代わる株式会社ジー・テスト第9回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、当社が株式会社ジー・ネットワークス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者に付与する予定の株式会社ジー・ネットワークス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権に代わる株式会社ジー・テスト第10回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、当社が株式会社ジー・ネットワークス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者に付与する予定の株式会社ジー・ネットワークス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権に代わる株式会社ジー・テスト第11回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、当社が株式会社さかい第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者に付与する予定の株式会社さかい第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権に代わる株式会社ジー・テスト第12回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、当社が株式会社さかい第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者に付与する予定の株式会社さかい第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権に代わる株式会社ジー・テスト第13回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、及び当社が株式会社さかい第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者に付与する予定の株式会社さかい第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権に代わる株式会社ジー・テスト第14回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権であります。
- 2．平成25年5月31日現在における株式会社ジー・ネットワークス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、株式会社ジー・ネットワークス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、株式会社ジー・ネットワークス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、株式会社さかい第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、株式会社さかい第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び株式会社さかい第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の数の合計を記載しております。そのため実際の発行数は180個を下回る可能性があります。
- 3．割当対象者は、本合併の効力発生日である平成25年8月1日の前日の最終のジー・ネットワークス及びさかいのそれぞれの新株予約権原簿に記載または記録された新株予約権者です。
- 4．新株予約権は、平成25年5月15日に開催された当社の取締役会決議（吸収合併契約の締結）及び平成25年6月26日開催予定の当社定時株主総会の特別決議（吸収合併契約の承認）に基づき行う本合併に伴い発行する予定です。

##### (2)【新株予約権の内容等】

株式会社ジー・テスト第9回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>6,896,551株</p> <p>本新株予約権の行使の請求（本「株式会社ジー・テスト第9回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「行使請求」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（本「株式会社ジー・テスト第9回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（但し、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙1 株式会社ジー・テスト第9回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「転換価額の調整」欄の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>43.5円</p> <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙1 株式会社ジー・テスト第9回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「償還の方法及び期限」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（本「株式会社ジー・テスト第9回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「転換価額」という。）は、当初、効力発生直前時に有効な株式会社ジー・ネットワークス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（本「株式会社ジー・テスト第9回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「承継前新株予約権付社債」という。）の転換価額（87円）を2で除したことにより算出される値に相当する額（但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。）とする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金300,000,000円</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日から平成32年3月18日（当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日）までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙1 株式会社ジー・テイスト第9回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「償還の方法及び期限」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙1 株式会社ジー・テイスト第9回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」欄をご参照ください。

（注）1. 本「(2) 新株予約権の内容等 株式会社ジー・テイスト第9回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」に係る新株予約権付社債を、本「(2) 新株予約権の内容等 株式会社ジー・テイスト第9回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」といいます。

2. 平成25年5月31日現在における株式会社ジー・ネットワークス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（本注記において「第1回新株予約権付社債」といいます。）に付された新株予約権の個数は30個であり、当社が、本合併に際し、第1回新株予約権付社債の社債権者に対して第1回新株予約権付社債に付された新株予約権1個に代わり、本合併の効力発生日の前日現在発行している第1回新株予約権付社債に付された新株予約権の個数と同数の本新株予約権1個を交付いたします。なお、第1回新株予約権付社債の行使等により変動する可能性があります。

3. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発生直前時の株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の所有する株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権の合計数に1を乗じた数の本新株予約権を発行いたします。

4. 新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

(1) 本新株予約権を行使しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、「新株予約権の行使期間」欄記

載の行使請求期間中に「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできません。

- (2) 行使請求の効力は、行使請求書が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生します。

#### 5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

## 株式会社ジー・テスト第10回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>6,896,551株</p> <p>本新株予約権の行使の請求（本「株式会社ジー・テスト第10回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「行使請求」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（本「株式会社ジー・テスト第10回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（但し、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙2 株式会社ジー・テスト第10回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「転換価額の調整」欄の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>43.5円</p> <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙2 株式会社ジー・テスト第10回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「償還の方法及び期限」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（本「株式会社ジー・テスト第10回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「転換価額」という。）は、当初、効力発生直前時に有効な株式会社ジー・ネットワークス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（本「株式会社ジー・テスト第10回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「承継前新株予約権付社債」という。）の転換価額（87円）を2で除したことにより算出される値に相当する額（但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。）とする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金300,000,000円</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙2 株式会社ジー・テイスト第10回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の内容「償還の方法及び期限」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙2 株式会社ジー・テイスト第11回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の内容「合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」欄をご参照ください。

- (注) 1. 本「(2) 新株予約権の内容等 株式会社ジー・テイスト第10回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」に係る新株予約権付社債を、本「(2) 新株予約権の内容等 株式会社ジー・テイスト第10回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」といいます。
2. 平成25年5月31日現在における株式会社ジー・ネットワークス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(本注記において「第2回新株予約権付社債」といいます。)に付された新株予約権の個数は30個であり、当社が、本合併に際し、第2回新株予約権付社債の社債権者に対して第2回新株予約権付社債に付された新株予約権1個に代わり、本合併の効力発生日の前日現在発行している第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の個数と本新株予約権1個を交付いたします。なお、第2回新株予約権付社債の行使等により変動する可能性があります。
3. 本社債に付された新株予約権の数  
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発生直前時の株式会社ジー

- ・ネットワークスの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の所有する株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権の合計数に1を乗じた数の本新株予約権を発行します。

#### 4．新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできません。
- (2) 行使請求の効力は、行使請求書が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生します。

#### 5．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。



## 株式会社ジー・テスト第11回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>6,896,551株</p> <p>本新株予約権の行使の請求（本「株式会社ジー・テスト第11回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「行使請求」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（本「株式会社ジー・テスト第11回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（但し、「第二部 組織再編成（公開買付け）」に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙 3 株式会社ジー・テスト第11回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「転換価額の調整」欄の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>43.5円</p> <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「第二部 組織再編成（公開買付け）」に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙 3 株式会社ジー・テスト第11回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「償還の方法及び期限」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（本「株式会社ジー・テスト第11回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「転換価額」という。）は、当初、効力発生直前時に有効な株式会社ジー・ネットワークス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（本「株式会社ジー・テスト第11回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「承継前新株予約権付社債」という。）の転換価額（87円）を2で除したことにより算出される値に相当する額（但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。）とする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金300,000,000円</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年3月18日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙3 株式会社ジー・テイスト第11回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の内容「償還の方法及び期限」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙3 株式会社ジー・テイスト第11回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の内容「合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」欄をご参照ください。

- (注) 1. 本「(2) 新株予約権の内容等 株式会社ジー・テイスト第11回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」に係る新株予約権付社債を、本「(2) 新株予約権の内容等 株式会社ジー・テイスト第11回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」といいます。
2. 平成25年5月31日現在における株式会社ジー・ネットワークス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(本注記において「第3回新株予約権付社債」といいます。)に付された新株予約権の個数は30個であり、当社が、本合併に際し、第3回新株予約権付社債の社債権者に対して第3回新株予約権付社債に付された新株予約権1個に代わり、本合併の効力発生日の前日現在発行している第3回新株予約権付社債に付された新株予約権の個数と同数の本新株予約権1個を交付いたします。なお、第3回新株予約権付社債の行使等により変動する可能性があります。
3. 本社債に付された新株予約権の数  
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発生直前時の株式会社ジー

- ・ネットワークスの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の所有する株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権の合計数に1を乗じた数の本新株予約権を発行します。

#### 4．新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできません。
- (2) 行使請求の効力は、行使請求書が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生します。

#### 5．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

## 株式会社ジー・テスト第12回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>7,334,963株</p> <p>本新株予約権の行使の請求（本「株式会社ジー・テスト第12回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「行使請求」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（本「株式会社ジー・テスト第12回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（但し、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙 4 株式会社ジー・テスト第12回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「転換価額の調整」欄の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>40.9円</p> <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙 4 株式会社ジー・テスト第12回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「償還の方法及び期限」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（本「株式会社ジー・テスト第12回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「転換価額」という。）は、当初、効力発生直前時に有効な株式会社さかい第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（本「株式会社ジー・テスト第12回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「承継前新株予約権付社債」という。）の転換価額（81.7円）を2で除したことにより算出される値に相当する額（但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。）とする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金300,000,000円</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日から平成32年3月18日（当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日）までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙4 株式会社ジー・テイスト第12回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「償還の方法及び期限」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙4 株式会社ジー・テイスト第12回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」欄をご参照ください。

（注）1. 本「(2) 新株予約権の内容等 株式会社ジー・テイスト第12回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」に係る新株予約権付社債を、本「(2) 新株予約権の内容等 株式会社ジー・テイスト第12回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」といいます。

2. 平成25年5月31日現在における株式会社さかい第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（本注記において「第2回新株予約権付社債」といいます。）に付された新株予約権の個数は30個であり、当社が、本合併に際し、第2回新株予約権付社債の社債権者に対して第2回新株予約権付社債に付された新株予約権1個に代わり、本合併の効力発生日の前日現在発行している第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の個数と同数の本新株予約権1個を交付いたします。なお、第2回新株予約権付社債の行使等により変動する可能性があります。

3. 本社債に付された新株予約権の数

各社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発生直前時の株式会社さかいの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の所有する株式会社さかいの新株予約権の合計数に1を乗じた数の本新株予約権を発行します。

4. 新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできません。
- (2) 行使請求の効力は、行使請求書が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生します。

5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

## 株式会社ジー・テスト第13回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>7,334,963株</p> <p>本新株予約権の行使の請求（本「株式会社ジー・テスト第13回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「行使請求」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（本「株式会社ジー・テスト第13回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（但し、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙5 株式会社ジー・テスト第13回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「転換価額の調整」欄の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>40.9円</p> <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙5 株式会社ジー・テスト第13回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「償還の方法及び期限」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（本「株式会社ジー・テスト第13回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「転換価額」という。）は、当初、効力発生直前時に有効な株式会社さかい第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（本「株式会社ジー・テスト第13回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「承継前新株予約権付社債」という。）の転換価額（81.7円）を2で除したことにより算出される値に相当する額（但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。）とする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金300,000,000円</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙5 株式会社ジー・テイスト第13回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の内容「償還の方法及び期限」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙5 株式会社ジー・テイスト第13回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の内容「合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」欄をご参照ください。

- (注) 1. 本「(2) 新株予約権の内容等 株式会社ジー・テイスト第13回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」に係る新株予約権付社債を、本「(2) 新株予約権の内容等 株式会社ジー・テイスト第13回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」といいます。
2. 平成25年5月31日現在における株式会社さかい第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(本注記において「第3回新株予約権付社債」といいます。)に付された新株予約権の個数は30個であり、当社が、本合併に際し、第3回新株予約権付社債の社債権者に対して第3回新株予約権付社債に付された新株予約権1個に代わり、本合併の効力発生日の前日現在発行している第3回新株予約権付社債に付された新株予約権の個数と同数の本新株予約権1個を交付いたします。なお、第3回新株予約権付社債の行使等により変動する可能性があります。
3. 本社債に付された新株予約権の数  
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発生直前時の株式会社さか



いの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の所有する株式会社さかいの新株予約権の合計数に1を乗じた数の本新株予約権を発行します。

#### 4．新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできません。
- (2) 行使請求の効力は、行使請求書が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生します。

#### 5．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

## 株式会社ジー・テスト第14回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>7,334,963株</p> <p>本新株予約権の行使の請求（本「株式会社ジー・テスト第14回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「行使請求」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（本「株式会社ジー・テスト第14回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（但し、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙6 株式会社ジー・テスト第14回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「転換価額の調整」欄の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>40.9円</p> <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙6 株式会社ジー・テスト第14回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の内容「償還の方法及び期限」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（本「株式会社ジー・テスト第14回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「転換価額」という。）は、当初、効力発生直前時に有効な株式会社さかい第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（本「株式会社ジー・テスト第14回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において、以下「承継前新株予約権付社債」という。）の転換価額（81.7円）を2で除したことにより算出される値に相当する額（但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。）とする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金300,000,000円</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年3月18日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙6 株式会社ジー・テイスト第14回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の内容「償還の方法及び期限」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載の吸収合併契約書別紙6 株式会社ジー・テイスト第14回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の内容「合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」欄をご参照ください。

- (注) 1. 本「(2) 新株予約権の内容等 株式会社ジー・テイスト第14回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」に係る新株予約権付社債を、本「(2) 新株予約権の内容等 株式会社ジー・テイスト第14回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権」において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」といいます。
2. 平成25年5月31日現在における株式会社さかい第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(本注記において「第4回新株予約権付社債」といいます。)に付された新株予約権の個数は30個であり、当社が、本合併に際し、第4回新株予約権付社債の社債権者に対して第4回新株予約権付社債に付された新株予約権1個に代わり、本合併の効力発生日の前日現在発行している第4回新株予約権付社債に付された新株予約権の個数と同数の本新株予約権1個を交付いたします。なお、第4回新株予約権付社債の行使等により変動する可能性があります。
3. 本社債に付された新株予約権の数  
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発生直前時の株式会社さか

いの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の所有する株式会社さかいの新株予約権の合計数に1を乗じた数の本新株予約権を発行します。

#### 4．新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできません。
- (2) 行使請求の効力は、行使請求書が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生します。

#### 5．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

#### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新株発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。

新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金の額は未定です。

#### (2) 【手取金の使途】

今回の募集は、本合併に際して、ジー・ネットワークス及びさかいの社債権者が有する株式会社ジー・ネットワークス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、株式会社ジー・ネットワークス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、株式会社ジー・ネットワークス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、株式会社さかい第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、株式会社さかい第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び株式会社さかい第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の経済的価値の喪失を防ぐために、当社が、これらと実質的に同一の経済的効果をもつ当社新株予約権を交付するものであり、資金調達を目的とはしておりません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

##### (1) 組織再編成の目的

当社は、昭和34年11月に設立された、「仙台平禄」、「とりあえず吾平」を中心とする多業態の直営及びF C展開事業等を営む会社です。ジー・ネットワークスは、昭和41年5月に設立された、「長崎ちゃんめん」、「おむらいす亭」を中心とする多業態の直営及びF C展開事業等を営む会社です。さかいは、昭和55年5月に設立された、「焼肉屋さかい」を中心とする多業態の直営及びF C展開事業を営む会社です。

当社、ジー・ネットワークス及びさかい（以下「統合3社」といいます。）の親会社である株式会社ジー・コミュニケーション（以下「ジー・コミュニケーション」といいます。）並びに統合3社を含むジー・コミュニケーションの子会社（併せて以下「Gcomグループ」といいます。）は、国内外1,000店舗のネットワークを最大限に活用し、主力である外食事業の活性化を図ると同時に、Gcomグループの経営理念である共存共栄の精神で事業に取り組んでまいりました。そして、統合3社は、Gcomグループとして、それぞれ独自の飲食事業・教育事業等を、概ね地域別に運営しつつ、一方で地域的・業態的な補完関係を築くために相互に業務提携を行ってまいりました。

もっとも、わが国の経済状況は、政権交代後の金融政策への期待が要因となり、円安や日経平均株価の大幅な上昇によって悪化に歯止めがかかったものの、企業の生産や個人消費などの内需の伸びは依然不透明な状況となっております。とりわけ、統合3社における主要事業である外食産業においては、お客様の節約志向による個人消費の低迷・低価格競争が続いており、同時に原材料費の高騰など業界を取り巻く経営環境は依然として厳しい環境となっております。このような外食産業の厳しい経営環境に直面し、警戒感を強め事業基盤を強化しつつ、コストを削減するとともに、機動的な意思決定による行動の迅速化を可能とする経営体質の効率化が緊急の課題となっております。

他方で、Gcomグループは、株式会社神戸物産をGcomグループのスポンサーとしてむかえ、新たな体制で企業価値の向上を目指すことといたしました。同社との取引関係の構築、六次産業への取り組みとともに、同社からのGcomグループ一体での仕入・物流機能の共通化によるコスト削減と、商品力の強化並びに店舗設備の改善・強化などを図ることが可能になると考えております。そして、これによる企業価値向上の効果を最大化するためには、従来の地域別の事業運営ではなく、全国的な仕入・物流を含む取引関係等の一体化を進めることが最善であると考えました。

また、上記の通り、統合3社における共通の重要課題である経営体質の効率化に対応するべく、統合3社の有する人材及びノウハウ等の経営資源を融合し持続的な成長と企業価値の最大化を図るために、飲食事業・教育事業等の事業において、地域別に重複した部門を再編・統合し、統合3社における総合的な経営・管理体制を構築し、経営資源の集中と効率化による競争力の強化・売上の拡大と収益率の向上を図ることといたしました。

そこで、過去のM & A等による成長戦略を通じて、多業態運営のノウハウ・様々なフランチャイズシステムの運営経験、そして成功要因を獲得し、また自社を本部として運営する店舗網を全国に築いていること等、合併による規模拡大に対して、短期間で統合に向けた効果を最大限に発揮できる仕組みを有しているジー・テイストを中核として、ジー・ネットワークス及びさかいと統合することを決定いたしました。また、このような形態での統合により、多業態に亘るフランチャイズ事業を統括管理することが可能となることから、取引関係等の一体化・競争力の強化・売上の拡大、収益率の向上に加え、加盟フランチャイジーに対して多くの事業機会を提供する形にも繋がると考えております。

なお、経営体質の効率化の対応策の一つとして、統合3社が営んできた飲食事業のうち、直営の飲食店舗運営事業については、消費者の志向・ライフスタイルの変化やトレンド、競合店の状況等を的確に掴み、環境変化に柔軟に対応するため、平成25年5月15日付共同新設分割計画に基づく、統合3社を新設分割会社とする共同新設分割により設立する事業運営子会社に対して権限委譲を行い、機動的かつ柔軟な意思決定と業務執行を目指すことといたしました。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係  
組織再編成後の当事会社の概要

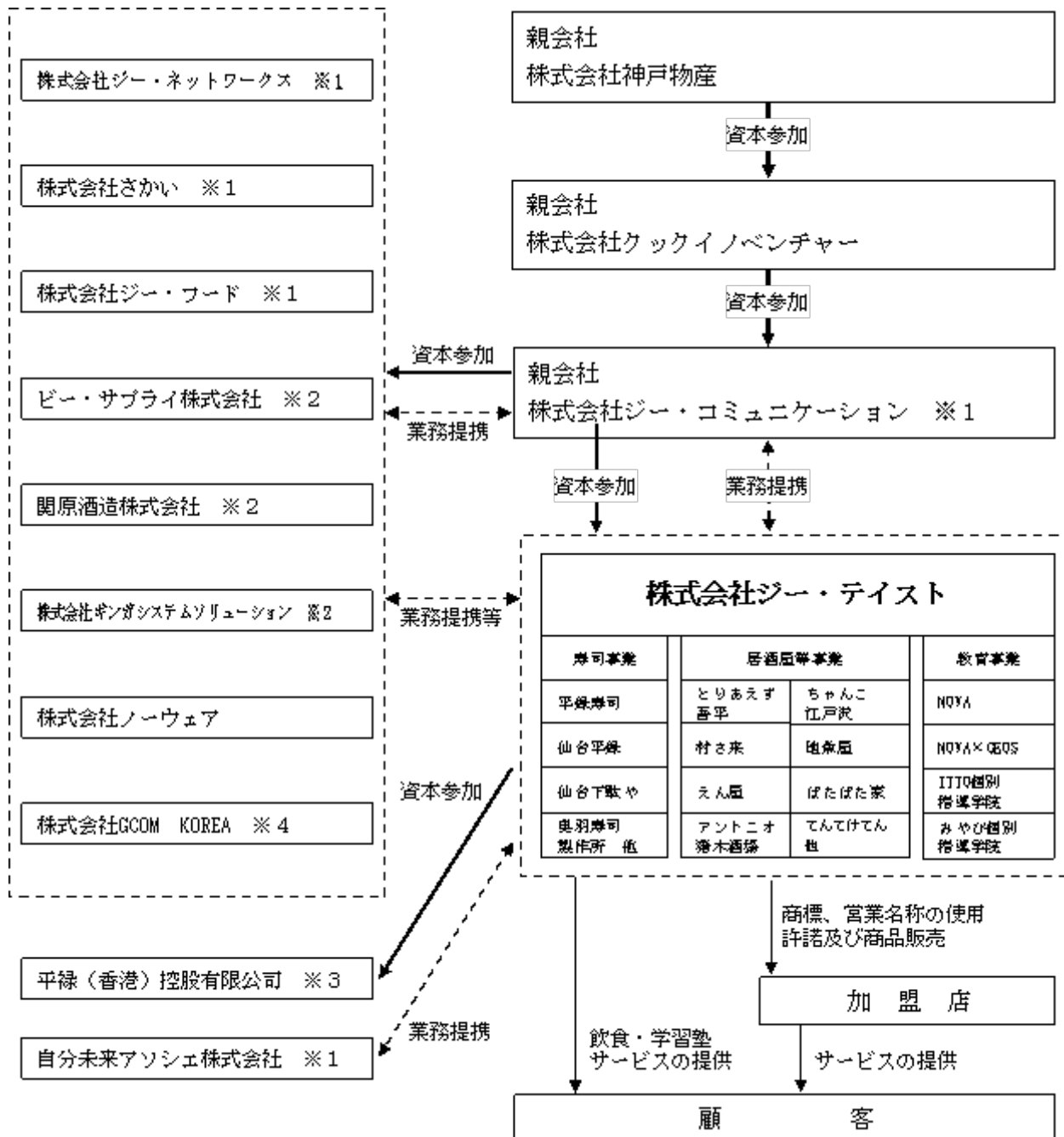
	合併存続会社
(1) 名称	株式会社ジー・テイスト
(2) 所在地	仙台市宮城野区
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長：杉本 英雄 代表取締役副社長：稲吉 史泰
(4) 事業内容	株式会社クック・オペレーションの管理、外食店舗のFC事業及び教育事業等
(5) 資本金	100百万円
(6) 純資産	未定(現時点では確定していません)
(7) 総資産	未定(現時点では確定していません)
(8) 決算期	3月31日

(注) 1. 株式会社クック・オペレーションについては、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第3 発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)」をご参照ください。

## 提出会社の企業集団の概要

名称	住所	主要な事業の内容	関係内容
(親会社) 株式会社神戸物産	兵庫県加古郡	食品製造販売、卸売業	-
(親会社) 株式会社クックイノベーション	兵庫県加古郡	会社の株式又は持分の所有、所有先の事業活動の支配・管理事業	-
(親会社) 株式会社ジー・コミュニケーション	名古屋市北区	グループホールディング会社、コンサルティング事業	業務委託契約 役員の兼任
株式会社ジー・フード	愛知県名古屋市	多業態の運営及びFC展開	業務提携等
ビー・サプライ株式会社	東京都中央区	外食産業全般の運営・管理業務受託	店舗食材の仕入等
関原酒造株式会社	新潟県長岡市	日本酒を主とする酒類の製造及び販売	業務提携等
株式会社ギンガシステムソリューション	東京都中央区	ソフトウェア、POSレジ・ASPの開発・販売・コンサルティング	業務提携等
株式会社ノーウェア	愛知県名古屋市	高齢者介護事業の運営	業務提携等
株式会社シャンディー	東京都府中市	酒類の卸売り販売	-

提出日現在の当社企業集団の状況は次のとおりであります。



統合3社はともにジー・コミュニケーションの子会社に該当します。なお、統合3社の間には資本関係はありません。

統合3社のそれぞれの間には商品・サービスの売買の取引関係があります。

また、株式会社神戸物産は、平成25年5月21日付で、当社の親会社（当社株式の間接保有）であり、株式会社神戸物産が議決権の所有割合にて18.9%を出資する株式会社クックイノベーションについて、平成25年10月期第2四半期より連結子会社として、連結の範囲に含めることとしたとのことです。

これにより、株式会社神戸物産が当社の親会社（当社株式の間接保有）に該当することとなりました。

- 1 業務提携契約を締結しております。
- 2 取引先であります。
- 3 出資先会社であります。
- 4 平成25年4月15日付でジー・コミュニケーショングループから外れております。

〔ジー・コミュニケーショングループにおける企業集団一覧〕

株式会社ジー・ネットワークス（東証2部：7474） 麵レストラン「長崎ちゃんめん」、中国料理「敦煌」、じゅうじゅう焼肉「カルビ大陸」、オムライス専門店「おむらいす亭」を中心とする多業態の直営及びFC展開  
株式会社さかい（JASDAQ：7622） 焼肉屋さかいを中心とする直営及びFC展開  
株式会社ジー・フード 高粋舎、小樽食堂、鈴の屋、信天翁を中心とする多業態の直営及びFC展開  
ビー・サプライ株式会社 外食産業全般の運営・管理業務受託  
関原酒造株式会社 日本酒を主とする酒類の製造及び販売  
株式会社ギンガシステムソリューション ソフトウェア、POSレジ・ASPの開発・販売・コンサルティング  
株式会社ノーウェア 「デイサービスセンター なご家」の直営展開を中心とする高齢者介護事業の運営  
株式会社シャンディー ビー・サプライ株式会社の子会社、酒類の卸売り販売  
株式会社GCOM KOREA 韓国国内を主としたエリアフランチャイザー及び貿易業務

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

(1) 吸収合併契約書の内容の概要

当社、ジー・ネットワークス及びさかいは、それぞれ平成25年6月26日、平成25年6月24日及び平成25年6月27日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成25年8月1日（予定）を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、ジー・ネットワークス及びさかいを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことについて、平成25年5月15日付で吸収合併契約書を締結いたしました。



## (2) 吸収合併契約書の内容

吸収合併契約書の内容は以下のとおりです。

## 吸収合併契約書（写）

株式会社ジー・テイスト（以下「甲」という。）、株式会社ジー・ネットワークス（以下「乙」という。）及び株式会社さかい（以下「丙」という。）は、甲を吸収合併存続会社、乙と丙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うにあたり、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（吸収合併）

甲、乙及び丙は、甲を吸収合併存続会社、乙及び丙を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う。

## 第2条（商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 吸収合併存続会社

商号：株式会社ジー・テイスト

住所：仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号

## (2) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社ジー・ネットワークス

住所：山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4

## (3) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社さかい

住所：名古屋市北区黒川本通二丁目46番地

## 第3条（本合併に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、本合併の効力が生じる直前の時（以下「効力発生直前時」という。）における乙の株主（甲及び乙を除く。以下同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき2株の割合をもって、甲の普通株式を割当交付する。
2. 甲は、本合併に際して、効力発生直前時における丙の株主（甲及び丙を除く。以下同じ。）に対し、その所有する丙の普通株式1株につき2株の割合をもって、甲の普通株式を割当交付する。
3. 甲が前2項に従って乙及び丙の株主に交付する甲の株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

## 第4条（本合併に際して交付する新株予約権及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、効力発生直前時における乙の下記各無担保転換社債型新株予約権付社債に付された各新株予約権の各新株予約権者に対し、これらに代わる新株予約権として、その所有する各新株予約権1個につき、第3項に基づき甲に承継される社債に係る債務を社債部分とする別紙1から別紙3までに記載の内容の甲の各新株予約権付社債に付される甲の下記各新株予約権1個の割合をもって、各新株予約権を割当交付する。

	割当交付の対象となるもの	割当交付するもの
1	乙第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年3月18日発行）	甲第9回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権（別紙1）
2	乙第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年3月18日発行）	甲第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権（別紙2）
3	乙第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年3月18日発行）	甲第11回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権（別紙3）

2. 甲は、本合併に際して、効力発生直前時における丙の下記各無担保転換社債型新株予約権付社債に付された各新株予約権の各新株予約権者に対し、これらに代わる新株予約権として、その所有する各新株予約権 1 個につき、第 3 項に基づき甲に承継される社債に係る債務を社債部分とする別紙 4 から別紙 6 までに記載の内容の甲の各新株予約権付社債に付される甲の下記各新株予約権 1 個の割合をもって、各新株予約権を割当交付する。

	割当交付の対象となるもの	割当交付するもの
1	丙第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年 3 月18日発行）	甲第12回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権（別紙 4）
2	丙第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年 3 月18日発行）	甲第13回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権（別紙 5）
3	丙第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年 3 月18日発行）	甲第14回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権（別紙 6）

3. 甲は、本合併に際して、第 1 項に規定する乙の各無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 2 項に規定する丙の各無担保転換社債型新株予約権付社債についての各社債に係る各債務のうち、効力発生直前時において未償還のものを別紙 1 から別紙 6 のとおり全て承継する。

#### 第 5 条（資本金及び準備金の額）

本合併に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、下記のとおりとする。

資本金 : 0円

資本準備金 : 0円

その他資本剰余金：会社計算規則第35条第 1 項に定める株主資本等変動額から前 2 号に定める額の合計額を減じて得た額

#### 第 6 条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、平成25年 8 月 1 日とする。但し、本合併に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙丙協議の上、これを変更することができる。

#### 第 7 条（株主総会）

甲、乙及び丙は、第 6 条に定める効力発生日の前日までに、本契約についてそれぞれの株主総会の承認を得るものとする。

#### 第 8 条（善管注意義務等）

1. 甲、乙及び丙は、本契約締結後第 6 条に定める効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって、各自の業務の執行、財産の管理及び運営を行う。
2. 甲、乙及び丙は、本契約締結後第 6 条に定める効力発生日までの間において、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、甲乙丙協議の上、これを行うものとする。

#### 第 9 条（本契約の変更又は中止）

甲、乙及び丙は、本契約締結後第 6 条に定める効力発生日までの間に、各社の財産状態、資産若しくは負債、又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本契約に従った本合併の実行の支障となりうる重大な事象が発生又は判明した場合（本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。）、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙丙協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

#### 第10条（本契約の効力）

1. 本契約は、甲、乙及び丙の三者間で行われる平成25年 8 月 1 日の共同新設会社分割が効力を生じたことを条件として、効力を生じるものとする。
2. 本契約は、第 7 条に定める甲、乙及び丙の各株主総会における承認又は本契約の履行に必要な法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合には、その効力を失う。

## 第11条（その他の事項）

本契約に定めのない事項その他の本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙丙協議の上、これを定める。

以上を証するため、正本3通を作成し、各当事者が記名押印の上で各1通を保有する。

平成25年5月15日

- 甲 仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号  
株式会社ジー・テイスト  
代表取締役社長 稲吉 史泰
- 乙 山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4  
株式会社ジー・ネットワークス  
代表取締役社長 阿久津 貴史
- 丙 名古屋市北区黒川本通二丁目46番地  
株式会社さかい  
代表取締役社長 山下 淳

## (別紙1) 第9回無担保転換社債型新株予約権付社債

- |    |   |   |
|----|---|---|
| 1  | 社債の名称                                     | 株式会社ジー・テスト第9回無担保転換社債型新株予約権付社債<br>(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」とい<br>い、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」とい<br>う。)   |
| 2  | 社債の総額                                     | 株式会社ジー・ネットワークス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新<br>株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「承継前新株予約権付社債」という。)につ<br>いての社債に係る債務当初金300,000,000円のうち、当社と株式会社ジー・ネットワークス<br>及び株式会社さかいとの間で平成25年5月15日付で締結された吸収合併契約に基づく合併<br>(以下「本合併」という。)の効力が生じる直前の時(以下「効力発生直前時」という。<br>)において未償還の金額       |
| 3  | 各社債の金額                                    | 金10,000,000円  |
| 4  | 各社債の払込金額                                  | 額面100円につき金98円   |
| 5  | 新株予約権付社債<br>券の券面                          | 本新株予約権付社債については記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。<br><br>また、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社<br>債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。   |
| 6  | 社債の利率                                     | 本社債には利息を付さない。   |
| 7  | 本新株予約権の割<br>当日                            | 本合併の効力発生日とする。   |
| 8  | 担保・保証の有無                                  | 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のため<br>に特に留保されている資産はない。  |
| 9  | 社債管理者の不設<br>置                             | 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすも<br>のであり、社債管理者は設置されない。   |
| 10 | 償還の方法及び期<br>限                             | 本社債は、平成32年3月18日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本におけ<br>る銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者は<br>その直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができ<br>ず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)<br>に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。                                       |
| 11 | 本新株予約権に関する事項                              |   |
|    | (1) 本社債に付された<br>本新株予約権の数                  | 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発<br>生直前時の株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予<br>約権者の所有する株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権の合計数に1を乗じた数の<br>本新株予約権を発行する。  |
|    | (2) 各本新株予約権の<br>発行価額                      | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。   |
|    | (3) 本新株予約権の目<br>的である株式の種<br>類及び数の算定方<br>法 | 本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新<br>たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の<br>発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本<br>項第(4)号記載の転換価額(但し、本項第(5)号の定めるところに従い調整された場合は<br>調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の<br>端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 |

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、効力発生直前時に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を2で除したことにより算出される値に相当する額(但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。

- (5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権の割当後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ( ) 本号 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ( ) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本号 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。

但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ( ) 上記( )乃至( )の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記( )乃至( )にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

その他

- ( ) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ( ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（但し、本号( )の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ( ) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号( )の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

- ( ) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社（本項第(11)号において定義する。以下同じ。）とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本号( )の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (6) 本新株予約権を行使することができる期間  
本合併の効力発生日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (8) 本新株予約権の取得の事由及び消却の条件  
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法  
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の行使請求期間中に第16項記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。  
行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。  
行使請求の効力は、行使請求書が行使請求の受付場所に到着した日に発生する。  
当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (11) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。  
新たに交付される承継会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。  
承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類  
承継会社の普通株式とする。  
承継会社の新株予約権の目的たる株式の数  
承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、本項第(3)号に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(但し、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。  
承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法  
承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

## 承継会社の新株予約権を行使することができる期間

本項第(6)号に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。

## 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項

承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

- |    |                     |  |
|----|---------------------|--|
| 12 | 財務上の特約（担保提供制限）      | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。  |
| 13 | 期限の利益の喪失            | <p>当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。</p> <p>(1) 当社が第10項又は第12項の規定に違反し、本新株予約権付社債の本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。</p> <p>(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。</p> <p>(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>(4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。</p> |
| 14 | 譲渡制限                | 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。  |
| 15 | 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） | 株式会社ジー・テイスト 管理本部   |
| 16 | 行使請求の受付場所           | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部   |
| 17 | 本社債権者に通知する場合の公告の方法  | 本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。  |
| 18 | 社債権者集会に関する事項        | <p>(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。</p> <p>(2) 本社債の社債権者集会は宮城県においてこれを行う。</p> <p>(3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。</p>   |
| 19 | その他                 | <p>(1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。</p> <p>(3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。</p>  |



## (別紙2) 第10回無担保転換社債型新株予約権付社債

- |    |   |   |
|----|---|---|
| 1  | 社債の名称                                     | 株式会社ジー・テスト第10回無担保転換社債型新株予約権付社債<br>(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」とい<br>い、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」とい<br>う。)  |
| 2  | 社債の総額                                     | 株式会社ジー・ネットワークス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新<br>株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「承継前新株予約権付社債」という。)につ<br>いての社債に係る債務当初金300,000,000円のうち、当社と株式会社ジー・ネットワークス<br>及び株式会社さかいとの間で平成25年5月15日付で締結された吸収合併契約に基づく合併<br>(以下「本合併」という。)の効力が生じる直前の時(以下「効力発生直前時」という。)<br>において未償還の金額       |
| 3  | 各社債の金額                                    | 金10,000,000円  |
| 4  | 各社債の払込金額                                  | 額面100円につき金98円   |
| 5  | 新株予約権付社債<br>券の券面                          | 本新株予約権付社債については記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。<br><br>また、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社<br>債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。   |
| 6  | 社債の利率                                     | 本社債には利息を付さない。   |
| 7  | 本新株予約権の割<br>当日                            | 本合併の効力発生日とする。   |
| 8  | 担保・保証の有無                                  | 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のため<br>に特に留保されている資産はない。  |
| 9  | 社債管理者の不設<br>置                             | 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすも<br>のであり、社債管理者は設置されない。   |
| 10 | 償還の方法及び期<br>限                             | 本社債は、平成32年3月18日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本におけ<br>る銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者は<br>その直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができ<br>ず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)<br>に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。                                       |
| 11 | 本新株予約権に関する事項                              |   |
|    | (1) 本社債に付された<br>本新株予約権の数                  | 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発<br>生直前時の株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予<br>約権者の所有する株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権の合計数に1を乗じた数の<br>本新株予約権を発行する。  |
|    | (2) 各本新株予約権の<br>発行価額                      | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。   |
|    | (3) 本新株予約権の目<br>的である株式の種<br>類及び数の算定方<br>法 | 本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新<br>たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の<br>発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本<br>項第(4)号記載の転換価額(但し、本項第(5)号の定めるところに従い調整された場合は<br>調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の<br>端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 |

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、効力発生直前時に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を2で除したことにより算出される値に相当する額(但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。

- (5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権の割当後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ( ) 本号 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ( ) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本号 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- 但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ( ) 上記( )乃至( )の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記( )乃至( )にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

その他

- ( ) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ( ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（但し、本号( )の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ( ) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号( )の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

- ( ) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社（本項第(11)号において定義する。以下同じ。）とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本号( )の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (6) 本新株予約権を行使することができる期間  
本合併の効力発生日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。  
本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。
- (8) 本新株予約権の取得の事由及び消却の条件  
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法  
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の行使請求期間中に第16項記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。  
行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。  
行使請求の効力は、行使請求書が行使請求の受付場所に到着した日に発生する。  
当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (11) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。  
新たに交付される承継会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。  
承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類  
承継会社の普通株式とする。  
承継会社の新株予約権の目的たる株式の数  
承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、本項第(3)号に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(但し、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。

承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

承継会社の新株予約権を行使することができる期間

本項第(6)号に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。

承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項

承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

- |    |                     |  |
|----|---------------------|--|
| 12 | 財務上の特約（担保提供制限）      | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。  |
| 13 | 期限の利益の喪失            | <p>当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。</p> <p>(1) 当社が第10項又は第12項の規定に違背し、本新株予約権付社債の本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。</p> <p>(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。</p> <p>(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>(4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。</p> |
| 14 | 譲渡制限                | 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。  |
| 15 | 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） | 株式会社ジー・テイスト 管理本部   |
| 16 | 行使請求の受付場所           | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部   |
| 17 | 本社債権者に通知する場合の公告の方法  | 本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。  |
| 18 | 社債権者集会に関する事項        | <p>(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。</p> <p>(2) 本社債の社債権者集会は宮城県においてこれを行う。</p> <p>(3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。</p>   |

## 19 その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
- (2) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。

[次へ](#)

(別紙3) 第11回無担保転換社債型新株予約権付社債

- |     |                                       |   |
|-----|---------------------------------------|---|
| 1   | 社債の名称                                 | 株式会社ジー・テイスト第11回無担保転換社債型新株予約権付社債<br>(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」とい<br>い、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」とい<br>う。)   |
| 2   | 社債の総額                                 | 株式会社ジー・ネットワークス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新<br>株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「承継前新株予約権付社債」という。)につ<br>いての社債に係る債務当初金300,000,000円のうち、当社と株式会社ジー・ネットワークス<br>及び株式会社さかいとの間で平成25年5月15日付で締結された吸収合併契約に基づく合併<br>(以下「本合併」という。)の効力が生じる直前の時(以下「効力発生直前時」という。)<br>において未償還の金額       |
| 3   | 各社債の金額                                | 金10,000,000円  |
| 4   | 各社債の払込金額                              | 額面100円につき金98円   |
| 5   | 新株予約権付社債<br>券の券面                      | 本新株予約権付社債については記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。<br><br>また、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社<br>債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。   |
| 6   | 社債の利率                                 | 本社債には利息を付さない。   |
| 7   | 本新株予約権の割<br>当日                        | 本合併の効力発生日とする。   |
| 8   | 担保・保証の有無                              | 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のため<br>に特に留保されている資産はない。  |
| 9   | 社債管理者の不設<br>置                         | 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすも<br>のであり、社債管理者は設置されない。   |
| 10  | 償還の方法及び期<br>限                         | 本社債は、平成32年3月18日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本におけ<br>る銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者は<br>その直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができ<br>ず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)<br>に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。                                       |
| 11  | 本新株予約権に関する事項                          |   |
| (1) | 本社債に付された<br>本新株予約権の数                  | 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発<br>生直前時の株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予<br>約権者の所有する株式会社ジー・ネットワークスの新株予約権の合計数に1を乗じた数の<br>本新株予約権を発行する。  |
| (2) | 各本新株予約権の<br>発行価額                      | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。   |
| (3) | 本新株予約権の目<br>的である株式の種<br>類及び数の算定方<br>法 | 本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新<br>たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の<br>発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本<br>項第(4)号記載の転換価額(但し、本項第(5)号の定めるところに従い調整された場合は<br>調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の<br>端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 |

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、効力発生直前時に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を2で除したことにより算出される値に相当する額(但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。

- (5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権の割当後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ( ) 本号 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ( ) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本号 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- 但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。



上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ( ) 上記( )乃至( )の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記( )乃至( )にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

その他

- ( ) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ( ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（但し、本号( )の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ( ) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号( )の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

- ( ) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社（本項第(11)号において定義する。以下同じ。）とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本号( )の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (6) 本新株予約権を行使することができる期間  
平成26年3月18日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。  
本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。
- (8) 本新株予約権の取得の事由及び消却の条件  
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法  
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の行使請求期間中に第16項記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。  
行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。  
行使請求の効力は、行使請求書が行使請求の受付場所に到着した日に発生する。  
当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (11) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。  
新たに交付される承継会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。  
承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類  
承継会社の普通株式とする。  
承継会社の新株予約権の目的たる株式の数  
承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、本項第(3)号に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(但し、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。

承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

承継会社の新株予約権を行使することができる期間

本項第(6)号に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。

承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項

承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

- |    |                     |  |
|----|---------------------|--|
| 12 | 財務上の特約（担保提供制限）      | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。  |
| 13 | 期限の利益の喪失            | <p>当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。</p> <p>(1) 当社が第10項又は第12項の規定に違背し、本新株予約権付社債の本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。</p> <p>(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。</p> <p>(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>(4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。</p> |
| 14 | 譲渡制限                | 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。  |
| 15 | 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） | 株式会社ジー・テイスト 管理本部   |
| 16 | 行使請求の受付場所           | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部   |
| 17 | 本社債権者に通知する場合の公告の方法  | 本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。  |
| 18 | 社債権者集会に関する事項        | <p>(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。</p> <p>(2) 本社債の社債権者集会は宮城県においてこれを行う。</p> <p>(3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。</p>   |

## 19 その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
- (2) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。

## (別紙4)第12回無担保転換社債型新株予約権付社債

- |     |                                       |   |
|-----|---------------------------------------|---|
| 1   | 社債の名称                                 | 株式会社ジー・テイスト第12回無担保転換社債型新株予約権付社債<br>(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」とい<br>い、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」とい<br>う。)   |
| 2   | 社債の総額                                 | 株式会社さかい第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債<br>間限定同順位特約付)(以下「承継前新株予約権付社債」という。)についての社債に係<br>る債務当初金300,000,000円のうち、当社と株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さ<br>かいとの間で平成25年5月15日付で締結された吸収合併契約に基づく合併(以下「本合<br>併」という。)の効力が生じる直前の時(以下「効力発生直前時」という。)において未償<br>還の金額              |
| 3   | 各社債の金額                                | 金10,000,000円  |
| 4   | 各社債の払込金額                              | 額面100円につき金98円   |
| 5   | 新株予約権付社債<br>券の券面                      | 本新株予約権付社債については記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。<br><br>また、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社<br>債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。   |
| 6   | 社債の利率                                 | 本社債には利息を付さない。   |
| 7   | 本新株予約権の割<br>当日                        | 本合併の効力発生日とする。   |
| 8   | 担保・保証の有無                              | 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のため<br>に特に留保されている資産はない。  |
| 9   | 社債管理者の不設<br>置                         | 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすも<br>のであり、社債管理者は設置されない。   |
| 10  | 償還の方法及び期<br>限                         | 本社債は、平成32年3月18日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本におけ<br>る銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者は<br>その直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができ<br>ず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)<br>に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。                                       |
| 11  | 本新株予約権に関する事項                          |   |
| (1) | 本社債に付された<br>本新株予約権の数                  | 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発<br>生直前時の株式会社さかいの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の所有す<br>る株式会社さかいの新株予約権の合計数に1を乗じた数の本新株予約権を発行する。  |
| (2) | 各本新株予約権の<br>発行価額                      | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。   |
| (3) | 本新株予約権の目<br>的である株式の種<br>類及び数の算定方<br>法 | 本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新<br>たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の<br>発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本<br>項第(4)号記載の転換価額(但し、本項第(5)号の定めるところに従い調整された場合は<br>調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の<br>端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 |

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、効力発生直前時に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を2で除したことにより算出される値に相当する額(但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。

- (5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権の割当後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ( ) 本号 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ( ) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本号 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- 但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ( ) 上記( )乃至( )の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記( )乃至( )にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

その他

- ( ) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ( ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号( )の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ( ) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号( )の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

- ( ) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(本項第(11)号において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本号( )の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (6) 本新株予約権を行使することができる期間  
本合併の効力発生日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (8) 本新株予約権の取得の事由及び消却の条件  
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法  
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の行使請求期間中に第16項記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。  
行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。  
行使請求の効力は、行使請求書が行使請求の受付場所に到着した日に発生する。  
当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (11) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。  
新たに交付される承継会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。  
承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類  
承継会社の普通株式とする。  
承継会社の新株予約権の目的たる株式の数  
承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、本項第(3)号に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(但し、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。  
承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法  
承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。



## 承継会社の新株予約権を行使することができる期間

本項第(6)号に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。

## 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項

承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

- |    |                     |  |
|----|---------------------|--|
| 12 | 財務上の特約（担保提供制限）      | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。  |
| 13 | 期限の利益の喪失            | <p>当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。</p> <p>(1) 当社が第10項又は第12項の規定に違反し、本新株予約権付社債の本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。</p> <p>(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。</p> <p>(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>(4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。</p> |
| 14 | 譲渡制限                | 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。  |
| 15 | 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） | 株式会社ジー・テイスト 管理本部   |
| 16 | 行使請求の受付場所           | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部   |
| 17 | 本社債権者に通知する場合の公告の方法  | 本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。  |
| 18 | 社債権者集会に関する事項        | <p>(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。</p> <p>(2) 本社債の社債権者集会は宮城県においてこれを行う。</p> <p>(3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。</p>   |
| 19 | その他                 | <p>(1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。</p> <p>(3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。</p>  |

## (別紙5) 第13回無担保転換社債型新株予約権付社債

- |     |                                       |   |
|-----|---------------------------------------|---|
| 1   | 社債の名称                                 | 株式会社ジー・テイスト第13回無担保転換社債型新株予約権付社債<br>(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」とい<br>い、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」とい<br>う。)   |
| 2   | 社債の総額                                 | 株式会社さかい第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債<br>間限定同順位特約付)(以下「承継前新株予約権付社債」という。)についての社債に係<br>る債務当初金300,000,000円のうち、当社と株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さ<br>かいとの間で平成25年5月15日付で締結された吸収合併契約に基づく合併(以下「本合<br>併」という。)の効力が生じる直前の時(以下「効力発生直前時」という。)において未償<br>還の金額              |
| 3   | 各社債の金額                                | 金10,000,000円  |
| 4   | 各社債の払込金額                              | 額面100円につき金98円   |
| 5   | 新株予約権付社債<br>券の券面                      | 本新株予約権付社債については記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。<br><br>また、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社<br>債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。   |
| 6   | 社債の利率                                 | 本社債には利息を付さない。   |
| 7   | 本新株予約権の割<br>当日                        | 本合併の効力発生日とする。   |
| 8   | 担保・保証の有無                              | 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のため<br>に特に留保されている資産はない。  |
| 9   | 社債管理者の不設<br>置                         | 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすも<br>のであり、社債管理者は設置されない。   |
| 10  | 償還の方法及び期<br>限                         | 本社債は、平成32年3月18日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本におけ<br>る銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者は<br>その直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができ<br>ず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)<br>に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。                                       |
| 11  | 本新株予約権に関する事項                          |   |
| (1) | 本社債に付された<br>本新株予約権の数                  | 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発<br>生直前時の株式会社さかいの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の所有す<br>る株式会社さかいの新株予約権の合計数に1を乗じた数の本新株予約権を発行する。  |
| (2) | 各本新株予約権の<br>発行価額                      | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。   |
| (3) | 本新株予約権の目<br>的である株式の種<br>類及び数の算定方<br>法 | 本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新<br>たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の<br>発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本<br>項第(4)号記載の転換価額(但し、本項第(5)号の定めるところに従い調整された場合は<br>調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の<br>端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 |

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、効力発生直前時に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を2で除したことにより算出される値に相当する額(但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。

- (5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権の割当後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ( ) 本号 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ( ) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本号 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。

但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ( ) 上記( )乃至( )の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記( )乃至( )にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

その他

- ( ) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ( ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（但し、本号( )の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ( ) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号( )の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

- ( ) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社（本項第(11)号において定義する。以下同じ。）とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本号( )の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (6) 本新株予約権を行使することができる期間  
本合併の効力発生日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。  
本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。
- (8) 本新株予約権の取得の事由及び消却の条件  
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法  
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の行使請求期間中に第16項記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。  
行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。  
行使請求の効力は、行使請求書が行使請求の受付場所に到着した日に発生する。  
当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (11) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。  
新たに交付される承継会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。  
承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類  
承継会社の普通株式とする。  
承継会社の新株予約権の目的たる株式の数  
承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、本項第(3)号に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(但し、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。

承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

承継会社の新株予約権を行使することができる期間

本項第(6)号に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。

承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項

承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

- |    |                     |   |
|----|---------------------|---|
| 12 | 財務上の特約（担保提供制限）      | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。   |
| 13 | 期限の利益の喪失            | 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。<br>(1) 当社が第10項又は第12項の規定に違背し、本新株予約権付社債の本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。<br>(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。<br>(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。<br>(4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。 |
| 14 | 譲渡制限                | 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。   |
| 15 | 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） | 株式会社ジー・テイスト 管理本部  |
| 16 | 行使請求の受付場所           | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  |
| 17 | 本社債権者に通知する場合の公告の方法  | 本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。   |
| 18 | 社債権者集会に関する事項        | (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。<br>(2) 本社債の社債権者集会は宮城県においてこれを行う。<br>(3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。   |

## 19 その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
- (2) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。

## (別紙6) 第14回無担保転換社債型新株予約権付社債

- |    |   |   |
|----|---|---|
| 1  | 社債の名称                                     | 株式会社ジー・テイスト第14回無担保転換社債型新株予約権付社債<br>(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」とい<br>い、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」とい<br>う。)   |
| 2  | 社債の総額                                     | 株式会社さかい第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債<br>間限定同順位特約付)(以下「承継前新株予約権付社債」という。)についての社債に係<br>る債務当初金300,000,000円のうち、当社と株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さ<br>かいとの間で平成25年5月15日付で締結された吸収合併契約に基づく合併(以下「本合<br>併」という。)の効力が生じる直前の時(以下「効力発生直前時」という。)において未償<br>還の金額              |
| 3  | 各社債の金額                                    | 金10,000,000円  |
| 4  | 各社債の払込金額                                  | 額面100円につき金98円   |
| 5  | 新株予約権付社債<br>券の券面                          | 本新株予約権付社債については記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。<br><br>また、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社<br>債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。   |
| 6  | 社債の利率                                     | 本社債には利息を付さない。   |
| 7  | 本新株予約権の割<br>当日                            | 本合併の効力発生日とする。   |
| 8  | 担保・保証の有無                                  | 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のため<br>に特に留保されている資産はない。  |
| 9  | 社債管理者の不設<br>置                             | 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすも<br>のであり、社債管理者は設置されない。   |
| 10 | 償還の方法及び期<br>限                             | 本社債は、平成32年3月18日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本におけ<br>る銀行営業日(以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者は<br>その直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができ<br>ず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)<br>に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。                                       |
| 11 | 本新株予約権に関する事項                              |   |
|    | (1) 本社債に付された<br>本新株予約権の数                  | 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、承継前新株予約権付社債に係る効力発<br>生直前時の株式会社さかいの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の所有す<br>る株式会社さかいの新株予約権の合計数に1を乗じた数の本新株予約権を発行する。  |
|    | (2) 各本新株予約権の<br>発行価額                      | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。   |
|    | (3) 本新株予約権の目<br>的である株式の種<br>類及び数の算定方<br>法 | 本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新<br>たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の<br>発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本<br>項第(4)号記載の転換価額(但し、本項第(5)号の定めるところに従い調整された場合は<br>調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の<br>端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 |



- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、効力発生直前時に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を2で除したことにより算出される値に相当する額(但し、当該値の計算については、円位未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。

- (5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権の割当後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ( ) 本号 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ( ) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本号 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- 但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ( ) 上記( )乃至( )の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記( )乃至( )にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

その他

- ( ) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ( ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（但し、本号( )の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ( ) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号( )の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

- ( ) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社（本項第(11)号において定義する。以下同じ。）とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本号( )の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (6) 本新株予約権を行使することができる期間  
平成26年3月18日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。  
本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。
- (8) 本新株予約権の取得の事由及び消却の条件  
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法  
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の行使請求期間中に第16項記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。  
行使請求の受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。  
行使請求の効力は、行使請求書が行使請求の受付場所に到着した日に発生する。  
当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (11) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。  
新たに交付される承継会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。  
承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類  
承継会社の普通株式とする。  
承継会社の新株予約権の目的たる株式の数  
承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、本項第(3)号に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(但し、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。

承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第10項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

承継会社の新株予約権を行使することができる期間

本項第(6)号に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。

承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項

承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

- |    |                     |  |
|----|---------------------|--|
| 12 | 財務上の特約（担保提供制限）      | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。  |
| 13 | 期限の利益の喪失            | <p>当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。</p> <p>(1) 当社が第10項又は第12項の規定に違背し、本新株予約権付社債の本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。</p> <p>(2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。</p> <p>(3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>(4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。</p> |
| 14 | 譲渡制限                | 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。  |
| 15 | 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） | 株式会社ジー・テイスト 管理本部   |
| 16 | 行使請求の受付場所           | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部   |
| 17 | 本社債権者に通知する場合の公告の方法  | 本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。  |
| 18 | 社債権者集会に関する事項        | <p>(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。</p> <p>(2) 本社債の社債権者集会は宮城県においてこれを行う。</p> <p>(3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。</p>   |

## 19 その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
- (2) 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。

#### 4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

##### (1) 本合併に係る割当ての内容

	ジー・テイスト (吸収合併存続会社)	ジー・ネットワークス (吸収合併消滅会社)	さかい (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当ての内容	1	2	2

- (注) 1. ジー・ネットワークスの普通株式1株に対して、ジー・テイストの普通株式2株を、さかいの普通株式1株に対して、ジー・テイストの普通株式2株を割り当て交付します。ただし、ジー・ネットワークスが保有する自己株式4,726株及びさかいが保有する自己株式181,366株については、本合併による株式の割当ては行いません。
2. 本合併により発行するジー・テイストの新株式数：94,006,608株（予定）なお、ジー・テイストはその保有する自己株式を本件合併による株式の割当てには一切充当いたしません。
3. 本合併に伴い、ジー・テイストの1単元である100株に満たない株数の割当てを受けることとなるジー・ネットワークス及びさかいの株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に従い、ジー・テイストに対して、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することができます。
4. 本合併に伴い、ジー・テイストの1単元である100株に満たない株数の割当てを受けることとなるジー・ネットワークス及びさかいの株主の皆様は、会社法第194条第1項及びジー・テイストの定款の規定に基づき、ジー・テイストに対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の株式の売渡しを請求することができます。
5. 本合併に伴うジー・テイストの1株に満たない端数の交付はありません。

##### (2) 本合併に係る割当ての内容の算定根拠等

本合併比率については、その公正性・妥当性を確保するため、統合3社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、ジー・テイストはアルバース証券、ジー・ネットワークスはフロンティア・マネジメント、さかいは松山公認会計士事務所を、算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

アルバース証券は、3社の普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから、市場株価平均法を採用するとともに、3社それぞれについてDCF法による算定を行いました。

ジー・テイストの1株あたり株式価値を1とした場合における合併比率の算定レンジは、以下の通りです。

	ジー・テイスト (吸収合併存続会社)	ジー・ネットワークス (吸収合併消滅会社)	さかい (吸収合併消滅会社)
市場株価平均法	1	1.76～2.42	1.76～2.38
DCF法	1	1.44～5.14	1.88～8.18

なお、市場株価平均法の算定レンジは、平成25年5月14日を算定基準日とし、それぞれの普通株式の算定基準日から遡る1ヶ月間の株価終値平均、算定基準日から遡る3ヶ月間の株価終値平均、及び算定基準日から遡る6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

アルバース証券は、合併比率算定にあたり検討した公開情報及び3社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、3社とその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、3社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い各社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。

アルバース証券の合併比率算定は、平成25年5月14日現在までの上記情報等を反映したものであります。

フロンティア・マネジメントは、3社の普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから、市場株価平均法を採用するとともに、3社それぞれについてDCF法による算定を行いました。

ジー・テイストの1株あたり株式価値を1とした場合の各手法における合併比率の算定レンジは、以下の通りです。

	ジー・テイスト (吸収合併存続会社)	ジー・ネットワークス (吸収合併消滅会社)	さかい (吸収合併消滅会社)
市場株価平均法	1	1.94～2.28	1.91～2.20
D C F 法	1	1.95～2.12	1.82～2.21

なお、市場株価平均法の算定レンジは、平成25年5月14日を算定基準日とし、それぞれの普通株式の算定基準日から遡る1ヶ月間の株価終値平均、算定基準日から遡る3ヶ月間の株価終値平均、及び算定基準日から遡る6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

フロンティア・マネジメントは、合併比率算定にあたり検討した公開情報及び3社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に正確性及び完全性についての検証は行っていません。また、3社とその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、3社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い各社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。

フロンティア・マネジメントの合併比率算定は、平成25年5月14日現在までの上記情報等を反映したものであります。

松山公認会計士事務所は3社の普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから、市場株価平均法を採用するとともに、3社それぞれについてD C F法による算定を行いました。

ジー・テイストの1株あたり株式価値を1とした場合の各手法における合併比率の算定レンジは、以下の通りです。

	ジー・テイスト (吸収合併存続会社)	ジー・ネットワークス (吸収合併消滅会社)	さかい (吸収合併消滅会社)
市場株価平均法	1	1.78～2.45	1.72～2.41
D C F 法	1	1.60～2.39	1.56～2.33

なお、市場株価平均法の算定レンジは、平成25年5月14日を算定基準日とし、それぞれの普通株式の算定基準日から遡る1ヶ月間の株価終値平均、算定基準日から遡る3ヶ月間の株価終値平均、及び算定基準日から遡る6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

松山公認会計士事務所は、合併比率算定にあたり検討した公開情報及び3社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に正確性及び完全性についての検証は行っていません。また、3社とその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、3社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い各社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。

松山公認会計士事務所の合併比率算定は、平成25年5月14日現在までの上記情報等を反映したものであります。

なお、D C F法の算定の基礎として、ジー・テイストがアルパース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所に提供した同社の利益計画において、大幅な減益を見込んでいる事業年度がありますが、これは、同社における売上の減少により業績が落ち込むことが見込まれているためです。

ジー・ネットワークスが、アルパース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所に提供した同社の利益計画において、大幅な増益を見込んでいる事業年度がありますが、これは、同社における売上の増加とコストの削減により業績が向上することが見込まれているためです。

さかいが、アルパース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所に提供した同社の利益計画において、大幅な増益を見込んでいる事業年度がありますが、これは、同社における売上の増加とコストの削減により業績が向上することが見込まれているためです。

### (3) 算定の経緯

統合3社は、上記の通り、それぞれの第三者算定機関に本合併に係る合併比率の算定を依頼し、それぞれの第三者算定機関より「合併比率算定書」を受領しております。各社は、合併比率算定書における算定結果を参考に、各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、各社において合併比率について慎重に交渉、協議を重ねた結果、最終的に上記「(1) 本合併に係る割当ての内容」の合併比率が妥当であると判断し、平成25年5月15日に開催された各社の取締役会において、本合併に係る合併契約を締結することを決議いたしました。

## 5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

ジー・ネットワークスの普通株式の単元株式数は1,000株とされておりますが、当社の普通株式の単元株式数は100株となります。なお、さかいの普通株式の単元株式数は100株とされており、当社と相違ありません。

## 6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

該当事項はありません。

## 7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

### (1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

#### 買取請求権の行使の方法について

ジー・ネットワークス及びさかい（以下「各組織再編成対象会社」といいます。）の株主が、その有する各組織再編成対象会社の普通株式につき、各組織再編成対象会社に対して会社法第785条に定める反対株主の買取請求を行使するためには、平成25年6月24日開催予定のジー・ネットワークス及び平成25年6月27日開催予定のさかいの定時株主総会に先立って本合併に反対する旨を各組織再編成対象会社に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本合併に反対し、本合併の効力発生日の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

#### 議決権の行使の方法

議決権の行使の方法としては、平成25年6月24日開催予定のジー・ネットワークス及び平成25年6月27日開催予定のさかいの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、各組織再編成対象会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主または代理人は、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、各組織再編成対象会社に提出する必要があります。）。

また、当該株主が書面により議決権を行使する方法もあり、その場合には、ジー・ネットワークスは平成25年6月21日（金曜日）17時まで、さかいは平成25年6月26日（水曜日）17時までに議案に対する賛否を表示し、各組織再編成対象会社に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

#### 組織再編成によって発行される株式の受取方法

本合併によって発行される株式は、本合併の効力発生日の前日の各組織再編成対象会社の最終の株主名簿に記録された株主に割当てられます。株主は、自己の各組織再編成対象会社の株式が記録されている振替口座に、当組織再編成対象会社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。



(2) 組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

各社の新株予約権者が、その有する各組織再編成対象会社の新株予約権につき、各組織再編成対象会社に対して会社法第787条に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、本合併の効力発生日の20日前から効力発生日の前日までの間に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の数を明らかにして行う必要があります。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法

当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

(3) 組織再編成対象会社の新株予約権付社債に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

各組織再編成対象会社の社債権者が、その有する各組織再編成対象会社の新株予約権付社債につき、各組織再編成対象会社に対して会社法第787条に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、本合併の効力発生日の20日前から効力発生日の前日までの間に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の数を明らかにして行う必要があります。

なお、この新株予約権買取請求とするときは、併せて新株予約権付社債についての社債を買い取ることを請求する必要があります。

組織再編成によって発行される新株予約権付社債の受取方法

当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

## 8【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき組織再編成対象会社において備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

書類の種類及びその概要

a 平成25年5月15日付吸収合併契約書

b 会社法第782条第1項に基づく会社法施行規則第182条第1項各号に係る以下の書類

- ・ 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項、合併対価の相当性に関する事項、合併対価について参考となるべき事項、計算書類等に関する事項、本合併が効力を生ずる日以後における当社の債務履行の見込みに関する事項を記載しております。
- ・ 本合併の効力発生日までの間に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置くことといたします。

具体的には、次のとおりです。

- ・ 当社の定款の定め
- ・ 平成25年3月期に係る事業報告書、計算書類及び連結計算書類
- ・ 合併が効力を生ずる日以後における、ジー・ネットワークスおよびさかいの債務履行の見込みに関する事項を記載した書面
- ・ ジー・ネットワークスおよびさかいにおいて、最終事業年度の末日以降に重大な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置くことといたします。
- ・ 合併の効力発生日までの間に、上記各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置くことといたします。

当該書類の閲覧方法

ジー・ネットワークスおよびさかいの営業時間内に各社の本店において閲覧することができます。

(2) 組織再編成に関し会社法等に基づき提出会社において備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の  
閲覧方法

書類の種類及びその概要

- a 平成25年5月15日付吸収合併契約書
- b 会社法第794条第1項に基づく会社法施行規則第191条各号に係る以下の書類
  - ・ 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項、合併対価の相当性に関する事項、計算書類等に関する事項、本合併が効力を生ずる日以後における当社の債務履行の見込みに関する事項を記載しております。
  - ・ 本合併の効力発生日までの間に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置くことといたします。

当該書類の閲覧方法

当社の営業時間内に当社の本店において閲覧することができます。

(3) 組織再編成に関する手続の方法および日程

吸収合併契約の締結決議取締役会	平成25年5月15日(水)
吸収合併契約締結日	平成25年5月15日(水)
吸収合併契約承認株主総会(当社)	平成25年6月26日(水)(予定)
吸収合併契約承認株主総会(ジー・ネットワークス)	平成25年6月24日(月)(予定)
吸収合併契約承認株主総会(さかい)	平成25年6月27日(木)(予定)
最終売買日(ジー・ネットワークス及びさかい)	平成25年7月26日(金)(予定)
上場廃止日(ジー・ネットワークス及びさかい)	平成25年7月29日(月)(予定)
合併期日(効力発生日)	平成25年8月1日(木)(予定)

ただし、本合併契約手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

(4) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利」をご参照ください。

## 第2【統合財務情報】

提出会社（株式会社ジー・テスト）

主要な経営指標等の推移

回次	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (千円)	14,318,463	13,710,819	16,299,407	17,693,977	16,901,523
経常利益 (千円)	1,123,548	786,526	468,301	25,238	1,120,630
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	1,021,222	34,435	612,614	2,188,130	794,645
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失 ( ) (千円)	206,772	77,617	-	133	31,348
資本金 (千円)	897,128	897,128	1,274,628	1,634,628	1,785,195
発行済株式総数 (千株)	37,248	37,248	53,100	65,792	74,364
純資産額 (千円)	4,659,045	4,579,624	5,440,046	3,646,723	4,741,338
総資産額 (千円)	10,128,523	10,172,078	12,136,956	11,371,044	11,259,119
1株当たり純資産額 (円)	125.17	123.04	102.45	55.41	63.76
1株当たり配当額 (うち1株当たり期末配当額) (円)	3.00	3.00	1.50	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(3.00)	(3.00)	(1.50)	(-)	(-)
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	27.44	0.93	14.02	36.26	11.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	10.34
自己資本比率 (%)	46.0	45.0	44.8	32.1	42.1
自己資本利益率 (%)	24.50	0.75	12.23	48.17	18.95
株価収益率 (倍)	4.99	96.77	-	-	3.81
配当性向 (%)	10.9	322.60	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	720,211	359,846	374,197	527,188	1,485,458
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	784,407	308,192	905,964	393,362	465,248
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,453,983	457,615	259,162	1,060,642	773,412
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	460,022	969,291	276,844	611,484	1,788,778
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	387	388	495	499	445
	(1,132)	(1,104)	(1,297)	(1,392)	(1,318)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第49期及び第50期については潜在株式が存在しないため、第51期及び第52期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第51期において、子会社であった株式会社グローバルアクトを平成21年8月1日付にて吸収合併しております。
4. 第52期において、兄弟会社であったフード インクルーヴ株式会社を平成22年7月1日付にて吸収合併しております。
5. 第53期から専売契約料収入、不動産賃貸料収入及び不動産賃貸原価について表示方法の変更を行っており、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。当該表示方法の変更は遡及適用され、第49期、第50期、第51期及び第52期については遡及修正後の数値を記載しております。なお、表示方法の変更の内容については、「第5 経理の状況 1.財務諸表等 (1)財務諸表 表示方法の変更」に記載しております。
6. 株価収益率は、第51期及び第52期については当期純損失であるため記載しておりません。
7. 配当性向は、第51期については当期純損失であるため、第52期及び第53期については配当実績がないため記載しておりません。

## 組織編成対象会社（株式会社ジー・ネットワークス）

## 主要な経営指標等の推移

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (千円)	8,235,287	8,374,862	7,804,771	7,348,644	7,521,691
経常利益 (千円)	381,459	245,528	207,880	219,329	101,695
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	328,225	36,235	57,691	11,802	465,708
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失( ) (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,715,000	1,715,000	1,715,000	1,715,000	1,715,000
発行済株式総数 (千株)	23,584	23,584	23,584	23,584	23,584
純資産額 (千円)	2,560,342	2,586,325	2,658,464	2,670,211	2,204,490
総資産額 (千円)	6,394,965	5,875,638	5,320,981	5,245,551	4,652,291
1株当たり純資産額 (円)	108.58	109.68	112.74	113.24	93.49
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (円)	13.92	1.54	2.45	0.50	19.75
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	40.0	44.0	50.0	50.9	47.4
自己資本利益率 (%)	13.63	1.41	2.20	0.44	19.11
株価収益率 (倍)	11.06	68.33	44.96	105.88	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	713,217	506,778	513,546	316,958	432,882
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	963,883	481,820	1,777	195,963	156,637
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	53,965	444,196	532,392	126,057	305,808
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	716,322	297,084	280,015	274,951	245,387
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	199 (693)	212 (710)	216 (622)	214 (582)	226 (604)

(注) 1. ジー・ネットワークスは連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在せず、また第46期については1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第46期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

6. 配当性向は配当実績がないため記載しておりません。

## 組織編成対象会社（株式会社さかい）

## 主要な経営指標等の推移

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (千円)	11,467,054	10,166,215	7,483,929	7,020,620	5,787,373
経常利益 (千円)	688,667	491,705	121,324	118,901	31,884
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	654,537	455,602	162,336	263,063	292,979
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失( ) (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	2,363,078	1,720,205	1,745,217	1,795,217	1,795,217
発行済株式総数 (千株)	20,627,000	22,227,000	22,662,000	23,605,396	23,605,396
純資産額 (千円)	1,480,288	2,083,387	1,977,272	1,814,203	1,521,223
総資産額 (千円)	6,288,994	5,516,061	5,009,672	4,770,995	4,384,455
1株当たり純資産額 (円)	72.40	94.50	87.95	77.45	64.94
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (円)	32.01	21.94	7.29	11.48	12.51
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	23.5	37.8	39.5	38.0	34.7
自己資本利益率 (%)	56.0	25.6	8.0	13.9	17.6
株価収益率 (倍)	4.6	5.1	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	866,923	863,870	1,512	352,414	148,442
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	281,529	223,217	114,460	231,359	87,902
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	2,427,656	1,280,844	72,192	112,730	42,807
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	279,647	85,891	42,110	50,436	243,973
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	216 (730)	184 (704)	165 (594)	173 (608)	148 (489)

(注) 1. さかいは、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第28期及び第29期においては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は記載しておりません。

5. 第30期、第31期及び第32期においては、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は記載しておりません。
6. 第三者割当により平成21年9月30日に435,000株を発行し、第30期の発行済株式総数は22,662,000株となりました。
7. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使により平成22年10月15日に943,396株を発行し、第31期の発行済株式総数は23,605,396株となりました。
8. 配当性向は配当実績がないため記載しておりません。

組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等

本届出書提出日現在において財務情報は作成しておりませんが、当社、ジー・ネットワークス及びさかいの平成25年3月末で終了した事業年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益又は当期純損失」を合算すると、以下のとおりであります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益又は当期純損失」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高	(千円)	28,284,126
経常利益	(千円)	1,012,175
当期純利益又は当期純損失 ( )	(千円)	229,647

(注) 1. 当社、ジー・ネットワークス及びさかいの平成25年3月末で終了した事業年度の数値を元に記載しておりますが、各社の数値については、本届出書提出日現在、監査報告書を受領しておりません。

2. 統合3社間の調整は行っておりません。

### 第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

統合3社はそれぞれの飲食店店舗運営事業を平成25年8月1日を効力発生日として、株式会社クック・オペレーション(新設会社、以下「クック・オペレーション」といいます。)に共同新設分割(以下「本件分割」といいます。)により承継させる、共同新設分割計画を平成25年5月15日付で作成しております。

#### 1. 本件分割の目的

本件分割の目的については、上記「第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等(1)組織再編成の目的」をご参照下さい。

また、クック・オペレーションの概要は以下の通りです。

	新設分割設立会社
(1) 名称	株式会社クック・オペレーション
(2) 所在地	名古屋市北区
(3) 代表者の役職・氏名	取締役：阿久津 貴史 取締役：稲吉 史泰
(4) 事業内容	飲食店舗運営事業
(5) 資本金	50百万円
(6) 純資産	300百万円
(7) 総資産	未定(現時点では確定しておりません)
(8) 決算期	3月31日

#### 2. 本件分割に係る割当ての内容

クック・オペレーションは、本件分割に際して普通株式26,000株を発行し、ジー・テイストに10,000株、ジー・ネットワークスに9,000株、さかいに7,000株をそれぞれ割り当てます。

#### 3. 分割又は承継する資産、負債の状況

クック・オペレーションへの承継額

(単位：百万円)

	資産の額	負債の額
ジー・テイスト	1,033	933
ジー・ネットワークス	336	236
さかい	433	333

(注) なお、上記に記載されている金額は平成25年3月31日現在のものであり、実際に分割される資産・負債の金額は、上記金額に本件分割効力発生日までの増減を加味したうえで確定いたします。



## 4. 本件分割に係る割当ての内容の算定根拠等

## 算定の基礎

本件分割の株式割当比率については、その公正性・妥当性を確保するため、統合3社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式割当比率の算定を依頼することとし、ジー・テストはアルパース証券株式会社（以下「アルパース証券」といいます。）、ジー・ネットワークスはフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）、さかいは松山公認会計士事務所を、算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

アルパース証券は3社の株式割当比率を算定するため、本件分割の対象となる飲食店舗運営事業の価値につき、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）により算定を行いました。DCF法における株式割当比率の算定レンジは以下の通りです。

	ジー・テスト	ジー・ネットワークス	さかい
DCF法	1	0.83～1.22	0.67～1.01

アルパース証券は、株式割当比率の算定にあたり検討した公開情報及び3社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に正確性及び完全性についての検証は行っていません。また、3社の飲食店舗運営事業の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、3社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い各社の飲食店舗運営事業の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。

アルパース証券の株式割当比率の算定は、平成25年5月14日現在までの上記情報等を反映したものであります。

フロンティア・マネジメントは、3社の株式割当比率を算定するため、本件分割の対象となる飲食店舗運営事業の価値につき、DCF法により算定を行いました。DCF法における株式割当比率の算定レンジは以下の通りです。

	ジー・テスト	ジー・ネットワークス	さかい
DCF法	1	0.86～1.11	0.65～0.80

フロンティア・マネジメントは、株式割当比率の算定にあたり検討した公開情報及び3社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に正確性及び完全性についての検証は行っていません。また、3社の飲食店舗運営事業の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、3社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い各社の飲食店舗運営事業の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。

フロンティア・マネジメントの株式割当比率の算定は、平成25年5月14日現在までの上記情報等を反映したものであります。

松山公認会計士事務所は3社の株式割当比率を算定するため、本件分割の対象となる飲食店舗運営事業の価値につき、DCF法により算定を行いました。DCF法における株式割当比率の算定レンジは以下の通りです。

	ジー・テスト	ジー・ネットワークス	さかい
DCF法	1	0.84～1.72	0.61～1.24

松山公認会計士事務所は、株式割当比率の算定にあたり検討した公開情報及び3社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に正確性及び完全性についての検証は行っていません。また、3社の飲食店舗運営事業の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、3社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い各社の飲食店舗運営事業の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。

松山公認会計士事務所の株式割当比率の算定は、平成25年5月14日現在までの上記情報等を反映したものであります。

なお、DCF法の算定の基礎として、ジー・テストがアルパース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所に提供した同社の飲食店舗運営事業の利益計画において、大幅な減益を見込んでいる事業年度がありますが、これは、同社事業における販売費及び一般管理費の増加により業績が落ち込むことが見込まれているためです。

ジー・ネットワークスが、アルパース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所に提供した同社の飲食店舗運営事業の利益計画において、大幅な増益を見込んでいる事業年度がありますが、これは、同社における売上の増加とコストの削減により業績が回復することが見込まれているためです。

さかいが、アルバース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所に提供した同社の飲食店舗運営事業の利益計画において、大幅な増益を見込んでいる事業年度がありますが、これは、同社における売上の増加とコストの削減により業績が回復することが見込まれているためです。

#### 算定の経緯

統合3社は、上記の通り、それぞれの第三者算定機関に本件分割における株式割当比率の算定を依頼し、それぞれの第三者算定機関より「株式割当比率算定書」を受領しております。各社は、株式割当比率算定書における算定結果を参考に、各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し等の要因を総合的に勘案し、各社において株式割当比率について慎重に交渉、協議を重ねた結果、株式割当比率をジー・テイスト：ジー・ネットワークス：さかい＝1：0.9：0.7とすることに合意し、平成25年5月15日に開催された各社の取締役会において、本件分割における株式割当比率を決定の上、同日、3社間で共同新設分割計画を作成いたしました。

#### 算定機関との関係

アルバース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所はいずれも、統合3社から独立しており、各社の関連当事者には該当せず、本件分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### 第三部【企業情報】

#### 第1【企業の概況】

##### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (千円)	14,318,463	13,710,819	16,299,407	17,693,977	16,901,523
経常利益 (千円)	1,123,548	786,526	468,301	25,238	1,120,630
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	1,021,222	34,435	612,614	2,188,130	794,645
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失 ( ) (千円)	206,772	77,617	-	133	31,348
資本金 (千円)	897,128	897,128	1,274,628	1,634,628	1,785,195
発行済株式総数 (千株)	37,248	37,248	53,100	65,792	74,364
純資産額 (千円)	4,659,045	4,579,624	5,440,046	3,646,723	4,741,338
総資産額 (千円)	10,128,523	10,172,078	12,136,956	11,371,044	11,259,119
1株当たり純資産額 (円)	125.17	123.04	102.45	55.41	63.76
1株当たり配当額 (うち1株当たり期末配当額) (うち1株当たり中間配当額) (円)	3.00 (3.00) (-)	3.00 (3.00) (-)	1.50 (1.50) (-)	- (-) (-)	- (-) (-)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (円)	27.44	0.93	14.02	36.26	11.55
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	-	-	-	-	10.34
自己資本比率 (%)	46.0	45.0	44.8	32.1	42.1
自己資本利益率 (%)	24.50	0.75	12.23	48.17	18.95
株価収益率 (倍)	4.99	96.77	-	-	3.81
配当性向 (%)	10.9	322.60	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	720,211	359,846	374,197	527,188	1,485,458
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	784,407	308,192	905,964	393,362	465,248
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	1,453,983	457,615	259,162	1,060,642	773,412
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	460,022	969,291	276,844	611,484	1,788,778
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	387 (1,132)	388 (1,104)	495 (1,297)	499 (1,392)	445 (1,318)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第49期及び第50期については潜在株式が存在しないため、第51期及び第52期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第51期において、子会社であった株式会社グローバルアクトを平成21年8月1日付にて吸収合併しております。

4. 第52期において、兄弟会社であったフード インクルーヴ株式会社を平成22年7月1日付にて吸収合併しております。

す。

5. 第53期から専売契約料収入、不動産賃貸料収入及び不動産賃貸原価について表示方法の変更を行っており、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。当該表示方法の変更は遡及適用され、第49期、第50期、第51期及び第52期については遡及修正後の数値を記載しております。なお、表示方法の変更の内容については、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等（1）財務諸表 表示方法の変更」に記載しております。
6. 株価収益率は、第51期及び第52期については当期純損失であるため記載しておりません。
7. 配当性向は、第51期については当期純損失であるため、第52期及び第53期については配当実績がないため記載しておりません。

## 2【沿革】

年月	事項
昭和34年11月	仙台市名掛丁（現青葉区）に株式会社教育用品センターを設立
昭和35年1月	仙台市元寺小路（現宮城野区）に本社を移転
昭和48年9月	商号を株式会社元禄に変更
昭和48年10月	仙台市旭ヶ丘（現青葉区）に本社を移転
昭和56年2月	元禄産業株式会社（本社：大阪府東大阪市）と商標、営業名称の「専用使用許諾契約」を締結
昭和61年4月	仙台市大和町（現若林区）に本社を移転
平成元年2月	子会社株式会社オレンジファイナンスを設立
平成元年3月	子会社株式会社オレンジファイナンスに寿司部門を営業譲渡 同時に、商号を当社は株式会社オレンジファイナンス、子会社は株式会社元禄と変更
平成3年9月	子会社株式会社元禄を吸収合併、同時に商号変更し当社が株式会社元禄に変更
平成3年12月	仙台市青葉区本町二丁目1番29号に本社を移転
平成8年11月	新商標「平禄寿司・シンボルマーク」に切替開始（平成9年2月全店切替完了）
平成9年2月	元禄産業株式会社との商標、営業名称の「専用使用許諾契約」の契約満了
平成9年4月	商号を平禄株式会社に変更
平成13年4月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年7月	株式会社ジー・コミュニケーション（本社：名古屋市北区）と「資本業務提携契約」を締結
平成17年8月	株式会社ゼクーの破産管財人より、営業の一部（郊外型居酒屋「とりあえず吾平」）を譲受け
平成17年10月	商号を株式会社ジー・テイストに変更
平成18年4月	仙台市若林区に本社を移転
平成18年6月	新日本プロレスリング(株)とアントニオ猪木氏に係る「肖像権等使用許諾契約」を締結
平成18年10月	株式会社江戸沢（株式会社グローバルアクト）を子会社化
平成19年5月	子会社株式会社グローバルアクトより、営業の一部（ちゃんこ江戸沢15店舗）を譲受け
平成19年5月	子会社株式会社グローバルアクトの非子会社化
平成20年6月	株式会社グローバルアクトより北関東地方の一部（小樽食堂2店舗、ちゃんこ江戸沢2店舗）を譲受け
平成21年4月	株式会社グローバルアクトを子会社化
平成21年8月	子会社株式会社グローバルアクトを吸収合併
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ市場（現 大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））に上場

年月	事項
平成22年7月	フード インクルーヴ株式会社を吸収合併
平成23年9月	仙台市宮城野区に本社を移転
平成23年10月	営業の一部（「益益」事業）を譲渡
平成25年5月	当社、ジー・ネットワークス及びさかいの取締役会において、3社の経営統合の実施、それぞれの飲食店舗運営事業の株式会社クック・オペレーション（新設会社）への共同新設分割による承継、併せて当社を存続会社とする合併の実施を決議
平成25年5月	当社を存続会社とする合併の際の定款変更及び資本金の額及び資本準備金の額の減少の実施及び定時株主総会へのこれらに係る議案の付議を決議
平成25年6月	定時株主総会において、当社を存続会社とする合併の際の定款変更及び資本金の額及び資本準備金の額の減少の実施を決議（予定）
平成25年8月	当社、ジー・ネットワークス及びさかいの飲食店舗運営事業の株式会社クック・オペレーション（新設会社）への共同新設分割による承継（予定）

### 3【事業の内容】

- ・第54期（平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、寿司の「平禄寿司」「仙台平禄」「奥羽寿司製作所」「仙台下駄や」と居酒屋の「とりあえず吾平」「村さ来」「ちゃんこ江戸沢」「アントニオ猪木酒場」「ぱたぱた家」「てんてけてん」の営業名称にてチェーン店経営をいたしております。また、同名称にて営業を行っているフランチャイズ加盟店への商品販売も行っております。

また、当社グループには親会社として株式会社ジー・コミュニケーションがあり、同社の傘下に外食、教育事業を運営する複数の企業群が存在しており、ライセンス契約による店舗・教室運営をしております。

なお、平成25年2月15日付けで、当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーション（以下「ジー・コミュニケーション」といいます。）は、株式会社クックイノベンチャー（以下「クックイノベンチャー」といいます。）に対し、第三者割当増資による株式の発行を行いました。この結果、クックイノベンチャーは、議決権割合にして68.2%に相当するジー・コミュニケーションの株式を所有することとなりましたため、新たに当社の親会社（当社株式の間接保有）に該当することとなりました。

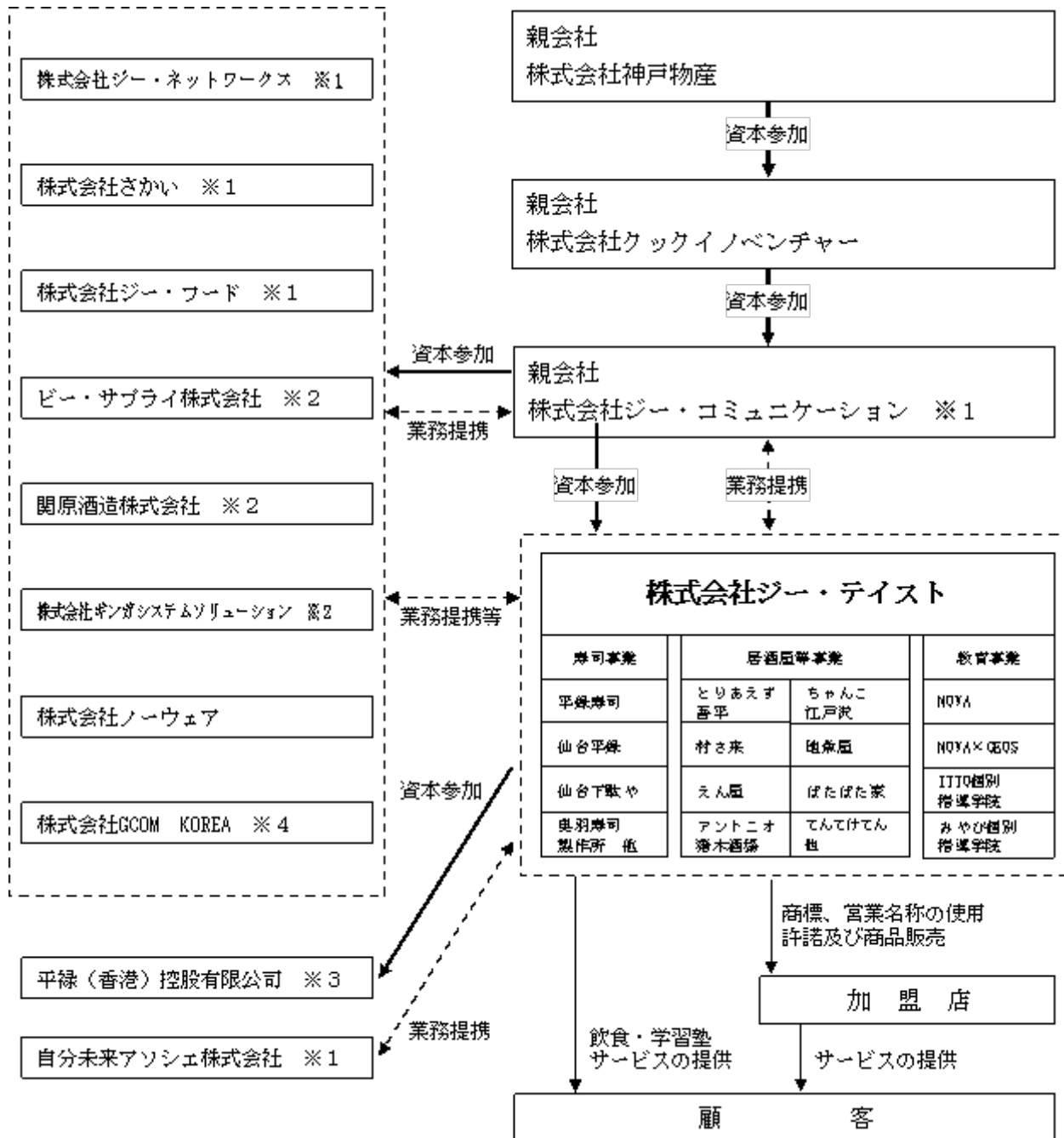
また、当該株式の発行に伴い、当社の親会社（当社株式の間接保有）であった株式会社フーデーズは、上記第三者割当増資により、平成25年2月15日付で当社の親会社（当社株式の間接保有）に該当しないこととなりました。

また、株式会社神戸物産は、平成25年5月21日付で、当社の親会社（当社株式の間接保有）であり、株式会社神戸物産が議決権の所有割合にて18.9%を出資する株式会社クックイノベンチャーについて、平成25年10月期第2四半期より連結子会社として、連結の範囲に含めることとしたとのことです。

これにより、株式会社神戸物産が当社の親会社（当社株式の間接保有）に該当することとなりました。

## 〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- 1 業務提携契約を締結しております。
- 2 取引先であります。
- 3 出資先会社であります。
- 4 平成25年4月15日付でジー・コミュニケーショングループから外れております。

## 〔ジー・コミュニケーショングループにおける企業集団一覧〕

株式会社ジー・ネットワークス（東証2部：7474） 麵レストラン「長崎ちゃんめん」、中国料理「敦煌」、じゅうじゅう焼肉「カルビ大陸」、オムライス専門店「おむらいす亭」を中心とする多業態の直営及びF C展開

株式会社さかい（JASDAQ：7622） 焼肉屋さかいを中心とする直営及びF C展開

株式会社ジー・フード 高幹舎、小樽食堂、鈴の屋、信天翁を中心とする多業態の直営及びF C展開

ビー・サプライ株式会社 外食産業全般の運営・管理業務受託

関原酒造株式会社 日本酒を主とする酒類の製造及び販売

株式会社ギンガシステムソリューション ソフトウェア、POSレジ・ASPの開発・販売・コンサルティング

株式会社ノーウェア 「デイサービスセンター なご家」の直営展開を中心とする高齢者介護事業の運営

株式会社シャンディー ビー・サプライ株式会社の子会社。酒類の卸売り販売

株式会社GCOM KOREA 韓国国内を主としたエリアフランチャイザー及び貿易業務

#### 4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合(%)	関係内容
(親会社) 株式会社神戸物産 (注)2	兵庫県加古郡	6,400	食品製造、販売業	被所有 44.32 (44.32)	-
(親会社) 株式会社ジー・コミュニ ケーション(注)2	名古屋市北区	3,754,010	グループホールディ ング会社、コンサル ティング事業	被所有 44.32	業務委託契約 役員の兼任
(親会社) 株式会社クックイノベン チャー(注)1、2	兵庫県加古郡	5,500	会社の株式又は持分 の所有、所有先の事 業活動の支配・管理 事業	被所有 44.32 (44.32)	-

(注)1. 「議決権の所有割合又は被所有割合」欄の(内書)は間接被所有であります。

2. 上記、親会社の議決権の所有割合は、100分の50以下であります。が、実質的に支配しているため親会社としておりま  
す。

#### 5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
445(1,318)	36.8	5.4	3,554,903

セグメントの名称	従業員数(人)
寿司事業	150 (502)
居酒屋等事業	201 (754)
教育事業	44 (56)
報告セグメント計	395 (1,312)
全社(共通)	50 (6)
合計	445 (1,318)

(注)1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数  
(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しておりま  
す。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

4. 従業員数が前事業年度末と比べて54人減少したのは、不採算店舗の閉店によるものであります。

## (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

当事業年度より表示方法の変更を行っており、遡及処理後の数値で前事業年度との比較を行っております。

#### (1) 業績

・第53期会計年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

第53期におけるわが国の経済環境は、東日本大震災からの復興を目指し企業が経済活動を再開する一方、福島原子力発電所の事故の影響により一部では生産活動が低迷し依然復旧が進まない状況も続いております。また、長引く円高や欧州各国の金融不安等を背景とした海外景気の減速を受け、先行き不透明な状況で推移いたしました。

外食産業におきましては、デフレの影響や雇用不安等により個人消費の低迷が続く中、震災後の外食自粛傾向は沈静化いたしました。様々な業態が乱立した低価格競争は依然続いており、今後は原油高を背景に原材料費の高騰も懸念され、さらに厳しい経営環境が予想されます。

このような状況のもと、当社では収益力改善のため不採算店舗の撤退や既存店の強化をすすめるとともに、フランチャイズ部門の強化や経営の効率化を図り業績回復に取り組んでまいりました。震災で被害があった一部店舗では長期の休業をやむなくされておりましたが、幸い9月までには直営店舗全店で営業を再開することができ、東北地方を中心に被災地での需要が高まり、また各地の店舗へ復旧・復興を後押しするべく多くのお客様にご来店いただき、業績は順調に推移いたしました。

以上の結果、第53期の業績は、売上高169億1百万円（前事業年度比4.5%減）、営業利益11億72百万円（前事業年度比10億32百万円の増益）、経常利益11億20百万円（前事業年度比10億95百万円の増益）となり、当期純利益は7億94百万円（前事業年度比29億82百万円の増益）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 寿司事業

寿司事業におきましては、宅配専門店1店舗を出店、不採算店舗の10店舗を閉店した結果、第53期末の店舗数は直営店72店舗となりました。例年以上に旬の食材にこだわり、より安全性を求めたメニューを展開し、宅配実施店舗を拡大するなどお客様満足度を追求しながら既存店の強化に努めてまいりました。「恵方巻」や「ひな祭り」などの限定テイクアウトの売上高は第52期を上回り、「陽春巡り」など期間限定キャンペーンや復興支援メニューもご好評をいただきました。

以上の結果、売上高58億40百万円（前事業年度比0.8%増）、セグメント利益（営業利益）4億84百万円（前事業年度比266.5%増）となりました。

#### 居酒屋等事業

居酒屋等事業におきましては、譲受けを含め3店舗を出店、不採算店舗23店舗を閉店した結果、第53期末の店舗数は直営店123店舗となりました。各業態でランドメニューや宴会メニューでより特長のあるメニューを導入し、挟み込みメニューや各種フェアの充実を図り、いつでも誰でも楽しめるメニューで顧客満足と集客に努めてまいりました。また、「とりあえず吾平」「ちゃんこ江戸沢」では「東北フェア」を開催し「おいしく食べて復興応援」と銘打ち、被災された企業様の食材を積極的にメニューに取り入れ復興支援にも取り組んでまいりました。

フランチャイズ部門につきましては「とりあえず吾平」「村さ来」で概ね順調に推移しておりますが、さらに拡大を図るべく新業態「てんてけてん」「ぱたぱた家」など新しい業態のフランチャイズ展開の基盤造りをすすめてまいりました。

以上の結果、売上高99億71百万円（前事業年度比8.8%減）、セグメント利益（営業利益）12億74百万円（前事業年度比95.3%増）となりました。

#### 教育事業

教育事業におきましては、第53期末の直営校舎数は40校舎となりました。震災後の学習塾での生徒数減少が課題となりましたが、通常講習や夏季冬季講習の充実を図り、新規生徒獲得とともに単価アップに取り組んでまいりました。英会話教室においては、イベントの実施やCM等による販促、企業とのタイアップが効果をあげ、新規生徒数の獲得が順調に進みました。

以上の結果、売上高6億76百万円（前事業年度比8.5%増）、セグメント利益（営業利益）89百万円（第52期比22.1%増）となりました。

#### その他事業

その他の事業には、不動産賃貸料等が含まれ、売上高4億13百万円（前事業年度比21.3%増）、セグメント利益（営



業利益）54百万円（前事業年度比27.7%減）となりました。

## (2) キャッシュ・フロー

第53期における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の期末残高は、17億88百万円となりました。

第53期における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

第53期において営業活動の結果得られた資金は、14億85百万円（第52期は5億27百万円の獲得）となりました。これは主に税引前当期純利益9億3百万円の計上、減価償却費2億92百万円、減損損失2億円によるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

第53期において投資活動の結果得られた資金は、4億65百万円（第52期は3億93百万円の獲得）となりました。これは主に有形固定資産の売却による収入1億89百万円、敷金・差入保証金の回収による収入3億1百万円によるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

第53期において財務活動の結果使用した資金は、7億73百万円（第52期は10億60百万円の使用）となりました。これは主に短期借入による収入1億24百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入99百万円といった資金増加要因があったものの長短借入金の返済による支出9億39百万円があったためであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

・第53期会計年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

### (1) 生産実績

該当事項はありません。

### (2) 受注状況

該当事項はありません。

## (3) 販売実績

第53期の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		前年同期比 (%)
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
寿司事業	直営店売上	5,736,064	32.4	5,812,536	34.4	1.3
	F C 店向売上等	55,948	0.3	27,883	0.2	50.2
	小計	5,792,012	32.7	5,840,419	34.6	0.8
居酒屋等事業	直営店売上	9,811,709	55.5	8,952,548	53.0	8.8
	F C 店向売上等	1,126,191	6.4	1,019,012	6.0	9.5
	小計	10,937,900	61.9	9,971,561	59.0	8.8
教育事業	直営校舎売上	608,932	3.4	655,175	3.9	7.6
	F C 校舎向売上等	14,136	0.1	20,826	0.1	47.3
	小計	623,069	3.5	676,002	4.0	8.5
その他事業	不動産賃貸収入他	340,995	1.9	413,540	2.4	21.3
	小計	340,995	1.9	413,540	2.4	21.3
合計		17,693,977	100.0	16,901,523	100.0	4.5

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去することとしておりますが、該当事項はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 寿司事業には、「平禄寿司」「仙台平禄」「仙台下駄や」「味香」「宅配平禄」「奥羽寿司製作所」が含まれております。

4. 居酒屋等事業には、「とりあえず吾平」「ちゃんこ江戸沢」「アントニオ猪木酒場」「えん屋」「村さ来」「ゆるりと菜村さ来」「地魚屋」「東京ヤミツキ酒場」「ぱたぱた家」「てんてけてん」「ふらりむらさき」「唐竹家」「海賓亭」「パドック」「スパイスピエロ」「アモール・デ・ガウディ」「つけめん いちよし」「海宴丸」「ZESSAN」「ちょっとよろう家」「伊藤珈琲」「小樽食堂」「ハイカラヤ」「キャッツカフェ」「まるさ水産」「おむらいす亭」「元町珈琲」「とりボックス」「ヤマダモンゴル」「囲炉家村さ来」が含まれております。

5. 教育事業には、「NOVA」「NOVA×GEOS」「ITTO個別指導学院」「みやび個別指導学院」が含まれております。

6. 第53期から専売契約料収入、不動産賃貸料収入及び不動産賃貸原価について表示方法の変更を行っており、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）を適用しております。当該表示方法の変更は遡及適用され、前事業年度の販売実績及び前年同期比は遡及修正後の数値に基づき記載しております。なお、表示方法の変更の内容については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 表示方法の変更」に記載しております。

### 3【対処すべき課題】

・第53期会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、過年度の会計処理について証券取引等監視委員会より疑義を呈され、社外の専門家である弁護士、公認会計士から成る調査チームを設置し、調査結果に基づき訂正の必要があると判断しましたので、過年度に遡って影響する有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

当社では、再発防止策として実務担当者の研修を充実し専門的な業務知識を取得できる環境づくりを進め、また、社外の有識者の意見等を社内で検討する体制を構築し、ガバナンス体制の強化や内部統制の強化を図り、株主の皆様をはじめステークホルダーの皆様への信頼回復に努めてまいります。

#### 4【事業等のリスク】

・第53期会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、第53期末において当社が判断したものであります。

##### 食中毒が発生した場合の影響

飲食店舗において衛生管理には細心の注意を払っておりますが、商品の性格上食中毒の可能性を完全になくすことは困難です。万一食中毒が発生させた場合、その程度にもよりますが当該店舗のみならず広範囲に及び一斉営業停止を命じられ、売上の減少に至る可能性があります。さらにマスコミによる広域的報道で企業イメージが損なわれる可能性があります。

##### 店舗の老朽化

商圈の縮小・店舗の老朽化等が売上低迷を招き、これが改善投資を怠らせることで悪循環を招くことが考えられます。原価の高騰

輸入食材に頼る当社は、魚資源の枯渇、漁船燃料の高騰、輸入先の人々の魚食化、不漁、戦争、為替等により、材料の値上がりに直面する可能性があります。

##### 外部事件等の影響

かつて、他社においては狂牛病、鳥インフルエンザ等によって甚大な影響を受けたことが想起されます。当社の食材は輸入食材も多く、輸入品に対する中傷等が拡大した場合、経営成績に影響を与える可能性があります。

##### 競合店の出現、競争の激化

採算性の良い店舗に隣接して、競合他社が出店した場合には経営成績に大きな影響を与えます。このような事例は、これまでにも多く発生しております。

##### 消費者の嗜好の変化

外食産業の中でも、多くの分野があり、消費者の嗜好が変化する可能性があります。例えば高齢化の進展によって、ファミリー層に顧客基盤をおく業種の成長が鈍化することも考えられます。

##### 景気動向等による外食市場の低迷について

雇用環境、給与収入の変動によって、外食の市場も影響を受ける可能性があります。従来も景気低迷が失業率の増加、所得の減少を通じて外食の消費支出を抑えた事例があります。

##### 異常気象・震災等天災の影響

東北圏で時おり発生する冷害や、台風及び大雨による風水害等が、過去に当社の主要食材である米の作況に大きな影響を及ぼした事例がありました。米の不作による米価の高騰のみならず、主に農業従事者の所得減少による消費意欲の減退を招くことが考えられます。また、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災のような地域経済に大きな影響を及ぼす規模の天災、及びこれら天災に派生した事故等の影響が長期化した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 有利子負債・借入金利

当社は、従来より店舗の建設等の設備投資資金及び事業拡大のためのM & A資金を主に金融機関からの借入で賄っており、総資産に占める有利子負債の比率が28.9%と高い水準にあります。そのため、金利が上昇した場合には、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

また、当社では、財務体質の強化を図るために、親会社ジー・コミュニケーション及びそのグループ会社と協調して、借入金の返済方法の見直しを検討しており、金融機関に対しては、平成23年1月度より元本返済猶予の要請を認めていただいております。よって今後における返済猶予を含む返済方法の見直しについても引き続き、協力が得られるものと考えておりますが、その交渉如何により資金繰りに重大な影響を与える可能性があります。

また、平成23年5月27日において、日本振興銀行株式会社からの借入金2億95百万円（平成24年3月末現在 2億71百万円）が株式会社整理回収機構に移管されていますが、当該借入金についても、他の金融機関と同様、返済猶予を含む返済方法の見直しを行う予定ではありますが、その交渉如何により、当社の資金繰りに重大な影響を与える可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

- ・第53期会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

### (1) アントニオ猪木氏の著作権等に関する契約

当社は、親会社である株式会社ジー・コミュニケーションとの間で、同社が非独占的使用の許諾を受けているアントニオ猪木こと猪木寛至氏に関する著作権、肖像権、意匠権、商標権、ノウハウ実施許諾等を非独占的に使用する権利について契約を締結しております。

#### 使用の目的・場所

日本国内において、当社及び当社とのFC/RC加盟契約する第三者が、本契約期間中に営業を開始する複数の店舗において、アントニオ猪木ブランドを活かした外食ビジネスの展開及びグッズ販売、酒類・飲料・食品の販売を目的としたものであります。

#### 契約期間

平成20年7月1日から30年間

#### 契約金額

年額15,000千円（税抜）

### (2) その他

当社は、事業の拡大発展を図るため、株式会社ジー・コミュニケーション及びジー・コミュニケーショングループ3社（株式会社ジー・ネットワークス、株式会社さかい、株式会社ジー・フード）、自分未来アソシエ株式会社（平成23年8月1日に自分未来きょういく株式会社といなよしキャピタルパートナーズ株式会社が合併し、自分未来ホールディングス株式会社に社名を変更した後、平成24年2月1日より社名を自分未来アソシエ株式会社に変更しております）と業務提携を結んでおります。

- ・第54期会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

### (1) 吸収合併契約

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

### (2) 共同新設分割契約

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第3 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）」をご参照ください。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

- ・第53期会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

文中における将来に関する事項は、第53期末において当社が判断したものであります。

第53期より表示方法の変更を行っており、遡及処理後の数値で第52期との比較を行っております。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に当たりましては、主として当事業年度末現在の判断に基づく見積りによるものがあります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載しております。

### (2) 当事業年度の経営成績の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因

寿司事業では景気回復の遅れに伴う個人消費の低迷が続き、競合の度合いが強まっております。当社は以前より対面販売を重視した手握り感のあるお寿司の提供を目指しておりますが、心のこもったサービスの提供と新鮮で美味しい商品の提供にゆるぎなく取り組む必要があります。

居酒屋等事業も寿司事業同様景気回復の遅れに伴う個人消費の低迷、競合の度合いが強まっておりますが、お客様の満足を高められるようなグランドメニューの充実や様々な「フェア」等に継続的に取り組む必要があります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

業容の拡大により、売上高の増加を目指すほか、本部費用等、間接コストの相対的な軽減化に取り組んでおります。また、複数業態での拡大は、4 [事業等のリスク] の への対応策と位置付けており、不振店対策としての業態転換をスピーディーに判断していくために不可欠であると考えております。以上のように、全体として常に業態ポートフォリオの最適化を図りながら拡大していくことが、十分な利益確保につながると考えております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

第53期における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の期末残高は、17億88百万円となりました。

第53期における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

第53期において営業活動の結果得られた資金は、14億85百万円（第52期は5億27百万円の獲得）となりました。これは主に税引前当期純利益9億3百万円の計上、減価償却費2億92百万円、減損損失2億円の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

第53期において投資活動の結果得られた資金は、4億65百万円（第52期は3億93百万円の獲得）となりました。これは主に有形固定資産の売却による収入1億89百万円、敷金・差入保証金の回収による収入3億1百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

第53期において財務活動の結果使用した資金は、7億73百万円（第52期は10億60百万円の使用）となりました。これは主に短期借入による収入1億24百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入99百万円といった資金増加要因があったものの長短借入金の返済による支出9億39百万円があったためであります。

なお、キャッシュ・フロー関連指標の推移は、下記のとおりであります。

	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
自己資本比率（％）	46.0	45.0	44.8	32.1	42.1
時価ベースの自己資本比率（％）	50.3	32.9	41.1	20.8	29.1
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（年）	5.0	15.7	15.9	10.6	2.2
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）	11.2	4.1	3.0	4.0	17.2

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

（注）1．株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

2．キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

3．有利子負債は貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

## (6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

## 第3【設備の状況】

・第53期会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1【設備投資等の概要】

当社の設備投資につきましては、新規出店・改装・業態転換のための投資を中心に1億円の設備投資を実施しました。

寿司事業では宅配平禄仙台泉中央店1店舗の出店や他3店舗の業態転換を中心に32百万円、居酒屋等事業では、とりあえず吾平山形南陽店等3店舗の改装・業態転換を中心に51百万円、教育事業ではNOVA八戸ラピア校の業態転換工事に3百万円の設備投資を実施しました。

## 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

## (1) 事業所別設備の状況

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
本社 (仙台市宮城野区)	全社	統括業務施設	6,481	-	-	-	1,298	7,780	50 (6)
仙台青葉政岡通店 (仙台市青葉区) 他71店舗	寿司事業	飲食店舗	803,951	13,868	385,751 (197.03)	4,750	16,570	1,224,892	150 (502)
石川小松店 (石川県小松市) 他122店舗	居酒屋等事業	飲食店舗	1,032,524	2,659	530,472 (6,934.85)	9,034	30,618	1,605,309	201 (754)
仙台定禅寺通校 (仙台市青葉区) 他39校舎	教育事業	教育校舎	34,531	-	-	-	49	34,580	44 (56)
賃貸物件 (愛知県名古屋市他)	その他	貸事務所他	71,688	-	248,398 (457.16)	-	1,095	321,182	-

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には消費税等は含んでおりません。

2. 従業員数の( )は外書でパートタイマーの人数であります。なお、1日8時間換算による月平均人員にて算出しております。

3. リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

名称	セグメントの 名称	数量	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
寿司製造機器類 (所有権移転外ファイナンス・リース)	寿司事業	一式	5～6	18,467	11,615
コンピュータ機器類 (所有権移転外ファイナンス・リース)	全社	一式	5	328	-

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、第53期末における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		
仙台平禄	-	寿司事業	新店2店舗	30,000	-	自己資金	-
とりあえず吾平他	-	居酒屋等事業	新店5店舗	130,600	-	自己資金	-

(注) 1. 所在地及び完成後の増加能力については計画の段階であり、具体的な場所の特定、数値化ができませんので省略しております。

2. 金額には消費税等は含めておりません。

#### (2) 重要な改修

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		
平禄寿司 宮城石巻東中里店 他5店舗	宮城県 石巻市他	寿司事業	店舗設備	23,000	-	自己資金	-
とりあえず吾平 岩手水沢あてるい店 他22店舗	岩手県 水沢市他	居酒屋等事業	店舗設備	117,061	-	自己資金	-
I T T O郡山小原田校 他5校舎	福島県 郡山市他	教育事業	教育校舎	20,700	-	自己資金	-

(注) 1. 店舗の改装を図るものであり、増加能力については具体的な数値化ができませんので省略しております。

2. 金額には消費税等は含めておりません。

#### (3) 重要な除却等

重要性がないため記載しておりません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

## 【発行済株式】

種類	提出日現在発行数(株) (平成25年6月6日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	74,364,376	大阪証券取引所JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	74,364,376	-	-



## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成21年8月1日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	7,500 (新株予約権1個につき150株)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個あたり150円 (1株あたり1円)	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年8月1日から 至平成28年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者 (以下、「新株予約権者」とい う。)は、当社を退職したときに 限り、新株予約権を行使するこ とができる。ただし、この場合、 新株予約権者は、当社を退職し た日の翌日、(以下、「権利行使 開始日」という。)から10日を 経過する日までの間に限り、付 与された新株予約権を一度に全 て行使しなければならない。 各新株予約権1個あたりの一部 行使はできないものとする。 新株予約権は、新株予約権を質入 れ、その他一切の処分をするこ とができない。 新株予約権者が死亡した場合、新 株予約権者の相続人のうち、新 株予約権者の配偶者、子、一親等 の直系尊属に限り新株予約権を 行使することができる。ただし、 相続人は、当該従業員が死亡退 職した翌日から3ヶ月を経過す るまでの間に限り、新株予約権 を行使できる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締 役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項		

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成21年8月14日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	330,000	330,000
新株予約権の数(個)	22	22
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権に目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,293,413	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100.2	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年9月1日 至平成26年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100.2 資本組入額 50.1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部権利行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年2月15日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)		400,000
新株予約権の数(個)		40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権に目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		11,428,571
新株予約権の行使時の払込金額(円)		35.0
新株予約権の行使期間		自平成25年4月1日 至平成32年3月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価額 35.0 資本組入額 17.5
新株予約権の行使の条件		各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項		本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（本社債において、以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（本社債において、以下「承継会社」と総称する。）をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（本社債において、以下「残存新株予約権」という。）に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</li> <li>2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。</li> <li>3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数（ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。）とする。</li> <li>4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」及び「償還の方法」にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</li> </ol>

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
		<p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第7回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年2月15日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権付社債の残高（千円）		400,000
新株予約権の数（個）		40
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権に目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）		11,428,571
新株予約権の行使時の払込金額（円）		35.0
新株予約権の行使期間		自平成25年4月1日 至平成32年3月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）		発行価額 35.0 資本組入額 17.5
新株予約権の行使の条件		<p>1. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項		本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（本社債において、以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（本社債において、以下「承継会社」と総称する。）をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（本社債において、以下「残存新株予約権」という。）に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</li> <li>2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。</li> <li>3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数（ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。）とする。</li> <li>4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」及び「償還の方法」にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</li> </ol>

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
		<p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第8回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年2月15日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権付社債の残高（千円）		400,000
新株予約権の数（個）		40
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権に目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）		11,428,571
新株予約権の行使時の払込金額（円）		35.0
新株予約権の行使期間		自平成26年3月18日 至平成32年3月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）		発行価額 35.0 資本組入額 17.5
新株予約権の行使の条件		<p>1. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項		本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（本社債において、以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（本社債において、以下「承継会社」と総称する。）をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（本社債において、以下「残存新株予約権」という。）に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</li> <li>2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。</li> <li>3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数（ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。）とする。</li> <li>4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」及び「償還の方法」にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</li> </ol>



	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
		5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。 6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成21年8月1日 (注)1	8,796	46,044	-	897,128	-	960,426
平成21年9月7日～ 平成22年3月25日 (注)2	7,056	53,100	377,500	1,274,628	377,500	1,337,926
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日 (注)3	5,124	58,224	-	1,274,628	-	1,337,926
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日 (注)4、5	7,568	65,792	360,000	1,634,628	360,000	1,697,926
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注)4、6	8,571	74,364	150,567	1,785,195	150,567	1,848,494
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	-	74,364	-	1,785,195	-	1,848,494

(注)1. 平成21年8月1日の増加は、子会社である株式会社グローバルアクトとの合併による新株発行に伴うものであります(合併比率 株式会社グローバルアクトの株式1株につき、当社株式1.5株)。なお、これによる資本金及び資本準備金の増加はありません。

2. 平成21年9月7日～平成22年3月25日の増加は、第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株発行によるものであります。

3. 平成22年7月1日における兄弟会社であるフード インクルーヴ株式会社との合併による新株発行であります(合併比率1:12.20)。なお、これによる資本金及び資本準備金の増加はありません。

4. 平成22年10月4日開催の取締役会決議に基づき、平成22年10月21日を払込期日とする第三者割当の方法による第2回新株予約権、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債をそれぞれ発行しております。

5. 平成22年10月1日～平成22年12月31日の増加は、第1回転換社債型新株予約権付社債、第2回転換社債型新株予約権付社債、第4回転換社債型新株予約権付社債及び第5回転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株発行によるものであります。
6. 平成23年4月1日から平成24年3月31日の増加は、第2回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株発行によるものであります。

## (6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	4	16	136	4	6	13,863	14,029	-
所有株式数（単元）	-	5,278	5,759	348,624	3,605	192	379,188	742,646	99,776
所有株式数の割合（％）	-	0.71	0.78	46.94	0.48	0.03	51.06	100.00	-

（注）1. 自己株式1,149株は、「個人その他」に11単元及び「単元未満株式の状況」に49株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ20単元及び50株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ジー・コミュニケーション	名古屋市北区萩野通1-8-1	32,960	44.32
ジー・テイスト取引先持株会	仙台市宮城野区榴岡2-2-10	1,552	2.09
江川 春延	仙台市青葉区	729	0.98
松井 やよい	山形県酒田市	400	0.54
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜2-4-6	386	0.52
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4-12-3	328	0.44
佐藤 昌則	仙台市青葉区	260	0.35
加藤 浩之	三重県松阪市	210	0.28
富田 邦守	東京都北区	207	0.28
紀岡 直樹	東京都杉並区	200	0.27
計	-	37,234	50.07

## ( 8 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 74,263,500	742,635	-
単元未満株式	普通株式 99,776	-	-
発行済株式総数	74,364,376	-	-
総株主の議決権	-	742,635	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

## 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ジー・テスト	仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号	1,100	-	1,100	0.00
計	-	1,100	-	1,100	0.00

## ( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】

・第53期会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

（平成21年 8月 1日取締役会決議）

会社法に基づき、当社使用人に対して新株予約権を発行することを、平成21年 8月 1日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年 8月 1日
付与対象者の区分及び人数（名）	使用人 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	使用人に対して7,500株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年 8月 1日から 至 平成28年 3月31日まで
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社を退職したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、当社を退職した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、付与された新株予約権を一度に全て行使しなければならない。</p> <p>各新株予約権 1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人のうち、新株予約権者の配偶者、子、一親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該従業員が死亡退職した翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	451	22,547
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券届出書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,149	-	1,149	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券届出書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日からこの有価証券届出書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけ、将来の事業拡大に備え、内部留保による企業体質の強化を図りながら、安定した配当を維持していくことを基本方針としております。株主の皆様への利益還元については、当社は、年1回期末配当で行うことを基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、当事業年度の配当につきましては、今後の事業投資のための内部留保、また有利子負債の圧縮による財務基盤の強化を図ることを優先し、誠に遺憾ながら無配当とさせていただきます。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、さらなる展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

## 4【株価の推移】

## (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	144	144	97	57	75
最低(円)	70	80	26	31	32

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所JASDAQにおけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。それ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。

## (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月	平成25年4月	平成25年5月
最高(円)	39	45	44	75	64	69
最低(円)	34	38	37	43	47	55

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長		稲吉 史泰	昭和47年4月27日生	平成8年4月 蒲郡信用金庫入庫 平成11年6月 株式会社がんばる学園 (現 株式会社ジー・コミュニケーション)入社 平成11年12月 株式会社ウェルコム代表取締役 就任 平成15年8月 株式会社ジーコム九州代表取 締役就任 平成17年6月 株式会社ジー・コミュニケー ション社長室長 平成17年8月 当社入社 平成17年9月 当社代表取締役社長就任(現 任)	(注)3	15
取締役副社長	経営企画本部長	川上 一郎	昭和40年9月11日生	平成2年4月 日興証券株式会社(現 S M B C日興証券株式会社)入社 平成14年4月 株式会社ジー・コミュニケー ション入社 平成16年6月 株式会社ジーコム東日本代表 取締役就任 平成17年6月 株式会社ジー・コミュニケー ション東京支社長就任 平成17年8月 当社管理本部長 平成17年9月 当社取締役就任 管理本部長 平成19年5月 当社常務取締役就任 管理本部 長 平成23年6月 株式会社さかい取締役就任 (現任) 平成23年6月 株式会社ジー・ネットワー ク取締役就任(現任) 平成23年6月 株式会社ジー・コミュニケー ション取締役副社長就任 平成23年7月 当社取締役副社長就任 経営企 画本部長(現任) 平成24年4月 株式会社ジー・コミュニケー ション取締役就任(現任)	(注)3	9
取締役	G E I M事業 本部長	伊藤 雄一	昭和42年10月19日生	平成3年4月 株式会社いろはにほへと金沢 入社 平成5年5月 株式会社ワイアリーバ入社 平成16年7月 同社取締役就任 平成16年9月 株式会社ゼクー入社 平成17年5月 同社代表取締役社長就任 平成17年8月 当社入社 平成18年5月 当社吾平事業本部長 平成18年6月 当社取締役就任 G . I 事業本 部長 平成21年9月 当社取締役 G E I M事業本部 長(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	平祿事業本部長	扇 正信	昭和31年3月13日生	昭和55年12月 当社入社 平成16年6月 当社取締役就任 商品本部長 平成21年9月 当社取締役 平祿事業本部長 (現任)	(注)3	12
取締役		杉本 英雄	昭和37年4月19日生	昭和60年4月 株式会社日本エル・シー・ エー(現 株式会社インター プライズ・コンサルティング)入社 平成元年4月 株式会社ベンチャー・リンク (現 株式会社C&I Holdings)入社 平成7年8月 同社取締役 平成8年8月 同社常務取締役 平成16年6月 同社取締役常務執行役 平成16年7月 株式会社ジー・コミュニケー ション取締役社長 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成19年5月 株式会社焼肉屋さかい(現 株 式会社さかい)顧問 平成19年6月 同社代表取締役会長 平成20年2月 株式会社ジー・エデュケー ション(現 自分未来アソシ エイト株式会社)代表取締役社長 平成20年4月 株式会社ジー・フード代表取 締役社長 平成21年6月 株式会社ジー・コミュニケー ション代表取締役社長 平成21年6月 株式会社焼肉屋さかい(現 株 式会社さかい)取締役 平成23年3月 株式会社ジー・コミュニケー ション取締役 平成23年3月 株式会社さかい代表取締役社 長(現任) 平成24年4月 株式会社ジー・コミュニケー ション代表取締役社長(現 任) 平成24年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役		稲角 好宣	昭和38年2月7日生	昭和60年4月 株式会社日本エル・シー・ エー(現 株式会社インター プライズ・コンサルティング)入社 平成15年9月 株式会社リンク・プロモー ション監査役(非常勤)兼務 平成17年11月 株式会社ジー・コミュニケー ション入社 平成17年12月 同社取締役 平成18年8月 同社常務取締役 平成19年6月 同社専務取締役 平成23年6月 同社取締役(現任) 平成24年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		星 晴夫	昭和16年3月15日生	平成2年5月 当社入社 平成6年5月 総務部長 平成14年4月 内部監査室長 平成14年6月 常勤監査役就任(現任)	(注)4	6
監査役		小松 正美	昭和20年2月10日生	平成9年7月 水沢税務署長 平成15年7月 仙台国税局課税第一部長 平成16年8月 税理士登録 小松正美税理士事務所長(現任) 平成20年2月 株式会社富士綜合会計 代表取締役就任(現任) 平成22年9月 当社監査役就任(現任)	(注)5	-
監査役		佐藤 加代子	昭和26年4月10日生	昭和45年9月 日本電信電話公社入社 昭和53年1月 仁木島商事株式会社入社 昭和60年6月 株式会社エッチ・エヌ・エー・システム入社 平成3年4月 株式会社サンウェイ入社 平成17年4月 株式会社ダイニング企画常勤監査役就任 平成19年3月 株式会社グローバルアクト監査役就任 平成19年6月 同社常勤監査役就任 平成21年6月 当社監査役就任(現任) 平成21年6月 株式会社さかい監査役就任(現任) 平成21年6月 株式会社ジー・ネットワークス監査役就任(現任) 平成23年6月 株式会社ジー・コミュニケーション監査役就任(現任)	(注)6	-
計						42

- (注) 1. 取締役杉本英雄及び稲角好宣は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役小松正美及び佐藤加代子は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
4. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
5. 平成22年9月をもって辞任のあった監査役中川靖之の補欠選任のため当社定款の規定により退任した監査役の任期の満了する時(平成22年6月24日開催の定時株主総会終結の時から4年間)
6. 平成21年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で、首都圏F I事業本部長神崎謙一、教育事業部長香西勝彦、管理本部長岩崎友也で構成されております。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### （１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

・第53期会計年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つと考えております。この考え方のもと、コーポレート・ガバナンスの充実のため、「ディスクロージャー（情報開示）」及び「リスクマネジメント及びコンプライアンス体制」の強化を図っております。

#### 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制につきましては、会社法に基づく機関として株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しており、これらの機関のほかに、経営会議、内部監査部を設置しております。

#### 企業統治の体制を採用する理由

現状の体制につきましては、取締役の人数は6名（うち社外取締役2名、提出日現在）であり、代表取締役をはじめとする各部門を担う取締役間の連絡を綿密に取り、相互チェックを図るとともに、監査役3名（うち社外監査役2名、提出日現在）による監査体制、並びに監査役が会計監査人や内部監査部と連携を図る体制により、十分な職務執行・監査体制を構築しているものと考え、採用しております。

#### 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### イ 会社の機関の内容

###### < 取締役会 >

取締役及び監査役が出席する取締役会を原則月1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行っております。

###### < 監査役 >

取締役会への出席はもとより、経営会議、その他の重要会議等への出席、重要な決裁書類の閲覧、取締役及び使用人からの定期的または随時の事業報告聴取、内部監査部門からの聴取、各事業所往査により業務及び財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しております。

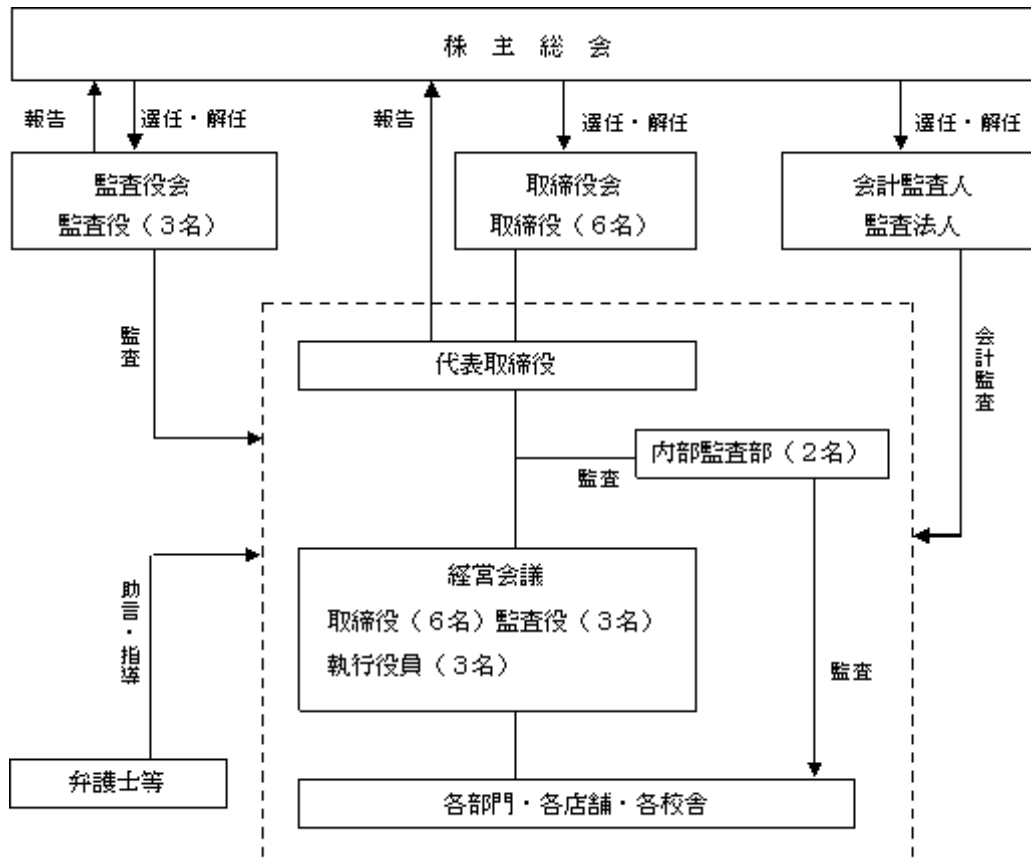
###### < 監査役会 >

監査役全員をもって構成し、監査役会が定めた監査方針及び監査実施計画等に従い、監査を行っております。なお、監査の内容につきましては、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行うとともに、次月の監査計画について協議・承認しております。

###### < 経営会議 >

原則として毎月1回以上開催し、取締役、執行役員及び監査役が出席し、取締役会から委任された事項の意思決定のほか、業務執行についての方針及び計画の審議・管理・決定するとともにコンプライアンス上重要な問題の審議等を行っております。

## □ 会社の機関・内部統制の関係図



## 八 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、以下のとおりであります。

取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、グループ経営理念「共存共栄」の理念に則った「行動規範」を制定し、代表取締役社長が、内部統制の責任者として、その意志を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。
- ・ 取締役、執行役員及び使用人が法令及び社内規程を遵守し、法令遵守を優先させる行動ができるための指針として「コンプライアンス規程」を定めております。
- ・ コンプライアンス統括部署を総務部とし、コンプライアンスを実現するための組織及び研修体制を整備し、同部が中心となって役職員教育を行っております。監査役及び内部監査部は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的に取り締役に報告しております。取締役会は、定期的コンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。
- ・ 法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置しております。報告・通報を受けた総務部はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施することとしております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。
- ・ 上記情報を記載した文書又は電磁的媒体の保存期間は、少なくとも5年間としております。
- ・ 取締役、執行役員及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとし、その他の者の閲覧権限については、文書管理規程により定めております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役及び監査役が出席する取締役会を原則月1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行っております。

- ・取締役、執行役員及び監査役が出席する経営会議を毎月1回開催し、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を管理しております。
- ・取締役会による中期経営計画・年度事業計画の策定、年度事業計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定、月次・四半期管理の実施を行っております。
- ・取締役会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の検討を行っております。  
監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・管理本部担当取締役は、監査役が求めた場合その他必要な場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命することとしております。
- ・監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないこととしております。  
取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役または使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び、不正行為や法令並びに定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告することとしております。
- ・取締役及び使用人は、監査役から、稟議書類等業務執行に係る文書の閲覧や、説明を求められたときには、速やかにこれに応じることとしております。  
また、取締役は、監査役に対し、必要に応じて、内部監査部との情報交換や当社の会計監査人から会計監査内容に関して説明を受ける機会のほか、顧問弁護士及び会計監査人などその他の外部機関との間で情報交換等を行う機会を保障しております。

#### リスク管理体制の整備

当社のリスク管理体制は以下のとおりであります。

- イ コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティについては、それぞれの担当部署にて、細則・マニュアルの作成・配布等を行い、役員・社員に対して、定期的に研修を実施しております。組織横断的・全社リスクについては、状況の監視及び全社対応を管理本部にて行っております。  
その他新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応し、責任者となる取締役を定めることとしております。
- ロ 内部監査部は、これらのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部担当取締役及び取締役会・経営会議に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。
- ハ 大規模な事故・災害等当社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、管理本部長を委員長とし、管理本部長が任命する人員を構成員とする緊急対策委員会を設置し、危機管理体制を構築することとしております。
- ニ リスク管理・事故等の当社の経営に重大な影響を与える緊急事態に関して、法令または取引所適時開示規則に則った開示を適切に行うこととしております。
- ホ 反社会勢力排除にむけた基本的な考え方及びその整備状況  
当社は、反社会勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応することとしております。また、反社会勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報・相談できる体制を整えております。  
なお、取引先については、取引開始時に社内、社外機関を活用し、反社会勢力でないことを確認しております。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査部2名（提出日現在）、監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名（提出日現在）を含む計3名によって構成されております。

内部監査部は、法令、定款、社内規程及び諸取扱要領に従い、適正且つ有効に運用されているか否かを、リスク管理体制の状況を調査、その結果代表取締役及び経営会議への報告に基づき、改善施策を講ずることにより、適切な業務運営及びリスクマネジメント体制の向上に資することを目的に内部監査を実施しております。また、監査役に対して随時監査実施状況を報告するとともに、会計監査人とも定期的に監査実施状況について意見交換を実施しております。

監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査実施計画等に従い、取締役会への出席はもとより、経営会議、その他の重要会議等への出席、重要な決裁書類の閲覧、取締役及び使用人からの定期的または随時の事業報告聴取、内部監査部門からの聴取、各事業所往査により業務及び財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しております。また監査役会と会計監査人との連携に関しては、定期的に、監査方針、監査実施状況、監査結果等にかかる意見交換を行っております。

## 会計監査の状況

当社は、なぎさ監査法人との間で、監査契約（公認会計士法第2条第1項に基づく監査証明業務）を締結しております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成等は、以下のとおりであります。業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
代表社員 業務執行社員	山根 武夫	なぎさ監査法人
	西井 博生	

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

## 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名 その他 2名

## 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、その独立性に関する基準又は方針はないものの、大阪証券取引所の定める独立性判断基準及び開示加重要件を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を最低1名以上選任することとしております。

また、当社は経営体制の強化を目的に社外取締役を2名（提出日現在）選任しております。

社外取締役である杉本英雄氏及び稲角好宣氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。社外取締役の杉本英雄氏は、当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションの代表取締役や兄弟会社である株式会社さかいの代表取締役であります。株式会社ジー・コミュニケーションからは、当社の業務運営における助言及び当社借入金の一部に対する保証、担保提供を受けております。なお、株式会社さかいと当社との間に特別な利害関係はなく、当社と社外取締役個人との間にも特別な利害関係はありません。

社外取締役の稲角好宣氏は、当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションの取締役であります。当社と社外取締役個人との間にも特別な利害関係はありません。

また、当社は独立性を保つために中立な立場から客観的に監査を実施することを目的に、社外監査役を2名（提出日現在）選任しており、監査役会においては、監査の状況報告を行うとともに必要に応じて取締役からの業務の遂行状況を報告する機会を設けております。

社外監査役の小松正美氏は、株式会社富士総合会計の代表取締役であります。株式会社富士総合会計と当社との間に特別な利害関係はなく、当社と社外監査役個人との間にも特別な利害関係はありません。

社外監査役の佐藤加代子氏は、当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーション、兄弟会社である株式会社さかい及び株式会社ジー・ネットワークスの社外監査役であります。なお、株式会社ジー・ネットワークスと当社との間に特別な利害関係はなく、当社と社外監査役個人との間にも特別な利害関係はありません。

## 役員報酬の内容

## イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	支給人員	報酬額（千円）			
		基本報酬	賞与	退職慰労金	合計
取締役 （うち社外取締役）	6名 （-）	46,476 （-）	- -	- -	46,476 （-）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	9,978 （6,082）	- -	- -	9,978 （6,082）
合計 （うち社外役員）	9名 （2名）	56,454 （6,082）	- -	- -	56,454 （6,082）

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．当事業年度末現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。

なお、上記の支給人員の中には平成23年6月に辞任した取締役1名及び平成23年7月に退任した取締役1名が含まれております。

当事業年度末の取締役と辞任及び退任した取締役の合計人員と支給人員が相違しておりますのは、無報酬の取締役1名（社外取締役1名）が含まれているためであります。

□ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員のうち重要なもの

該当事項はありません。

二 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第35回定時株主総会において月額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第35回定時株主総会において月額3百万円以内となっております。

## 当社定款において定めている事項

イ 取締役の定数及び選任方法

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

□ 中間配当の決定機関

当社は、中間配当について、配当政策に関する機動性を確保する目的で、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

ハ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

二 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1 銘柄 416千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的（非上場株式を除く。）

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	第52期（千円）	第53期（千円）			
	貸借対照表計上額の合計額	貸借対照表計上額の合計額	受取配当金の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式	-	-	-	-	-
上記以外の株式	33	-	-	12	-

（注）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載していません。

ニ 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額  
該当事項はありません。

ホ 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額  
該当事項はありません。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

第52期		第53期	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
21,600	-	15,600	-

## 【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項ありません。

(当事業年度)

該当事項ありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項ありません。

(当事業年度)

該当事項ありません。

## 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数等を勘案した上で事前に協議を行い決定しております。



## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、なぎさ監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、的確に対応できる体制を整備するため、各種団体の主催する講習会に参加する等積極的な情報収集活動に努めるとともに、更なる適正性を確保するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】  
 (1)【財務諸表】  
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第52期 (平成23年3月31日)	第53期 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2 731,530	1,788,778
受取手形	1,394	3 20,696
売掛金	187,128	208,241
売上預け金	1 40,542	1 64,605
商品	18,569	10,622
原材料及び貯蔵品	111,793	119,477
前払費用	155,149	232,048
繰延税金資産	200,103	225,181
その他	136,415	104,843
貸倒引当金	9,339	11,558
流動資産合計	1,573,288	2,762,937
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,118,238	7,426,320
減価償却累計額	5,703,428	5,337,031
建物（純額）	2 2,414,810	2 2,089,289
構築物	809,492	753,388
減価償却累計額	658,829	631,112
構築物（純額）	150,662	122,276
機械及び装置	302,221	290,492
減価償却累計額	287,749	274,675
機械及び装置（純額）	14,472	15,816
車両運搬具	13,024	19,316
減価償却累計額	11,948	17,692
車両運搬具（純額）	1,076	1,624
工具、器具及び備品	1,533,322	1,403,990
減価償却累計額	1,464,466	1,346,354
工具、器具及び備品（純額）	68,855	57,636
土地	2 2,158,363	2 2,078,035
リース資産	64,486	54,336
減価償却累計額	44,107	40,552
リース資産（純額）	20,379	13,784
有形固定資産合計	4,828,620	4,378,462
無形固定資産		
のれん	364,805	272,077
借地権	26,371	26,275
ソフトウェア	9,378	8,533
その他	30,045	29,740

	第52期 (平成23年3月31日)	第53期 (平成24年3月31日)
無形固定資産合計	430,601	336,627
投資その他の資産		
投資有価証券	449	416
関係会社株式	15,000	15,000
出資金	4,870	4,840
関係会社出資金	20,000	-
長期貸付金	35,264	20,580
破産更生債権等	136,935	133,104
長期前払費用	74,052	57,854
敷金及び差入保証金	<sup>2</sup> 3,689,884	<sup>2</sup> 3,043,982
繰延税金資産	673,783	627,761
その他	61,013	46,317
貸倒引当金	172,719	168,765
投資その他の資産合計	4,538,534	3,781,092
固定資産合計	9,797,756	8,496,182
資産合計	11,371,044	11,259,119
負債の部		
流動負債		
買掛金	367,825	464,134
短期借入金	<sup>2</sup> 966,740	<sup>2</sup> 596,714
1年内返済予定の長期借入金	<sup>2</sup> 1,244,740	<sup>2</sup> 1,287,797
1年内償還予定の社債	30,000	30,000
リース債務	27,837	26,374
未払金	334,616	239,928
未払費用	384,912	411,752
未払法人税等	87,328	87,656
未払消費税等	56,472	174,356
前受金	345,602	434,830
預り金	49,930	48,110
前受収益	758	870
賞与引当金	8,351	73,622
店舗閉鎖損失引当金	171,788	44,638
災害損失引当金	96,108	-
資産除去債務	22,868	7,951
その他	46,498	30,817
流動負債合計	4,242,377	3,959,554
固定負債		
社債	75,000	45,000
新株予約権付社債	545,000	345,000
長期借入金	<sup>2</sup> 1,388,796	<sup>2</sup> 901,155

	第52期 (平成23年3月31日)	第53期 (平成24年3月31日)
リース債務	54,530	24,208
預り敷金及び保証金	603,327	579,332
退職給付引当金	74,114	66,878
資産除去債務	595,615	533,858
負ののれん	64,838	16,069
その他	80,719	46,721
固定負債合計	3,481,942	2,558,226
負債合計	7,724,320	6,517,781
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,634,628	1,785,195
資本剰余金		
資本準備金	1,697,926	1,848,494
その他資本剰余金	827,123	827,123
資本剰余金合計	2,525,049	2,675,617
利益剰余金		
利益準備金	78,085	78,085
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	309,607	-
別途積立金	860,000	860,000
繰越利益剰余金	1,761,719	657,467
利益剰余金合計	514,027	280,617
自己株式	69	92
株主資本合計	3,645,580	4,741,338
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7	-
評価・換算差額等合計	7	-
新株予約権	1,135	-
純資産合計	3,646,723	4,741,338
負債純資産合計	11,371,044	11,259,119

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	17,693,977	16,901,523
売上原価		
期首商品及び原材料たな卸高	143,841	109,607
合併による商品及び原材料受入高	6,515	-
当期商品及び原材料仕入高	5,488,076	5,059,696
教育事業原価	444,460	476,876
その他の原価	258,886	340,300
合計	6,341,780	5,986,479
期末商品及び原材料たな卸高	109,607	110,363
売上原価	6,232,173	5,876,115
売上総利益	11,461,803	11,025,407
販売費及び一般管理費	<sup>2</sup> 11,322,252	<sup>2</sup> 9,853,211
営業利益	139,551	1,172,196
営業外収益		
受取利息	9,054	11,119
受取配当金	785	131
デリバティブ評価益	18,418	13,997
負ののれん償却額	48,768	48,768
雑収入	21,146	26,618
営業外収益合計	98,174	100,634
営業外費用		
支払利息	78,881	72,745
社債利息	22,796	13,388
支払保証料	1,581	<sup>1</sup> 17,824
為替差損	38,699	16,093
雑損失	70,528	32,147
営業外費用合計	212,487	152,200
経常利益	25,238	1,120,630
特別利益		
固定資産売却益	<sup>3</sup> 12,097	<sup>3</sup> 112,107
投資有価証券売却益	2,925	12
事業譲渡益	-	50,000
店舗閉鎖損失引当金戻入額	3,833	-
債務保証損失引当金戻入額	12,824	-
貸倒引当金戻入額	18,762	-
特別利益合計	50,443	162,119

	第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	4 9,062	4 1,416
固定資産売却損	5 12,038	-
投資有価証券売却損	3,390	-
減損損失	6 1,401,427	6 200,740
店舗閉鎖損失	22,798	103,051
店舗閉鎖損失引当金繰入額	171,788	44,638
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	335,939	-
災害による損失	7 167,859	7 1,720
関係会社出資金評価損	-	8 20,000
関係会社事業損失	-	9 7,502
特別損失合計	2,124,303	379,067
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	2,048,621	903,682
法人税、住民税及び事業税	97,974	88,088
法人税等還付税額	28,693	-
法人税等調整額	70,226	20,949
法人税等合計	139,508	109,037
当期純利益又は当期純損失( )	2,188,130	794,645

## 【教育事業原価明細書】

		第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		279,592	62.9	299,390	62.8
経費		164,868	37.1	177,485	37.2
教育事業原価		444,460	100.0	476,876	100.0

(注)

第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
経費の主な内訳は次のとおりであります。		経費の主な内訳は次のとおりであります。	
支払地代家賃	99,061千円	支払地代家賃	107,437千円

## 【その他の原価明細書】

		第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		-	-	9,436	2.8
経費		258,886	100.0	330,863	97.2
その他の原価		258,886	100.0	340,300	100.0

(注)

第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
経費の主な内訳は次のとおりであります。		経費の主な内訳は次のとおりであります。	
支払地代家賃	224,314千円	支払地代家賃	291,863千円
減価償却費	29,779千円	減価償却費	29,912千円

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	1,274,628	1,634,628
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	360,000	150,567
当期変動額合計	360,000	150,567
当期末残高	1,634,628	1,785,195
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	1,337,926	1,697,926
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	360,000	150,567
当期変動額合計	360,000	150,567
当期末残高	1,697,926	1,848,494
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	827,123	827,123
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	827,123	827,123
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	2,165,049	2,525,049
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	360,000	150,567
当期変動額合計	360,000	150,567
当期末残高	2,525,049	2,675,617
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	78,085	78,085
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	78,085	78,085
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>固定資産圧縮積立金</b>		
当期首残高	314,351	309,607
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	4,744	309,607
当期変動額合計	4,744	309,607
当期末残高	309,607	-
<b>別途積立金</b>		
当期首残高	860,000	860,000



	第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	860,000	860,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	748,162	1,761,719
当期変動額		
合併による増加	246,846	-
剰余金の配当	79,649	-
固定資産圧縮積立金の取崩	4,744	309,607
当期純利益	2,188,130	794,645
当期変動額合計	2,509,881	1,104,252
当期末残高	1,761,719	657,467
利益剰余金合計		
当期首残高	2,000,598	514,027
当期変動額		
合併による増加	246,846	-
剰余金の配当	79,649	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
当期純利益	2,188,130	794,645
当期変動額合計	2,514,626	794,645
当期末残高	514,027	280,617
自己株式		
当期首残高	58	69
当期変動額		
自己株式の取得	11	22
当期変動額合計	11	22
当期末残高	69	92
株主資本合計		
当期首残高	5,440,218	3,645,580
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	720,000	301,135
合併による増加	246,846	-
剰余金の配当	79,649	-
当期純利益	2,188,130	794,645
自己株式の取得	11	22
当期変動額合計	1,794,637	1,095,758
当期末残高	3,645,580	4,741,338

	第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	171	7
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	179	7
当期変動額合計	179	7
当期末残高	7	-
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	171	7
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	179	7
当期変動額合計	179	7
当期末残高	7	-
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	-	1,135
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	1,135
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,135	-
当期変動額合計	1,135	1,135
当期末残高	1,135	-
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	5,440,046	3,646,723
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	720,000	300,000
合併による増加	246,846	-
剰余金の配当	79,649	-
当期純利益	2,188,130	794,645
自己株式の取得	11	22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,315	7
当期変動額合計	1,793,322	1,094,615
当期末残高	3,646,723	4,741,338

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	2,048,621	903,682
減価償却費	444,642	292,719
減損損失	1,401,427	200,740
のれん償却額	99,872	49,434
負ののれん償却額	48,768	48,768
賞与引当金の増減額（ は減少）	4,718	65,270
貸倒引当金の増減額（ は減少）	18,301	1,734
退職給付引当金の増減額（ は減少）	11,043	7,235
債務保証損失引当金の増減額（ は減少）	12,824	-
デリバティブ評価損益（ は益）	18,418	13,997
店舗閉鎖損失引当金の増減額（ は減少）	166,829	127,150
災害損失引当金の増減額（ は減少）	96,108	61,412
受取利息及び受取配当金	9,840	11,250
支払利息及び社債利息	101,677	86,134
固定資産売却損益（ は益）	59	112,107
投資有価証券売却損益（ は益）	464	12
事業譲渡損益（ は益）	-	50,000
固定資産除却損	9,062	1,416
店舗閉鎖損失	22,798	103,051
災害損失	71,751	1,720
関係会社出資金評価損	-	20,000
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	335,939	-
売上債権の増減額（ は増加）	59,779	20,182
たな卸資産の増減額（ は増加）	46,193	4,380
仕入債務の増減額（ は減少）	276,121	96,309
未払消費税等の増減額（ は減少）	13,049	117,883
預り敷金及び保証金の増減額（ は減少）	17,810	23,994
その他	295,483	165,231
小計	708,073	1,621,366
利息及び配当金の受取額	5,563	5,069
利息の支払額	97,724	81,882
法人税等の支払額	88,724	87,787
法人税等の還付額	-	28,693
営業活動によるキャッシュ・フロー	527,188	1,485,458

	第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	184,821	93,724
有形固定資産の売却による収入	23,226	189,090
無形固定資産の取得による支出	2,387	5,215
資産除去の履行による支出	6,920	94,652
定期預金の預入による支出	70,000	-
定期預金の払戻による収入	400,000	120,056
事業譲渡による収入	-	50,000
敷金及び保証金の差入による支出	6,262	16,011
敷金・差入保証金の回収による収入	238,651	301,247
投資有価証券の売却による収入	8,806	33
貸付金の回収による収入	20,920	25,703
関係会社出資金の払込による支出	20,000	-
その他	7,851	11,277
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>393,362</b>	<b>465,248</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	525,000	124,420
短期借入金の返済による支出	1,866,396	494,446
長期借入れによる収入	1,075,000	-
長期借入金の返済による支出	1,009,694	444,583
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	99,646
新株予約権の発行による収入	1,135	-
新株予約権付社債の発行による収入	349,675	-
社債の償還による支出	30,000	30,000
リース債務の返済による支出	26,060	28,029
自己株式の取得による支出	11	22
配当金の支払額	79,679	202
その他	388	194
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,060,642</b>	<b>773,412</b>
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	140,091	1,177,293
現金及び現金同等物の期首残高	276,844	611,484
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	474,732	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 611,484	1 1,788,778

## 【重要な会計方針】

項目	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p> <p>3. たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>時価法によっております。</p> <p>(1) 商品 商品本部：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。 営業店舗：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。</p> <p>(2) 原材料 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。ただし、居酒屋部門においては、最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。</p> <p>(3) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 2～50年 機械及び装置 2～9年 また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 また、借地権の一部については、事業用定期借地権の賃借期間を耐用年数として採用しております。 のれんについては、主に10年間で均等償却する方法を採用しております。</p>

項目	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>6. 引当金の計上基準</p> <p>7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付制度の廃止日（平成18年3月31日）における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職一時金制度の退職金未払額は、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取り扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。 なお、当事業年度においては内規に定める対象者がいないため計上しておりません。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する金額を計上しております。</p> <p>(5) 店舗閉鎖損失引当金 店舗閉鎖に伴ない発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉鎖関連損失見込み額を計上しております。</p> <p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

## 【表示方法の変更】

### （売上及び売上原価計上区分の変更）

従来、飲料会社から受取る専売契約料収入について、営業外収益「受取販売手数料」に含めて計上していましたが、当事業年度より、「売上高」に含めて計上する方法に変更いたしました。

当該変更は、フランチャイズ展開の戦略上、そのファクターとして専売契約料の重要性が増してきたこと、また、前事業年度におけるフード インクルーヴ株式会社との合併によりフランチャイズ店舗が増加したことに伴い、その金額的な重要性も高まったことから、これを機に、専売契約料を活用した多様なフランチャイズ戦略及び店舗運営戦略の展開を図るといふ事業方針の決定に基づくものであり、事業運営の実態をより適切に表示するために行ったものであります。

また、従来、不動産賃貸料収入及び不動産賃貸原価については、営業外収益「不動産賃貸料」、営業外費用「不動産賃貸原価」に計上していましたが、当事業年度より、それぞれ「売上高」、「売上原価」に計上する方法に変更いたしました。

当該変更は、店舗施設の投資効果を考えるうえで、不採算店舗を閉鎖するに当たり、賃貸借契約期間の満了までの後継テナントへの転貸等、店舗施設の有効活用の重要性が増してきたことに伴い、会社が所有する不動産、賃借資産の直接的な店舗運営に加えて、不動産賃貸事業を主要事業の一つとして位置づけるという事業方針の決定に基づくものであり、事業運営の実態をより適切に表示するために行ったものであります。

当該売上及び売上原価計上区分の変更に伴い、貸借対照表及び損益計算書並びにキャッシュ・フロー計算書において、表示方法の変更を行っております。また、前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びにキャッシュ・フロー計算書においても遡及して同様の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動負債「前受収益」に含めていた203,340千円と固定負債「長期前受収益」に含めていた123,114千円を流動負債「前受金」に、投資その他の資産「繰延税金資産」に含めていた50,021千円を流動資産「繰延税金資産」に、投資その他の資産「投資不動産（純額）」327,531千円を有形固定資産「建物（純額）」75,435千円、有形固定資産「土地」248,398千円、有形固定資産「構築物（純額）」1,548千円、有形固定資産「工具、器具及び備品（純額）」2,148千円にそれぞれ組替えており、前事業年度の損益計算書において、営業外収益の「受取販売手数料」に含めていた155,876千円、「不動産賃貸料」として表示していた340,995千円は「売上高」に、営業外費用「不動産賃貸原価」として表示していた258,886千円については、「その他の原価」として組替えております。また、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、投資活動によるキャッシュ・フロー「投資不動産の賃貸による収入」として表示していた329,222千円と「投資不動産の賃貸による支出」として表示していた212,205千円は、営業活動によるキャッシュ・フロー「その他」として組替えております。

### （貸借対照表）

前事業年度において、独立掲記していた固定負債「長期前受収益」は資産の総額の100分の1以下となったため、当事業年度より固定負債「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、固定負債の「長期前受収益」に表示していた3,213千円は、「その他」として組み替えております。

### （損益計算書）

前事業年度において、営業外収益の「雑収入」に含めて表示していましたが「デリバティブ評価益」と「負ののれん償却額」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

また、前事業年度において、独立掲記していた営業外収益の「受取販売手数料」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「雑収入」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益の「受取販売手数料」に表示していた1,641千円、「雑収入」に表示していた86,693千円は、「デリバティブ評価益」18,418千円、「負ののれん償却額」48,768千円、「雑収入」21,146千円として組み替えております。

前事業年度において、営業外費用の「雑損失」に含めて表示していましたが「支払保証料」と「為替差損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外費用の「雑損失」に表示していた110,809千円は、「支払保証料」1,581千円、「為替差損」38,699千円、「雑損失」70,528千円として組み替えております。

## 【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企

業会計基準適用指針第24号（平成21年12月4日）を適用しております。



## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

第52期 (平成23年3月31日)	第53期 (平成24年3月31日)																																																				
<p>1. 売上預け金 売上代金のうち、ショッピングセンター等の店舗賃貸人に預けているものであります。</p> <p>2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。</p> <p>イ) 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>現金及び預金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  定期預金</td> <td style="text-align: right;">120,046千円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  建物</td> <td style="text-align: right;">656,578</td> </tr> <tr> <td>  土地</td> <td style="text-align: right;">1,953,625</td> </tr> <tr> <td>敷金及び差入保証金</td> <td style="text-align: right;">20,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">2,750,250</td> </tr> </table> <p>ロ) 上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">615,580千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,892,756</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1年以内の返済予定分を含む)</td> </tr> <tr> <td>親会社のデリバティブ債務</td> <td style="text-align: right;">9,233</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">2,517,569</td> </tr> </table> <p>3. 期末日満期手形</p> <p>4. 債務保証等 下記の会社の金融機関からの借入金等について、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>  関原酒造株式会社</td> <td style="text-align: right;">2,568千円</td> </tr> </table> <p>5. 財務制限条項 平成18年3月28日締結のシンジケートローン契約に下記の条項が付されております。 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、直前期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額又は平成17年3月期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きいほうの75パーセント以上に維持すること。</p>	現金及び預金		定期預金	120,046千円	有形固定資産		建物	656,578	土地	1,953,625	敷金及び差入保証金	20,000	計	2,750,250	短期借入金	615,580千円	長期借入金	1,892,756	(1年以内の返済予定分を含む)		親会社のデリバティブ債務	9,233	計	2,517,569	関原酒造株式会社	2,568千円	<p>1. 売上預け金 同左</p> <p>2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。</p> <p>イ) 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>現金及び預金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  定期預金</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  建物</td> <td style="text-align: right;">593,052</td> </tr> <tr> <td>  土地</td> <td style="text-align: right;">1,876,643</td> </tr> <tr> <td>敷金及び差入保証金</td> <td style="text-align: right;">20,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">2,489,695</td> </tr> </table> <p>ロ) 上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">306,016千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,539,416</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1年以内の返済予定分を含む)</td> </tr> <tr> <td>親会社のデリバティブ債務</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">1,845,432</td> </tr> </table> <p>3. 期末日満期手形 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>  受取手形</td> <td style="text-align: right;">15,296千円</td> </tr> </table> <p>4. 債務保証等</p> <p>5. 財務制限条項 同左</p>	現金及び預金		定期預金	- 千円	有形固定資産		建物	593,052	土地	1,876,643	敷金及び差入保証金	20,000	計	2,489,695	短期借入金	306,016千円	長期借入金	1,539,416	(1年以内の返済予定分を含む)		親会社のデリバティブ債務	-	計	1,845,432	受取手形	15,296千円
現金及び預金																																																					
定期預金	120,046千円																																																				
有形固定資産																																																					
建物	656,578																																																				
土地	1,953,625																																																				
敷金及び差入保証金	20,000																																																				
計	2,750,250																																																				
短期借入金	615,580千円																																																				
長期借入金	1,892,756																																																				
(1年以内の返済予定分を含む)																																																					
親会社のデリバティブ債務	9,233																																																				
計	2,517,569																																																				
関原酒造株式会社	2,568千円																																																				
現金及び預金																																																					
定期預金	- 千円																																																				
有形固定資産																																																					
建物	593,052																																																				
土地	1,876,643																																																				
敷金及び差入保証金	20,000																																																				
計	2,489,695																																																				
短期借入金	306,016千円																																																				
長期借入金	1,539,416																																																				
(1年以内の返済予定分を含む)																																																					
親会社のデリバティブ債務	-																																																				
計	1,845,432																																																				
受取手形	15,296千円																																																				

## （損益計算書関係）

第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)																																
<p>1. 関係会社との取引高</p>	<p>1. 関係会社との取引高 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">支払保証料 16,606千円</p>																																
<p>2. 販売費及び一般管理費 販売費に属する費用のおおよその割合は44.5%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は55.5%であります。なお、当期においては研究開発費は発生しておりません。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">71,597千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">4,632,308</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td style="text-align: right;">2,508,131</td></tr> <tr><td>水道光熱費</td><td style="text-align: right;">1,017,606</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">399,379</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">7,061</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">460</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">99,872</td></tr> </table>	役員報酬	71,597千円	給与手当	4,632,308	地代家賃	2,508,131	水道光熱費	1,017,606	減価償却費	399,379	賞与引当金繰入額	7,061	貸倒引当金繰入額	460	のれん償却額	99,872	<p>2. 販売費及び一般管理費 販売費に属する費用のおおよその割合は47.2%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は52.8%であります。なお、当期においては研究開発費は発生しておりません。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">56,454千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">4,289,513</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td style="text-align: right;">2,068,414</td></tr> <tr><td>水道光熱費</td><td style="text-align: right;">846,914</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">251,439</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">70,181</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">1,734</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">49,434</td></tr> </table>	役員報酬	56,454千円	給与手当	4,289,513	地代家賃	2,068,414	水道光熱費	846,914	減価償却費	251,439	賞与引当金繰入額	70,181	貸倒引当金繰入額	1,734	のれん償却額	49,434
役員報酬	71,597千円																																
給与手当	4,632,308																																
地代家賃	2,508,131																																
水道光熱費	1,017,606																																
減価償却費	399,379																																
賞与引当金繰入額	7,061																																
貸倒引当金繰入額	460																																
のれん償却額	99,872																																
役員報酬	56,454千円																																
給与手当	4,289,513																																
地代家賃	2,068,414																																
水道光熱費	846,914																																
減価償却費	251,439																																
賞与引当金繰入額	70,181																																
貸倒引当金繰入額	1,734																																
のれん償却額	49,434																																
<p>3. 固定資産売却益は、過年度に全額減損計上した店舗資産の売却によるものであります。</p>	<p>3. 固定資産売却益は、土地の売却によるものであります。</p>																																
<p>4. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">7,107千円</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">1,123</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">504</td></tr> <tr><td>長期前払費用</td><td style="text-align: right;">326</td></tr> <tr style="border-top: 1px solid black;"><td>計</td><td style="text-align: right;">9,062</td></tr> </table>	建物	7,107千円	構築物	1,123	工具、器具及び備品	504	長期前払費用	326	計	9,062	<p>4. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">1,212千円</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">203</td></tr> <tr style="border-top: 1px solid black;"><td>計</td><td style="text-align: right;">1,416</td></tr> </table>	建物	1,212千円	構築物	203	計	1,416																
建物	7,107千円																																
構築物	1,123																																
工具、器具及び備品	504																																
長期前払費用	326																																
計	9,062																																
建物	1,212千円																																
構築物	203																																
計	1,416																																
<p>5. 固定資産売却損は、土地売却損10,807千円及び店舗資産の売却による損失1,230千円であります。 なお、店舗資産の売却損の内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>売却価額</td><td style="text-align: right;">5,128千円</td></tr> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">4,573</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">1,291</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">494</td></tr> <tr style="border-top: 1px solid black;"><td>売却損</td><td style="text-align: right;">1,230</td></tr> </table>	売却価額	5,128千円	建物	4,573	構築物	1,291	工具、器具及び備品	494	売却損	1,230	<p>5. 固定資産売却損</p>																						
売却価額	5,128千円																																
建物	4,573																																
構築物	1,291																																
工具、器具及び備品	494																																
売却損	1,230																																

第52期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			第53期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		
6. 減損損失 1,401,427千円 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。			6. 減損損失 200,740千円 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。		
場所	主な用途	種類	場所	主な用途	種類
東北地区	店舗資産 計37店舗	建物、構築物他	東北地区	店舗資産 計8店舗	建物、構築物他
関東地区	店舗資産 計72店舗	建物、構築物他	関東地区	店舗資産 計6店舗	建物、構築物、のれん他
北陸地区	店舗資産 計14店舗	建物、構築物他	北陸地区	店舗資産 計4店舗	建物、構築物
関西地区	店舗資産 計2店舗	建物、その他	その他	遊休資産	土地
北海道地区	店舗資産 計4店舗	建物、構築物他			
その他	-	のれん、建物他			
<p>地域ごとの減損損失の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地区 284,092 (内、建物206,346、構築物28,750、その他48,995) 千円</li> <li>・関東地区 557,360 (内、建物443,655、構築物41,065、その他72,638) 千円</li> <li>・北陸地区 56,056 (内、建物48,095、構築物4,377、その他3,583) 千円</li> <li>・関西地区 54,843 (内、建物30,457、その他24,385) 千円</li> <li>・北海道地区 47,724 (内、建物42,996、構築物1,550、その他3,176) 千円</li> <li>・その他 401,349 (内、のれん379,261、建物21,901、その他187) 千円</li> </ul>			<p>地域ごとの減損損失の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地区 61,837 (内、建物46,094、構築物8,778、その他6,965) 千円</li> <li>・関東地区 131,938 (内、建物76,523、構築物6,042、のれん43,294、その他6,078) 千円</li> <li>・北陸地区 3,618 (内、建物3,436、構築物181) 千円</li> <li>・その他 3,345千円 (土地)</li> </ul>		

<p style="text-align: center;">第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)</p>
<p>当社は原則として店舗ごとに、また、賃貸に供している固定資産については物件ごとに資産のグループ化を行っております。</p> <p>店舗については、前事業年度1年間赤字であり、当事業年度も黒字化が達成できず、今後も黒字化の見通しが立たなくなったため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,401,427千円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物793,453千円、構築物75,744千円、のれん379,261千円、その他152,967千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は主に使用価値により測定しており、割引率は4.08%を使用しております。</p> <p>7. 災害による損失</p> <p>災害による損失の主な内訳は、有形固定資産の滅失損失及び原状回復費用等が96,333千円、たな卸資産の滅失損失等が18,054千円、被災店舗にかかる営業再開までの人件費、地代家賃等の諸経費53,472千円であります。</p> <p>このうち、災害損失引当金繰入額は、96,108千円であります。</p> <p>8. 関係会社出資金評価損</p> <p>9. 関係会社事業損失</p>	<p>当社は原則として店舗ごとに、また、賃貸に供している固定資産及び遊休資産については物件ごとに資産のグループ化を行っております。</p> <p>店舗及び賃貸資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又はマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額、また、遊休資産においては今後の使用見込みがない資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(200,740千円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物126,054千円、構築物15,002千円、土地3,345千円、のれん43,294千円、その他13,043千円であります。</p> <p>なお、当該資産グループの回収可能価額は、主に使用価値により測定しており、割引率は5.06%を使用しておりますが、遊休資産の回収可能価額は、固定資産税評価額等を基準に算定した正味売却価額によっております。</p> <p>7. 災害による損失</p> <p>災害による損失の主な内訳は、原状回復費用であります。</p> <p>8. 関係会社出資金評価損</p> <p>関係会社への出資金を回収可能価額まで減額し、評価損として計上しております。</p> <p>9. 関係会社事業損失</p> <p>関係会社の事業における損失のうち、当社の損失負担額を計上しております。</p>

## （株主資本等変動計算書関係）

第52期（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	53,100	12,692	-	65,792
合計	53,100	12,692	-	65,792
自己株式				
普通株式（注）2	0	0	-	0
合計	0	0	-	0

（注）1．普通株式の発行済株式総数の増加12,692千株は、フード インクルーヴ株式会社との合併に伴い、新たに発行された5,124千株、並びに第1回、第2回、第4回及び第5回転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株発行7,568千株であります。

2．普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回転換社債型新株予約権付社債（注）1, 2	普通株式	3,925,233	39,655	700,934	3,263,954	-
	第2回転換社債型新株予約権付社債（注）2	普通株式	4,439,252	-	4,439,252	-	-
	第3回転換社債型新株予約権付社債（注）2	普通株式	-	2,857,142	-	2,857,142	-
	第4回転換社債型新株予約権付社債（注）3, 4	普通株式	-	571,428	571,428	-	-
	第5回転換社債型新株予約権付社債（注）3, 4	普通株式	-	1,857,142	1,857,142	-	-
	ストック・オプションとしての新株予約権（注）5	-	-	-	-	-	-
	第2回新株予約権（注）6	普通株式	-	1,428,560	-	1,428,560	1,135
合計	-	-	-	-	-	1,135	

（注）1．第1回転換社債型新株予約権付社債の当事業年度増加は、第3回、第4回及び第5回転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う、転換価額の調整によるものであります。

2．第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回転換社債型新株予約権付社債の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3．第3回転換社債型新株予約権付社債及び第4回転換社債型新株予約権付社債の当事業年度増加は、転換社債型新株予約権付社債の発行によるものであります。

4．第3回転換社債型新株予約権付社債及び第4回転換社債型新株予約権付社債の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

5．ストック・オプションとしての新株予約権は、平成21年8月1日に合併した株式会社グローバルアクトの合併期日前の新株予約権者に対して、同日付で新株予約権の割当交付したことによるものであります。

6．第2回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	79,649	1.50	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第53期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株 式数(千株)	当事業年度増加株 式数(千株)	当事業年度減少株 式数(千株)	当事業年度末株式 数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	65,792	8,571	-	74,364
合計	65,792	8,571	-	74,364
自己株式				
普通株式(注)2	0	0	-	1
合計	0	0	-	1

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加8,571千株は、第3回転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株発行5,714千株、及び第2回新株予約権の権利行使による新株発行2,857千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	第1回転換社債型新株予 約権付社債	普通株式	3,263,954	-	-	3,263,954	-
	第3回転換社債型新株予 約権付社債(注)1,2	普通株式	2,857,142	2,857,138	5,714,280	-	-
	ストック・オプションと しての新株予約権 (注)3	-	-	-	-	-	-
	第2回新株予約権 (注)1,2	普通株式	1,428,560	1,428,580	2,857,140	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

(注)1. 第3回転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の当事業年度増加は、行使価額の修正に伴う増加であります。

2. 第3回転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. スtock・オプションとしての新株予約権は、平成21年8月1日に合併した株式会社グローバルアクトの合併期日前の新株予約権者に対して、同日付で新株予約権の割当交付したことによるものであります。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	731,530千円	1,788,778千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	120,046	-
現金及び現金同等物	611,484	1,788,778

2. 重要な非資金取引の内容

(1) 前事業年度に合併したフード インクルーヴ株式会社より引き継いだ資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。また合併により減少した利益剰余金は、246,846千円であります。

	第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
流動資産	1,121,296千円	- 千円
固定資産	849,005	-
資産合計	1,970,302	-
流動負債	1,737,462	-
固定負債	479,686	-
負債合計	2,217,148	-

(2) 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使

	第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
新株予約権の行使による資本金増加額	360,000千円	100,000千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	360,000	100,000
新株予約権の行使による新株予約権付社債の減少額	720,000	200,000

(3) ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
資産の額	31,534千円	- 千円
債務の額	33,111	-

## (4) 重要な資産除去債務の計上額

重要な資産除去債務の計上額	第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
		618,484千円

## (リース取引関係)

## ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。なお、当事業年度より、重要性が乏しいと判断いたしましたので、記載を省略しております。

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

## 第52期(平成23年3月31日)

	工具、器具及び備品	その他	合計
取得価額相当額	219,133千円	1,570千円	220,703千円
減価償却累計額相当額	147,118千円	1,401千円	148,519千円
減損損失累計額相当額	60,118千円	- 千円	60,118千円
期末残高相当額	11,896千円	168千円	12,065千円

## (2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

## 未経過リース料期末残高相当額

第52期 (平成23年3月31日)	
1年内	18,158千円
1年超	11,615千円
計	29,774千円

第52期 (平成23年3月31日)	
リース資産減損勘定期末残高	16,145千円

## (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
支払リース料	14,224千円
リース資産減損勘定の取崩額	12,668千円
減価償却費相当額	12,968千円
支払利息相当額	578千円
減損損失	0千円

## (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。



（金融商品関係）

第52期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、外食店舗、教育校舎の運営を中心に事業を行っており、それらの設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、フランチャイジー等に対し長期貸付を行っております。

敷金及び差入保証金は、主に営業店舗用の土地・建物の賃借に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債、新株予約権付社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした通貨オプション取引であります。なお、当該通貨オプション取引については、輸入仕入がなくなったことに伴い、結果として投機的な取引が残っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2. 参照）

第52期（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	731,530	731,530	-
(2) 受取手形	1,394	1,394	-
(3) 売掛金	187,128		
貸倒引当金(*1)	4,083		
	183,045	183,045	-
(4) 投資有価証券	33	33	-
(5) 流動資産その他(短期貸付金)及び長期貸付金	64,508		
貸倒引当金(*1)	192		
	64,315	58,705	5,609
(6) 敷金及び差入保証金	920,394	891,652	28,742
資産計	1,900,714	1,866,362	34,352
(1) 買掛金	367,825	367,825	-
(2) 短期借入金	966,740	966,740	-
(3) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	105,000	100,610	4,389
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,633,536	2,632,039	1,496
(5) リース債務	82,367	81,174	1,193
(6) 新株予約権付社債	545,000	542,447	2,552
(7) 預り敷金及び保証金	67,466	65,952	1,514
負債計	4,767,935	4,756,789	11,145
デリバティブ取引(*2)	(13,997)	(13,997)	-

(\*1) 売掛金、流動資産その他(短期貸付金)及び長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、負債となる項目については( )で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 流動資産その他（短期貸付金）及び長期貸付金

流動資産その他（短期貸付金）及び長期貸付金の時価は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとにそのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 敷金及び差入保証金

敷金及び差入保証金の時価は、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金、(6) 新株予約権付社債

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入又は社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) リース債務

リース債務の時価は、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 預り敷金及び保証金

預り敷金及び保証金の時価は、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	
投資有価証券	416
関係会社株式	15,000
敷金及び差入保証金	2,769,490
預り敷金及び保証金	535,861

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、敷金及び差入保証金と預り敷金及び保証金の一部については、返還時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 敷金及び差入保証金」、「(7) 預り敷金及び保証金」には含めておりません。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	731,530	-	-	-
受取手形	1,394	-	-	-
売掛金	187,128	-	-	-
流動資産その他（短期貸付金） 及び長期貸付金	29,243	34,119	1,145	-
敷金及び差入保証金	134,651	435,508	282,870	67,364
合計	1,083,949	469,627	284,015	67,364

## 4. 社債、新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
リース債務	27,837	46,850	7,680	-
合計	27,837	46,850	7,680	-

社債、新株予約権付社債及び長期借入金については、附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

第53期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、外食店舗、教育校舎の運営を中心に事業を行っており、それらの設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、フランチャイジー等に対し長期貸付を行っており、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金及び差入保証金は、主に営業店舗用の土地・建物の賃借に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債、新株予約権付社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。また、営業部門及び総務部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、経理部門と情報共有を行いながら、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理  
投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理  
各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2. 参照）

第53期（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,788,778	1,788,778	-
(2) 受取手形	20,696	20,696	-
(3) 売掛金	208,241		
貸倒引当金(*)	2,815		
	205,426	205,426	-
(4) 投資有価証券	-	-	-
(5) 流動資産その他(短期貸付金)及び長期貸付金	38,804	35,639	3,165
(6) 敷金及び差入保証金	726,515	717,197	9,317
資産計	2,780,221	2,767,738	12,482
(1) 買掛金	464,134	464,134	-
(2) 短期借入金	596,714	596,714	-
(3) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	75,000	72,968	2,031
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,188,952	2,186,709	2,242
(5) リース債務	50,583	50,142	440
(6) 新株予約権付社債	345,000	338,347	6,652
(7) 預り敷金及び保証金	55,693	55,087	605
負債計	3,776,077	3,764,105	11,972

(\*) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資産

## (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

## (5) 流動資産その他（短期貸付金）及び長期貸付金

流動資産その他（短期貸付金）及び長期貸付金の時価は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとにその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (6) 敷金及び差入保証金

敷金及び差入保証金の時価は、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

## (1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 社債、(4) 長期借入金、(6) 新株予約権付社債

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入又は社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (5) リース債務

リース債務の時価は、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## (7) 預り敷金及び保証金

預り敷金及び保証金の時価は、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	
投資有価証券	416
関係会社株式	15,000
敷金及び差入保証金	2,317,467
預り敷金及び保証金	523,639

非上場株式のうち投資有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

非上場株式のうち関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

また、敷金及び差入保証金と預り敷金及び保証金の一部については、返還時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 敷金及び差入保証金」、「(7) 預り敷金及び保証金」には含めておりません。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,788,778	-	-	-
受取手形	20,696	-	-	-
売掛金	208,241	-	-	-
流動資産その他(短期貸付金) 及び長期貸付金	18,224	20,580	-	-
敷金及び差入保証金	109,996	362,655	213,720	40,141
合計	2,145,937	383,236	213,720	40,141

## 4. 社債、新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
リース債務	26,374	19,897	4,311	-
合計	26,374	19,897	4,311	-

社債、新株予約権付社債及び長期借入金については、附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

## （有価証券関係）

第52期（平成23年3月31日）

## 1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式15,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2．その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	33	20	12
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	33	20	12
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	合計	33	20	12

（注）非上場株式（貸借対照表計上額416千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3．第52期中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	8,806	2,925	3,390
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	8,806	2,925	3,390



第53期（平成24年3月31日）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式15,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

非上場株式（貸借対照表計上額416千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．第53期中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	33	12	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	33	12	-

（デリバティブ取引関係）

第52期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	オプション取引				
	売建				
	米ドル	67,193	-	13,997	13,997
	買建				
	米ドル	33,596	-	0	0
合計		100,790	-	13,997	13,997

（注）時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第53期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

デリバティブ取引の契約が終了したため、該当事項はありません。

## （退職給付関係）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、給与体系の改定に伴い平成18年3月31日付で退職給付制度を廃止いたしました。

退職一時金につきましては、平成18年3月31日までの在職期間に対する退職金を算定し、本人退職時まで支払いを留保いたしております。

## 2．退職給付債務及びその内訳

	第52期 (平成23年3月31日)	第53期 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	74,114	66,878
(2) 年金資産(千円)	-	-
(3) 退職給付引当金(1)-(2)(千円)	74,114	66,878

## 3．退職給付費用の内訳

	第52期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第53期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
退職給付費用(千円)	302	1,883
勤務費用(千円)	302	1,883

## （ストック・オプション等関係）

## 1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

	第52期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第53期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	-	-

## 2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	平成21年度ストック・オプション(注)1
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 7,500株(注)2
付与日	平成21年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておらず、付与と同時に権利が確定いたします。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成21年8月1日至平成28年3月31日

(注)1．平成21年8月1日に合併した株式会社グローバルアクトの合併期日前の新株予約権者に対して、同日付で、当社の新株予約権を割当交付いたしました。

(注)2．株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

第53期（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	平成21年度ストック・オプション
権利確定前（株）	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後（株）	
前事業年度末	7,500
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	7,500

## 単価情報

	平成21年度ストック・オプション
権利行使価格（円）	1
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	-

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## （繰延税金資産）

	第52期 (平成23年3月31日)	第53期 (平成24年3月31日)
(1) 流動資産		
貸倒引当金繰入超過額	3,794千円	4,387千円
未払事業税	12,617	11,799
未払事業所税	7,583	7,163
賞与引当金繰入超過額	3,393	27,947
店舗閉鎖損失引当金	69,797	16,944
前受金	121,852	148,003
その他	9,911	16,409
小計	228,950	232,655
評価性引当額	28,847	7,473
計	200,103	225,181
(2) 固定資産		
貸倒引当金繰入超過額	70,176	60,068
減損損失	1,051,566	713,832
一括償却資産償却超過額	2,945	729
退職給付引当金繰入超過額	30,112	23,802
負ののれん	2,533	-
出資金評価損	-	7,118
資産除去債務	241,998	190,000
繰越欠損金	3,040,618	2,287,076
その他	30,048	24,504
小計	4,469,998	3,307,132
評価性引当額	3,525,539	2,634,603
繰延税金負債（固定）との相殺	270,675	44,767
計	673,783	627,761
繰延税金資産合計	873,887	852,942

## （繰延税金負債）

	第52期 (平成23年3月31日)	第53期 (平成24年3月31日)
固定負債		
資産除去債務（未償却資産）	53,718千円	40,332千円
合併受入資産評価益	5,071	4,435
固定資産圧縮積立金	211,880	-
その他有価証券評価差額金	5	-
小計	270,675	44,767
繰延税金資産（固定）との相殺	270,675	44,767
繰延税金負債合計	-	-
差引：繰延税金資産純額	873,887	852,942

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第52期 (平成23年3月31日)	第53期 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	-	40.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.0
住民税均等割等	-	7.3
評価性引当額の増減額	-	59.6
税率変更等による期末繰延税金資産の減額修正	-	19.7
合併により発生したのれんの償却額及び 減損額の影響	-	3.8
その他	-	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	12.1

(注) 第52期の法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

## 3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は80,169千円減少し、法人税等調整額は80,169千円増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産の金額は98,215千円減少し、法人税等調整額は98,215千円増加しております。

## (持分法損益等)

第52期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

関連会社に対する投資の金額(千円)	35,000
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	43,235
持分法を適用した場合の投資利益の金額(千円)	133

第53期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

関連会社に対する投資の金額(千円)	15,000
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	7,959
持分法を適用した場合の投資損失( )の金額(千円)	31,348

(注) 1. 「関連会社に対する投資の金額」は、減損処理により20,000千円の関係会社出資金評価損を計上した後の金額であります。

2. 「持分法を適用した場合の投資損失( )の金額」には、関係会社出資金評価損20,000千円及び関係会社事業損失7,502千円を含めております。

（企業結合等関係）

第53期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

事業分離

1．事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

ホリイフードサービス株式会社

(2) 分離した事業の内容

当社の居酒屋ブランド「益益」事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社の業態である「益益」事業は、旧フード インクルーヴ株式会社の事業であり、フランチャイジーとしてホリイフードサービス株式会社が全店舗を運営しておりました。フード インクルーヴ株式会社との合併に伴い、運営業態の見直しを行った結果、同業態の拡大よりは、他の主要業態に経営資源を集中させることにより事業改善を図るという経営判断に基づき、同業態をホリイフードサービス株式会社に事業譲渡いたしました。

(4) 事業分離日

平成23年10月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2．実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

50,000千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

該当事項はありません。

3．分離した事業が含まれていた報告セグメント

居酒屋等事業

4．当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 9,206千円

営業利益 9,206

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「寿司事業」、「居酒屋等事業」及び「教育事業」の3つを報告セグメントとしております。

各セグメントに含まれている主な店舗業態の種類は、以下のとおりであります。

「寿司事業」・・・平禄寿司・仙台平禄・奥羽寿司製作所 他

「居酒屋等事業」・・・とりあえず吾平・ちゃんこ江戸沢・村さ来 他

「教育事業」・・・NOVA・ITTO個別指導学院 他

従来、寿司事業及び居酒屋等事業において、飲料会社から受取る専売契約料収入について、営業外収益「受取販売手数料」に計上しておりましたが、当事業年度より、「売上高」に含めて計上する方法に変更いたしました。

当該変更は、フランチャイズ展開の戦略上、そのファクターとして専売契約料の重要性が増してきたこと、また、前事業年度におけるフード インクルーヴ株式会社との合併によりフランチャイズ店舗が増加したことに伴い、その金額的な重要性も高まったことから、これを機に、専売契約料を活用した多様なフランチャイズ戦略及び店舗運営戦略の展開を図るという事業方針の決定に基づくものであり、事業運営の実態をより適切に表示するために行ったものであります。

また、従来、不動産賃貸料収入及び不動産賃貸原価については、営業外収益「不動産賃貸料」、営業外費用「不動産賃貸原価」に計上しておりましたが、当事業年度より、それぞれ「売上高」、「売上原価」に計上する方法に変更いたしました。なお、セグメント上は「その他」の区分に含めております。

当該変更は、店舗施設の投資効果を考えるうえで、不採算店舗を閉鎖するに当たり、賃貸借契約期間の満了までの後継テナントへの転貸等、店舗施設の有効活用の重要性が増してきたことに伴い、会社が所有する不動産、賃借資産の直接的な店舗運営に加えて、不動産賃貸事業を主要事業の一つとして位置づけるという事業方針の決定に基づくものであり、事業運営の実態をより適切に表示するために行ったものであります。

なお、前事業年度のセグメント情報は、変更後の方法により作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
第52期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	合計
	寿司事業	居酒屋等事業	教育事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	5,792,012	10,937,900	623,069	17,352,981	340,995	17,693,977
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	5,792,012	10,937,900	623,069	17,352,981	340,995	17,693,977
セグメント利益	132,145	652,606	73,360	858,113	74,715	932,828
セグメント資産	2,482,824	4,963,680	165,338	7,611,843	1,448,154	9,059,997
その他の項目						
減価償却費	129,656	253,619	15,482	398,758	29,779	428,538
のれんの償却額	-	99,872	-	99,872	-	99,872
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	7,994	198,524	12,503	219,023	6,787	225,810

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業等であります。

第53期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	合計
	寿司事業	居酒屋等事業	教育事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	5,840,419	9,971,561	676,002	16,487,982	413,540	16,901,523
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	5,840,419	9,971,561	676,002	16,487,982	413,540	16,901,523
セグメント利益	484,335	1,274,747	89,545	1,848,628	54,022	1,902,650
セグメント資産	2,248,766	4,238,140	162,895	6,649,802	1,471,801	8,121,604
その他の項目						
減価償却費	94,770	145,894	11,366	252,031	29,912	281,944
のれんの償却額	-	49,434	-	49,434	-	49,434
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	35,714	53,446	3,926	93,087	-	93,087

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業等であります。



## 4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	17,352,981	16,487,982
「その他」の区分の売上高	340,995	413,540
セグメント間取引消去	-	-
財務諸表の売上高	17,693,977	16,901,523

(単位:千円)

利益	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	858,113	1,848,628
「その他」の区分の利益	74,715	54,022
セグメント間取引消去	-	-
全社費用(注)	793,277	730,454
財務諸表の営業利益	139,551	1,172,196

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位:千円)

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	7,611,843	6,649,802
「その他」の区分の資産	1,448,154	1,471,801
全社資産(注)	2,311,046	3,137,515
財務諸表の資産合計	11,371,044	11,259,119

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(当座預金)、本社所轄の有形固定資産及び繰延税金資産等であります。

(単位:千円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	398,758	252,031	29,779	29,912	16,103	10,774	444,642	292,719
のれんの償却額	99,872	49,434	-	-	-	-	99,872	49,434
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	219,023	93,087	6,787	-	1,595	11,864	227,405	104,952

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社所轄の設備投資額であります。

【関連情報】

第52期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第53期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

第52期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	寿司事業	居酒屋等事業	教育事業	その他	全社	合計
減損損失	320,010	1,053,800	5,527	1,876	20,211	1,401,427

第53期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	寿司事業	居酒屋等事業	教育事業	その他	全社	合計
減損損失	55,895	131,938	9,560	-	3,345	200,740

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

第52期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	寿司事業	居酒屋等事業	教育事業	その他	全社	合計
当期償却額	-	99,872	-	-	-	99,872
当期末残高	-	364,805	-	-	-	364,805

なお、平成22年4月1日以前に行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	寿司事業	居酒屋等事業	教育事業	その他	全社	合計
当期償却額	-	48,768	-	-	-	48,768
当期末残高	-	64,838	-	-	-	64,838

第53期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	寿司事業	居酒屋等事業	教育事業	その他	全社	合計
当期償却額	-	49,434	-	-	-	49,434
当期末残高	-	272,077	-	-	-	272,077

なお、平成22年4月1日以前に行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	寿司事業	居酒屋等事業	教育事業	その他	全社	合計
当期償却額	-	48,768	-	-	-	48,768
当期末残高	-	16,069	-	-	-	16,069

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

第52期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

第53期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

第52期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社ジー・コミュニケーション	名古屋市北区	3,754,010	グループホールディング会社、コンサルティング事業	(被所有) 直接 50.18 (注)2	業務運営における助言、店舗の施工、備品の購入、役員の兼任	当社銀行借入に対する被債務保証及び被担保提供 (注)3	742,216	-	-
							新株予約権付社債の引受 (注)3	170,000	-	-
							新株予約権の権利行使による新株の発行 (注)3	720,000	-	-

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 平成23年2月25日に開示いたしました「当社親会社により提出された大量保有報告書に係る変更報告書に関するお知らせ」に記載のとおり、当社親会社は、株式会社バウネットワークに対し、株式返還請求等の民事訴訟等の法的手続きを執る意向があります。よって、今度の裁判の結果如何によっては、当社親会社の議決権等の所有割合が変更となる可能性があります。

## 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の金融機関よりの借入金の一部について債務保証を受けております。その内455,400千円については、親会社所有の不動産、株式の一部の担保提供を受けております。なお、保証料及び担保提供料の支払いは行っておりません。

株式会社ジー・コミュニケーションが当社の発行しました第4回及び第5回転換社債型新株予約権付社債を引き受けたものであります。なお、第4回債転換金額は70円であり、利率は2.8%、第5回債転換金額は70円であり、3%であります。

株式会社ジー・コミュニケーションが、当社の発行した転換社債型新株予約権付社債を第1回、第2回債については1株当たり107円で権利行使し、第4回、第5回債については1株当たり70円で権利行使したことによるものであります。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注) 1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社ビー・サプライ	東京都中央区	50,000	食品商社	なし	店舗食材の仕入等	食材の仕入 (注) 3	2,930,750	買掛金	198,620
同一の親会社を持つ会社	株式会社ジー・エデュケーション (注) 2	名古屋市北区	-	-	-	-	-	-	-	-
同一の親会社を持つ会社	フード インクルーヴ株式会社(注) 4	東京都中央区	446,000	居酒屋業態等のチェーン展開	なし	兄弟会社	合併に伴う資産の受入	1,970,302	-	-
							合併に伴う負債の受入	2,217,148	-	-

(注) 1 . 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

- 2 . 第52期において、同一の親会社をもつ会社として区分していた株式会社ジー・エデュケーションについては、平成22年10月1日付で親会社株式会社ジー・コミュニケーションが同社の全株式をいなよしキャピタルパートナーズ株式会社（当社代表取締役稲吉史泰の兄である稲吉正樹氏が議決権の100%を直接所有している会社）に譲渡したことにより、同日をもって、役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社に関連当事者の種類を変更しております。

なお、同社との取引金額については、(3) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る）等に、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの全期間の取引額を記載しております。

- 3 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

- 4 . フード インクルーヴ株式会社は、平成22年7月1日をもって、当社が吸収合併したことにより解散いたしました。なお、株式会社フード インクルーヴとの合併の取引条件等の相殺については、（企業結合等関係）に記載しております。

## (3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注) 1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等 (当該会 社等の子 会社を含 む)	いなよしキャ ピタルパート ナーズ株式会 社(注) 2	名古屋 市中区	99,000	不動産投資 事業、M & A投資事 業、コンサル ティング 事業	なし	資金の借入	資金の借入 (注) 4	-	短期借 入金	-
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等 (当該会 社等の子 会社を含 む)	株式会社ジー ・エデュケー ション (注) 3	名古屋 市北区	100,000	個別指導塾 の運営及び F C展開	なし	加盟校舎に 関する指導 援助	当社銀行借入 に対する被債 務保証 (注) 4	105,000	-	-
							当社銀行借入 に対する被担 保提供 (注) 4	95,400	-	-
							売上高(教育 事業に係る業 務受託料等) (注) 4	622,861	売掛金	64,486

(注) 1 . 上記の取引金額には、消費税等が含まれておりません。

- 2 . いなよしキャピタルパートナーズ株式会社については当社代表取締役稲吉史泰の兄である稲吉正樹氏が議決権の100%を直接所有しております。

なお、稲吉正樹氏は、平成22年8月10日付で、親会社株式会社ジー・コミュニケーションの取締役を退任しているため、関連当事者の種類については、役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等として表示し、取引金額については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの全期間の取引額を記載しております。

- 3 . 株式会社ジー・エデュケーションは、いなよしキャピタルパートナーズ株式会社が議決権の過半数を保有している会社であります。

なお、株式会社ジー・エデュケーションは、平成23年4月1日より、社名を自分未来きょういく株式会社に社名を変更し、所在地は東京都中央区へ変更しております。

- 4 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

第52期末の借入金残高133,631千円については、約定どおり完済しております。

当社の金融機関よりの借入金の一部について債務保証を受けているものであります。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当社の金融機関よりの借入金の一部について、同社より貸付債権の担保提供を受けているものであります。

なお、担保提供料の支払いは行っておりません。

株式会社ジー・エデュケーションが事業運営している英会話事業及び学習塾事業の一部の校舎について、運営業務を受託しております。

業務受託料については、発生コスト等を勘案のうえ、両社交渉の上、適正に決定しております。

- 2 . 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ジー・コミュニケーション（非上場）

株式会社フーディーズ（非上場）

第53期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社ジー・コミュニケーション	名古屋 市北区	3,754,010	グループ ホールディ ング会社、 コンサル ティング事 業	(被所有) 直接 44.38	業務運営に おける助 言、役員の 兼任	当社銀行借入 に対する被債 務保証及び被 担保提供 (注)2	678,788	-	-
							上記取引に対 する保証料及 び担保提供料 (注)2	16,606	-	-

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の金融機関よりの借入金の一部について債務保証を受けております。その内431,310千円については、親会社  
所有の不動産、株式の一部の担保提供を受けております。

保証料の条件は保証対象債務残額に対して年率1.2%の保証料を、また担保設定金額に対して年率1.5%の担保提  
供料を支払っております。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	株式会社ビー ・サプライ	東京都 豊島区	50,000	食品商社	なし	店舗食材の 仕入等	食材の仕入 (注)2	2,787,751	買掛金	253,308

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

## (3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注) 1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等 (当該会 社等の子 会社を含 む)	自分未来アソ シエ株式会社 (注) 2	東京都 中央区	80,000	英会話教室 及び学習塾 の運営等	なし	加盟校舎に 関する指導 援助	当社銀行借入 に対する被債 務保証 (注) 3	89,723	-	-
							売上高(教育 事業に係る業 務受託料等) (注) 3	655,176	売掛金	76,455

(注) 1. 上記の取引金額には、消費税等が含まれておりません。

2. 自分未来アソシエ株式会社については当社代表取締役稲吉史泰の兄である稲吉正樹氏が議決権の100%を直接所有しております。

なお、自分未来アソシエ株式会社は、平成23年8月1日、自分未来きょういく株式会社といなよしキャピタルパートナーズ株式会社が合併し自分未来ホールディングス株式会社に社名を変更しました後、平成24年2月1日より社名を変更しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の金融機関よりの借入金の一部について債務保証を受けているものであります。なお、保証料の支払いは行っておりません。

自分未来アソシエ株式会社が事業運営している英会話事業及び学習塾事業の一部の校舎について、運營業務を受託しております。

業務受託料については、発生コスト等を勘案のうえ、両社交渉の上、適正に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ジー・コミュニケーション(非上場)

株式会社フーディーズ(非上場)



（資産除去債務関係）

第52期末（平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

店舗・校舎及び店舗・校舎用敷地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該建物の耐用年数と見積り、割引率は0.232%から2.293%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	588,085千円
合併による受入額	38,474
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,708
時の経過による調整額	18,877
資産除去債務の履行による減少額	6,356
履行義務の免除等による振替額	26,305
期末残高	<u>618,484</u>

第53期末（平成24年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

店舗・校舎及び店舗・校舎用敷地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該建物の耐用年数と見積り、割引率は0.232%から2.293%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	618,484千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,161
時の経過による調整額	14,557
資産除去債務の履行による減少額	65,131
履行義務の免除等による振替額	29,261
期末残高	<u>541,810</u>

（注） 前事業年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（賃貸等不動産関係）

第52期（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の店舗及びオフィスビル（土地を含む。）を有しております。平成23年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は24,410千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 （千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
202,434	125,097	327,531	299,477

- （注）1．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
2．当事業年度増減額のうち、増加額はフード インクルーヴ株式会社との合併により引き継いだ資産（132,000千円）であり、減少額は減価償却費（6,902千円）であります。  
3．当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額であります。

第53期（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の店舗及びオフィスビル（土地を含む。）を有しております。平成24年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は16,558千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 （千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
327,531	6,349	321,182	279,327

- （注）1．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
2．当事業年度増減額は、減価償却費（6,349千円）であります。  
3．当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額であります。

## （1株当たり情報）

第52期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）		第53期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	
1株当たり純資産額	55円41銭	1株当たり純資産額	63円76銭
1株当たり当期純損失金額（ ）	36円26銭	1株当たり当期純利益金額	11円55銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	10円34銭

（注）1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第52期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第53期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）		
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	2,188,130	794,645
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	2,188,130	794,645
期中平均株式数（千株）	60,351	68,807
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	-	8,245
（うち支払利息（税額相当額控除後））	(-)	(8,245)
普通株式増加数（千株）	-	8,858
（うち新株予約権）	(-)	(8,858)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（券面総額345百万円）、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（券面総額200百万円）、第1回新株予約権（新株予約権の数：50個）、第2回新株予約権（新株予約権の数：20個）。 これらの詳細については、第4提出会社の状況、1株式等の状況（2）新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	-

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	8,118,238	50,181	742,099 (126,054)	7,426,320	5,337,031	214,107	2,089,289
構築物	809,492	10,688	66,792 (15,002)	753,388	631,112	23,533	122,276
機械及び装置	302,221	7,392	19,121 (772)	290,492	274,675	5,275	15,816
車両運搬具	13,024	6,417	125 (125)	19,316	17,692	5,743	1,624
工具、器具及び備品	1,533,322	25,860	155,192 (3,228)	1,403,990	1,346,354	33,822	57,636
土地	2,158,363	-	80,328 (3,345)	2,078,035	-	-	2,078,035
リース資産	64,486	-	10,149 (2,016)	54,336	40,552	4,578	13,784
建設仮勘定	-	102,615	102,615	-	-	-	-
有形固定資産計	12,999,150	203,156	1,176,426 (150,545)	12,025,880	7,647,417	287,062	4,378,462
無形固定資産							
のれん	779,252	-	47,897 (43,294)	731,355	459,277	49,434	272,077
借地権	26,948	-	-	26,948	672	96	26,275
ソフトウェア	84,242	4,410	2,262	86,390	77,856	5,255	8,533
その他	37,196	-	-	37,196	7,456	305	29,740
無形固定資産計	927,639	4,410	50,159 (43,294)	881,890	545,263	55,090	336,627
長期前払費用	136,277	11,695	10,770 (1,641)	137,202	64,833	16,244	72,369 (14,514)

(注) 1. 建設仮勘定の当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

とりあえず吾平 山形南陽店 17,724千円

仙台本社 8,408千円

2. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、当期の減損損失計上額を記載しております。

3. 建物、工具、器具及び備品の当期減少額のうち、主なものは江戸沢浜松幸店他30店舗及び事務所の除却による減少であります。

4. 長期前払費用の「差引当期末残高」欄の( )内は内書きで、一年内に費用化するものとして流動資産の前払費用に振り替えている金額であります。

また、長期前払費用は前事業年度末で償却終了したもの(26,721千円)を当期首残高より控除しております。

5. 従来、不動産賃貸料収入及び不動産賃貸原価については、営業外収益「不動産賃貸料」、営業外費用「不動産賃貸原価」に計上しておりましたが、当事業年度より、それぞれ「売上高」、「売上原価」に計上する方法に変更いたしました。この表示方法の変更に伴い、前事業年度の貸借対照表の組替を行っており、投資その他の資産「投資不動産」436,009千円を有形固定資産「建物」171,436千円、有形固定資産「土地」248,398千円、有形固定資産「構築物」2,494千円、有形固定資産「工具、器具及び備品」13,680千円にそれぞれ組替え、上表の「当期首残高」に含めております。

## 【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
	平成年月日					平成年月日
第8回無担保社債	21.6.30	105,000 (30,000)	75,000 (30,000)	0.45	なし(株式会社みずほ 銀行保証付)	26.6.30
第1回無担保転換社債 型新株予約権付社債	21.8.31	345,000	345,000	3.00	なし	26.8.29
第3回無担保転換社債 型新株予約権付社債	22.10.21	200,000	-	3.20	なし	-
合計	-	650,000 (30,000)	420,000 (30,000)	-	-	-

(注) 1. ( )内は1年以内の償還予定額であります。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	105.7
発行価額の総額(千円)	600,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	255,000
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	平成21.9.1～平成26.8.28

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付けられた社債の金額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

3. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
30,000	30,000	360,000	-	-

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	966,740	596,714	2.93	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,244,740	1,287,797	2.06	-
1年以内に返済予定のリース債務	27,837	26,374	-	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,388,796	901,155	2.22	平成25年4月～ 平成27年12月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	54,530	24,208	-	平成25年5月～ 平成31年5月
合計	3,682,643	2,836,249	-	-

（注）1．「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

- 2．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
- 3．長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	553,415	276,732	71,008	-
リース債務	13,928	1,989	1,989	1,989

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	182,059	5,840	-	7,575	180,324
賞与引当金	8,351	73,622	8,351	-	73,622
店舗閉鎖損失引当金	171,788	44,638	150,927	20,861	44,638
災害損失引当金	96,108	-	96,108	-	-

（注）1．貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び貸倒懸念債権等特定の債権の回収額であります。

- 2．店舗閉鎖損失引当金の「当期減少額（その他）」は、前事業年度計上額と実績との相違に伴う取崩しであります。

## 【資産除去債務明細表】

注記事項（資産除去債務関係）に記載しているため、記載を省略しております。

## ( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

## 流動資産

## イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	60,784
預金の種類	
当座預金	1,530,117
普通預金	197,704
別段預金	171
小計	1,727,993
合計	1,788,778

## ロ．受取手形

## 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社ミスク・プランニング	6,034
株式会社汐騒フーズ	761
株式会社東北食産	672
有限会社アルファコスモス	626
新宝フーズ株式会社	598
その他	12,005
合計	20,696

## 期日別内訳

期日別	金額（千円）
平成24年3月（注）	15,296
4月	450
5月	450
6月	450
7月	450
8月	450
9月	450
10月	450
11月	450
12月	450
平成25年1月	450
2月	450
3月	450
合計	20,696

（注） 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、平成24年3月末日期日の手形が期末残高に含まれております。

## 八．売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
自分未来アソシエ株式会社（注）	76,455
トヨタファイナンス株式会社	44,349
株式会社北陸カード	21,332
S M B Cファイナンスサービス株式会社	12,132
有限会社トミヤマ	4,227
その他	49,744
合計	208,241

（注） 自分未来アソシエ株式会社は、平成23年8月1日、自分未来きょういく株式会社といなよしキャピタルパートナーズ株式会社が合併し自分未来ホールディングス株式会社に社名を変更しました後、平成24年2月1日より社名を変更しております。



## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 366
187,128	2,657,491	2,636,378	208,241	92.7	27.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## 二．商品

区分	金額(千円)
寿司業態	5,339
居酒屋他業態	963
校舎	4,318
合計	10,622

## ホ．原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
寿司業態	34,082
居酒屋他業態	65,659
小計	99,741
貯蔵品	
寿司業態	13,642
居酒屋他業態	5,684
校舎	408
小計	19,735
合計	119,477

## 固定資産

## イ．敷金及び差入保証金

区分	金額（千円）
店舗賃借保証金	1,417,802
店舗賃借敷金	1,225,566
寮賃借敷金	4,396
その他	396,216
合計	3,043,982

## ロ．繰延税金資産

繰延税金資産は、627,761千円であり、その内容については「1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

## 流動負債

## イ．買掛金

相手先	金額（千円）
ビー・サプライ株式会社	253,308
株式会社マルト水谷	54,845
東洋冷蔵株式会社	11,164
株式会社宮城総合給食センター	8,270
東京デリカフーズ株式会社	6,818
その他	129,727
合計	464,134

## 固定負債

## イ．預り敷金及び保証金

区分	金額（千円）
F C加盟店保証金	361,096
賃貸敷金	162,543
賃貸保証金	55,693
合計	579,332

## (3)【その他】

## 第53期における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	4,167,086	8,383,269	12,813,261	16,901,523
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	247,429	386,830	704,691	903,682
四半期(当期)純利益金額(千円)	178,490	312,917	515,337	794,645
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	2.70	4.69	7.64	11.55

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	2.70	2.00	2.94	3.83

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告ができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 広告掲載URL <a href="http://www.g-taste.co.jp">http://www.g-taste.co.jp</a>
株主に対する特典	毎年3月末日の単元株以上所有株主に対し以下の基準により株主優待券を贈呈する。 1,000株以上の株主：一律1,000円相当額（1枚500円の優待券2枚） 5,000株以上の株主：一律5,000円相当額（1枚500円の優待券10枚） 10,000株以上の株主：一律10,000円相当額（1枚500円の優待券20枚）

(注) 1. 当社の定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

2. 特別口座の口座管理機関である住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更し、以下のとおり商号・住所等が変更となっております。

取扱場所 (特別口座)

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

株主名簿管理人 (特別口座)

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、株式会社ジー・コミュニケーション及び株式会社クックイノベンチャーであります。なお、親会社の被所有割合は100分の50以下であります。が、実質的に支配しているため親会社としております。

### 2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第53期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月28日東北財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年6月28日東北財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

（第54期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月10日東北財務局長に提出

（第54期第2四半期）（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月14日東北財務局長に提出

（第54期第3四半期）（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月14日東北財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

平成24年7月2日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年2月15日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（平成22年1月4日付）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年2月15日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（平成25年2月15日）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年5月15日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年5月15日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年5月15日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年5月22日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類

平成25年2月15日東北財務局長に提出

## (6) 有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度（第51期）（自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）平成24年11月13日東北財務局長に提出  
（第52期第 1 四半期）（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 6月30日）平成24年11月13日東北財務局長に提出  
（第52期第 2 四半期）（自 平成22年 7月 1日 至 平成22年 9月30日）平成24年11月13日東北財務局長に提出  
（第52期第 3 四半期）（自 平成22年10月 1日 至 平成22年12月31日）平成24年11月13日東北財務局長に提出  
事業年度（第52期）（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）平成24年11月13日東北財務局長に提出  
（第53期第 1 四半期）（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月30日）平成24年11月13日東北財務局長に提出  
（第53期第 2 四半期）（自 平成23年 7月 1日 至 平成23年 9月30日）平成24年11月13日東北財務局長に提出  
（第53期第 3 四半期）（自 平成23年10月 1日 至 平成23年12月31日）平成24年11月13日東北財務局長に提出  
事業年度（第53期）（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）平成24年11月13日東北財務局長に提出  
（第54期第 1 四半期）（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日）平成24年11月13日東北財務局長に提出  
事業年度（第49期）（自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）平成24年12月10日東北財務局長に提出  
事業年度（第50期）（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）平成24年12月10日東北財務局長に提出  
事業年度（第51期）（自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）平成24年12月10日東北財務局長に提出  
事業年度（第52期）（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）平成24年12月10日東北財務局長に提出  
事業年度（第53期）（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）平成24年12月10日東北財務局長に提出

## (7) 有価証券届出書の訂正届出書

平成25年 2月18日東北財務局長に提出

**第四部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 第五部【提出会社の特別情報】

## 第1【最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）、第50期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第51期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、なぎさ監査法人による監査を受けております。

## 1【貸借対照表】

・第49期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

		第49期 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
1. 現金及び預金			460,022	
2. 受取手形			646	
3. 売掛金			53,372	
4. 売上預け金	1		69,688	
5. 商品			10,294	
6. 原材料			69,999	
7. 貯蔵品			25,624	
8. 前払費用			142,779	
9. 繰延税金資産			72,470	
10. 関係会社貸付金			149,234	
11. その他			41,477	
貸倒引当金			11,043	
流動資産合計			1,084,567	10.7
固定資産				
1. 有形固定資産				
(1) 建物	2	3,486,224		
減価償却累計額		1,431,826	2,054,398	
(2) 構築物		492,956		
減価償却累計額		308,147	184,809	
(3) 機械及び装置		283,937		
減価償却累計額		246,195	37,742	

		第49期 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(4) 車両運搬具		8,629		
減価償却累計額		8,248	381	
(5) 工具器具及び備品		1,043,369		
減価償却累計額		872,640	170,729	
(6) 土地	2		665,418	
(7) 建設仮勘定			300	
有形固定資産合計			3,113,778	30.7
2. 無形固定資産				
(1) のれん			90,278	
(2) 借地権			1,249	
(3) ソフトウェア			33,994	
(4) その他			19,384	
無形固定資産合計			144,906	1.5
3. 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券			17,229	
(2) 関係会社株式			1,490,281	
(3) 出資金			4,860	
(4) 長期貸付金			11,482	
(5) 関係会社長期貸付金			472,576	
(6) 長期前払費用			49,679	
(7) 繰延税金資産			-	
(8) 敷金及び差入保証金			1,920,699	
(9) 投資不動産	2	2,244,480		
減価償却累計額		419,360	1,825,120	
(10) その他			31,870	
貸倒引当金			38,528	
投資その他の資産合計			5,785,271	57.1
固定資産合計			9,043,955	89.3
資産合計			10,128,523	100.0



		第49期 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
1. 買掛金			453,825	
2. 短期借入金			290,000	
3. 1年内返済予定の長期 借入金	2		844,000	
4. 1年内償還予定社債			10,000	
5. 未払金			148,920	
6. 未払費用			323,744	
7. 未払法人税等			551,663	
8. 未払消費税等			42,343	
9. 前受金			14,634	
10. 預り金			67,936	
11. 前受収益			95,286	
12. 賞与引当金			41,095	
13. 閉店損失引当金			5,238	
14. その他			9,633	
流動負債合計			2,898,323	28.6
固定負債				
1. 社債			-	
2. 長期借入金	2		1,768,500	
3. 預り敷金及び保証金			297,608	
4. 繰延税金負債			104,399	
5. 退職給付引当金			122,055	
6. 役員退職慰労引当金			-	
7. 長期前受収益			150,707	
8. 負ののれん			117,509	
9. その他			10,373	
固定負債合計			2,571,153	25.4
負債合計			5,469,477	54.0

		第49期 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(純資産の部)				
株主資本				
1. 資本金			897,128	8.8
2. 資本剰余金				
(1) 資本準備金		960,426		
資本剰余金合計			960,426	9.5
3. 利益剰余金				
(1) 利益準備金		78,085		
(2) その他利益剰余金				
固定資産圧縮積立金		548,448		
別途積立金		860,000		
繰越利益剰余金		1,315,571		
利益剰余金合計			2,802,104	27.7
4. 自己株式				
株主資本合計			4,657,459	46.0
評価・換算差額等				
1. その他有価証券評価差額金			1,586	0.0
評価・換算差額等合計			1,586	0.0
純資産合計				
			4,659,045	46.0
負債純資産合計				
			10,128,523	100.0

・第50期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(単位:千円)

第50期 (平成21年3月31日)	
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
現金及び預金	969,291
受取手形	-
売掛金	55,346
売上預け金	1,628,887
商品	17,331
原材料	-
貯蔵品	-
原材料及び貯蔵品	98,145
前払費用	151,799
繰延税金資産	74,119
関係会社短期貸付金	186,543
その他	87,102
貸倒引当金	2,198
<b>流動資産合計</b>	<b>1,700,369</b>
<b>固定資産</b>	
<b>有形固定資産</b>	
建物	3,540,847
減価償却累計額	1,626,458
<b>建物(純額)</b>	<b>2,194,388</b>
構築物	482,420
減価償却累計額	315,665
<b>構築物(純額)</b>	<b>166,754</b>
機械及び装置	252,610
減価償却累計額	227,006
<b>機械及び装置(純額)</b>	<b>25,603</b>
車両運搬具	6,627
減価償却累計額	6,419
<b>車両運搬具(純額)</b>	<b>208</b>
工具、器具及び備品	985,098
減価償却累計額	868,774
<b>工具、器具及び備品(純額)</b>	<b>116,324</b>
土地	2,742,401
リース資産	26,048
減価償却累計額	6,418
<b>リース資産(純額)</b>	<b>19,630</b>
建設仮勘定	-
<b>有形固定資産合計</b>	<b>2,985,310</b>

(単位:千円)

第50期  
(平成21年3月31日)

無形固定資産	
のれん	80,763
借地権	1,153
ソフトウェア	25,906
その他	18,921
無形固定資産合計	126,744
投資その他の資産	
投資有価証券	8,420
関係会社株式	1,490,281
出資金	4,860
長期貸付金	8,250
関係会社長期貸付金	323,341
長期前払費用	47,482
敷金及び差入保証金	1,927,415
投資不動産	1,933,121
減価償却累計額	389,679
投資不動産(純額)	2,154,441
その他	21,579
貸倒引当金	15,417
投資その他の資産合計	5,359,654
固定資産合計	8,471,709
資産合計	10,172,078
負債の部	
流動負債	
買掛金	421,660
短期借入金	530,000
1年内返済予定の長期借入金	2,104,200
1年内償還予定の社債	-
リース債務	8,929
未払金	213,693
未払費用	307,428
未払法人税等	207,810
未払消費税等	78,303
前受金	16,699
預り金	56,539
前受収益	95,427
賞与引当金	12,573
閉店損失引当金	35,103
その他	12,423
流動負債合計	3,044,793

(単位:千円)

第50期  
(平成21年3月31日)

固定負債	
長期借入金	2,190,700
リース債務	29,332
預り敷金及び保証金	277,036
繰延税金負債	40,443
退職給付引当金	101,681
長期前受収益	81,440
負ののれん	89,690
その他	18,334
固定負債合計	2,547,660
負債合計	5,592,454
純資産の部	
株主資本	
資本金	897,128
資本剰余金	
資本準備金	960,426
資本剰余金合計	960,426
利益剰余金	
利益準備金	78,085
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	319,117
別途積立金	860,000
繰越利益剰余金	1,467,673
利益剰余金合計	2,724,875
自己株式	2,288
株主資本合計	4,580,141
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	517
評価・換算差額等合計	517
純資産合計	4,579,624
負債純資産合計	10,172,078

・第51期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(単位:千円)

		第51期 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		276,844
売掛金		135,860
売上預け金		1 55,595
商品		29,244
原材料及び貯蔵品		140,088
前払費用		283,051
繰延税金資産		103,909
関係会社短期貸付金		-
その他		79,706
貸倒引当金		1,690
流動資産合計		1,102,610
固定資産		
有形固定資産		
建物		7,811,406
減価償却累計額		5,026,027
建物(純額)		2 2,785,379
構築物		918,605
減価償却累計額		671,678
構築物(純額)		246,927
機械及び装置		252,442
減価償却累計額		233,830
機械及び装置(純額)		18,612
車両運搬具		9,906
減価償却累計額		8,626
車両運搬具(純額)		1,279
工具、器具及び備品		1,516,390
減価償却累計額		1,407,253
工具、器具及び備品(純額)		109,137
土地		2 1,926,772
リース資産		60,602
減価償却累計額		23,284
リース資産(純額)		37,318
有形固定資産合計		5,125,426

(単位:千円)

第51期  
(平成22年3月31日)

無形固定資産	
のれん	843,939
借地権	1,057
ソフトウェア	15,852
その他	25,920
無形固定資産合計	886,770
投資その他の資産	
投資有価証券	9,001
関係会社株式	-
出資金	4,870
長期貸付金	34,883
関係会社長期貸付金	-
長期前払費用	89,023
敷金及び差入保証金	3,812,959
繰延税金資産	848,935
投資不動産	226,526
減価償却累計額	24,091
投資不動産(純額)	2 202,434
その他	32,950
貸倒引当金	12,908
投資その他の資産合計	5,022,150
固定資産合計	11,034,346
資産合計	12,136,956
負債の部	
流動負債	
買掛金	504,385
短期借入金	2 1,033,631
1年内返済予定の長期借入金	2 1,107,980
1年内償還予定の社債	30,000
リース債務	15,437
未払金	223,375
未払費用	401,899
未払法人税等	73,486
未払消費税等	61,858
前受金	13,516
預り金	69,453
前受収益	187,743
賞与引当金	13,070
店舗閉鎖損失引当金	4,958
その他	43,873
流動負債合計	3,784,670

(単位：千円)

第51期  
(平成22年3月31日)

固定負債	
社債	105,000
新株予約権付社債	3,895,000
長期借入金	2,121,250
リース債務	37,160
預り敷金及び保証金	296,736
繰延税金負債	-
退職給付引当金	85,158
長期前受収益	94,026
負ののれん	113,607
債務保証損失引当金	12,824
その他	57,476
固定負債合計	2,912,239
負債合計	6,696,910
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,274,628
資本剰余金	
資本準備金	1,337,926
その他資本剰余金	827,123
資本剰余金合計	2,165,049
利益剰余金	
利益準備金	78,085
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	314,351
別途積立金	860,000
繰越利益剰余金	748,162
利益剰余金合計	2,000,598
自己株式	58
株主資本合計	5,440,218
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	171
評価・換算差額等合計	171
純資産合計	5,440,046
負債純資産合計	12,136,956



## 2【損益計算書】

・第49期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

区分	注記 番号	第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)
売上高			14,050,840	100.0
売上原価				
1. 期首商品及び原材料た な卸高		119,227		
2. 当期商品及び原材料仕 入高		5,040,261		
合計		5,159,489		
3. 期末商品及び原材料た な卸高		80,294	5,079,194	36.1
売上総利益			8,971,645	63.9
販売費及び一般管理費	2		8,007,016	57.0
営業利益			964,629	6.9
営業外収益				
1. 受取利息		28,055		
2. 受取配当金		245		
3. 不動産賃貸料	1	180,509		
4. 受取販売手数料		88,355		
5. 雑収入		47,992	345,158	2.4
営業外費用				
1. 支払利息		52,347		
2. 社債利息		225		
3. 不動産賃貸原価		106,356		
4. 投資事業組合運用損		6,617		
5. 雑損失		20,693	186,240	1.3
経常利益			1,123,548	8.0
特別利益				
1. 固定資産売却益	3	1,088,982		
2. 退職給付引当金戻入益		4,674		
3. 貸倒引当金戻入益		46,523	1,140,181	8.1

		第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
特別損失				
1. 固定資産除却損	4	17,751		
2. 原状回復費	5	4,568		
3. 減損損失	6	202,718		
4. 閉店損失引当金繰入額		5,238	230,276	1.6
税引前当期純利益			2,033,452	14.5
法人税、住民税及び事業 税		756,784		
法人税等調整額		255,445	1,012,229	7.2
当期純利益			1,021,222	7.3

・第50期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(単位:千円)

	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
売上高	13,429,325
売上原価	
期首商品及び原材料たな卸高	80,294
当期商品及び原材料仕入高	4,592,410
教育事業原価	269,086
合計	4,941,791
期末商品及び原材料たな卸高	91,777
売上原価	4,850,014
売上総利益	8,579,311
販売費及び一般管理費	27,983,114
営業利益	596,196
営業外収益	
受取利息	21,041
受取配当金	195
不動産賃貸料	1,196,066
受取販売手数料	90,202
雑収入	54,639
営業外収益合計	362,145
営業外費用	
支払利息	55,298
社債利息	22
不動産賃貸原価	99,251
投資事業組合運用損	1,754
雑損失	15,489
営業外費用合計	171,815
経常利益	786,526
特別利益	
退職給付引当金戻入額	746
閉店損失引当金戻入額	938
貸倒引当金戻入額	31,955
特別利益合計	33,640

(単位:千円)

第50期  
(自 平成20年4月1日  
至 平成21年3月31日)

特別損失	
固定資産除却損	4,578
固定資産売却損	764
減損損失	6,462,654
閉店損失	19,875
閉店損失引当金繰入額	35,103
特別損失合計	523,276
税引前当期純利益	296,890
法人税、住民税及び事業税	258,053
過年度法人税等	68,567
法人税等調整額	64,165
法人税等合計	262,455
当期純利益	34,435

## 教育事業原価明細書

		第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		178,953	66.5
経費		90,132	33.5
教育事業原価		269,086	100.0

(注)

第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
経費の主な内訳は次のとおりであります。	
支払地代家賃	55,781千円

・第51期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(単位:千円)

	第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
売上高	15,966,552
売上原価	
期首商品及び原材料たな卸高	91,777
合併による商品及び原材料受入高	49,188
当期商品及び原材料仕入高	5,112,666
教育事業原価	415,384
合計	5,669,016
期末商品及び原材料たな卸高	143,841
売上原価	5,525,175
売上総利益	10,441,377
販売費及び一般管理費	2 10,110,678
営業利益	330,698
営業外収益	
受取利息	10,930
受取配当金	66
不動産賃貸料	193,826
受取販売手数料	139,711
負ののれん償却額	41,785
雑収入	19,847
営業外収益合計	406,167
営業外費用	
支払利息	64,739
社債利息	27,618
不動産賃貸原価	117,191
雑損失	59,015
営業外費用合計	268,564
経常利益	468,301
特別利益	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	5,344
債務保証損失引当金戻入額	12,284
貸倒引当金戻入額	7,729
特別利益合計	25,358

(単位:千円)

第51期  
(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

特別損失	
固定資産除却損	4,250
減損損失	6,594,626
店舗閉鎖損失	63,089
店舗閉鎖損失引当金繰入額	4,958
抱合せ株式消滅差損	1,286,065
特別損失合計	1,951,241
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	1,457,581
法人税、住民税及び事業税	79,509
法人税等調整額	924,476
法人税等合計	844,967
当期純利益又は当期純損失( )	612,614

## 教育事業原価明細書

		第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		269,744	64.9
経費		145,639	35.1
教育事業原価		415,384	100.0

(注)

第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
経費の主な内訳は次のとおりであります。	
支払地代家賃	95,126千円



## 3【株主資本等変動計算書】

・第49期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日 残高（千円）	897,128	960,426	960,426	78,085	-	860,000	880,018	1,818,103	2,199	3,673,458
事業年度中の変動額										
剰余金の配当			-				37,221	37,221		37,221
固定資産圧縮積立金積立			-		552,448		552,448	-		-
固定資産圧縮積立金取崩			-		3,999		3,999	-		-
当期純利益			-				1,021,222	1,021,222		1,021,222
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			-					-		-
事業年度中の変動額合計（千円）	-	-	-	-	548,448	-	435,552	984,001	-	984,001
平成20年3月31日 残高（千円）	897,128	960,426	960,426	78,085	548,448	860,000	1,315,571	2,802,104	2,199	4,657,459

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日 残高（千円）	3,413	3,413	3,676,871
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		-	37,221
固定資産圧縮積立金積立		-	-
固定資産圧縮積立金取崩		-	-
当期純利益		-	1,021,222
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1,826	1,826	1,826
事業年度中の変動額合計（千円）	1,826	1,826	982,174
平成20年3月31日 残高（千円）	1,586	1,586	4,659,045

・第50期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（単位：千円）

		第50期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高		897,128
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		897,128
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高		960,426
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		960,426
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高		960,426
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		960,426
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高		78,085
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		78,085
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>固定資産圧縮積立金</b>		
前期末残高		548,448
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立		-
固定資産圧縮積立金の取崩		229,331
当期変動額合計		229,331
当期末残高		319,117
<b>別途積立金</b>		
前期末残高		860,000
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		860,000

(単位:千円)

		第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高		1,315,571
当期変動額		
剰余金の配当		111,664
固定資産圧縮積立金の積立		-
固定資産圧縮積立金の取崩		229,331
当期純利益		34,435
当期変動額合計		152,102
当期末残高		1,467,673
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高		2,802,104
当期変動額		
剰余金の配当		111,664
固定資産圧縮積立金の積立		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-
当期純利益		34,435
当期変動額合計		77,229
当期末残高		2,724,875
<b>自己株式</b>		
前期末残高		2,199
当期変動額		
自己株式の取得		88
当期変動額合計		88
当期末残高		2,288
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高		4,657,459
当期変動額		
剰余金の配当		111,664
当期純利益		34,435
自己株式の取得		88
当期変動額合計		77,317
当期末残高		4,580,141

(単位:千円)

第50期  
(自平成20年4月1日  
至平成21年3月31日)

## 評価・換算差額等

## その他有価証券評価差額金

前期末残高 1,586

## 当期変動額

株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 2,103

当期変動額合計 2,103

当期末残高 517

## 評価・換算差額等合計

前期末残高 1,586

## 当期変動額

株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 2,103

当期変動額合計 2,103

当期末残高 517

## 純資産合計

前期末残高 4,659,045

## 当期変動額

剰余金の配当 111,664

当期純利益 34,435

自己株式の取得 88

株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 2,103

当期変動額合計 79,421

当期末残高 4,579,624

・第51期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

（単位：千円）

		第51期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高		897,128
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		377,500
当期変動額合計		377,500
当期末残高		1,274,628
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高		960,426
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		377,500
当期変動額合計		377,500
当期末残高		1,337,926
<b>その他資本剰余金</b>		
前期末残高		-
当期変動額		
合併による増加		827,123
当期変動額合計		827,123
当期末残高		827,123
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高		960,426
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		377,500
合併による増加		827,123
当期変動額合計		1,204,623
当期末残高		2,165,049
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高		78,085
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		78,085
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>固定資産圧縮積立金</b>		
前期末残高		319,117
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩		4,765
当期変動額合計		4,765
当期末残高		314,351

(単位：千円)

第51期  
(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

別途積立金	
前期末残高	860,000
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	860,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,467,673
当期変動額	
剰余金の配当	111,661
固定資産圧縮積立金の取崩	4,765
当期純利益	612,614
当期変動額合計	719,510
当期末残高	748,162
利益剰余金合計	
前期末残高	2,724,875
当期変動額	
剰余金の配当	111,661
固定資産圧縮積立金の取崩	-
当期純利益	612,614
当期変動額合計	724,276
当期末残高	2,000,598
自己株式	
前期末残高	2,288
当期変動額	
自己株式の取得	58
自己株式の処分	2,288
当期変動額合計	2,229
当期末残高	58
株主資本合計	
前期末残高	4,580,141
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	755,000
合併による増加	827,123
剰余金の配当	111,661
当期純利益	612,614
自己株式の取得	58
自己株式の処分	2,288
当期変動額合計	860,076
当期末残高	5,440,218

(単位:千円)

第51期  
(自平成21年4月1日  
至平成22年3月31日)

## 評価・換算差額等

## その他有価証券評価差額金

前期末残高 517

## 当期変動額

株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 345

当期変動額合計 345

当期末残高 171

## 評価・換算差額等合計

前期末残高 517

## 当期変動額

株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 345

当期変動額合計 345

当期末残高 171

## 純資産合計

前期末残高 4,579,624

## 当期変動額

新株の発行(新株予約権の行使) 755,000

合併による増加 827,123

剰余金の配当 111,661

当期純利益 612,614

自己株式の取得 58

自己株式の処分 2,288

株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 345

当期変動額合計 860,421

当期末残高 5,440,046

## 【重要な会計方針】

項目	第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合の営業により獲得した損益の持分相当額を当期の損益として計上し、組合の保有するその他有価証券の評価差額金に対する持分相当額を、その他有価証券評価差額金に計上しております。</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法			時価法によっております。
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 商品 商品本部：移動平均法による原価法を採用しております。  営業店舗：最終仕入原価法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) 原材料 総平均法による原価法を採用しております。ただし、居酒屋部門においては、最終仕入原価法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 商品 商品本部：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。 営業店舗：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。</p> <p>(2) 原材料 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。ただし、居酒屋部門においては、最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。</p>	<p>(1) 商品 商品本部：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。 営業店舗：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。</p> <p>(2) 原材料 同左</p>



項目	第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)												
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(3) 貯蔵品</p> <p>最終仕入原価法による原価法を採用しております。</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p>	<p>(3) 貯蔵品</p> <p>最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。</p> <p>なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p>	<p>(3) 貯蔵品</p> <p>同左</p> <p>同左</p>												
	<table border="1"> <tr> <td>建物</td> <td>20～34年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>6～9年</td> </tr> </table>	建物	20～34年	機械及び装置	6～9年	<table border="1"> <tr> <td>建物</td> <td>20～34年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>8年</td> </tr> </table>	建物	20～34年	機械及び装置	8年	<table border="1"> <tr> <td>建物</td> <td>2～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>8年</td> </tr> </table>	建物	2～50年	機械及び装置	8年
	建物	20～34年													
	機械及び装置	6～9年													
建物	20～34年														
機械及び装置	8年														
建物	2～50年														
機械及び装置	8年														
<p>（会計方針の変更）</p> <p>法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ22,074千円減少しております。</p>	<p>また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p>	<p>同左</p>													

項目	第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ4,322千円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 なお、借地権の一部については、事業用定期借地権の賃借期間を耐用年数として採用しております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>機械及び装置については、従来、耐用年数を6～9年としておりましたが、当事業年度より8年に変更しました。この変更は平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。</p> <p>なお、この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 また、借地権の一部については、事業用定期借地権の賃借期間を耐用年数として採用しております。 のれんについては、主に10年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 同左</p> <p>社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>
5.繰延資産の処理方法			
6.引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

項目	第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付制度の廃止日（平成18年3月31日）における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職一時金制度の退職金未払額は、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取り扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職功労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。 なお、当事業年度においては内規に定める対象者がいないため計上しておりません。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する金額を計上しております。</p> <p>(5) 閉店損失引当金 店舗閉店に伴わない発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込み額を計上しています。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 賞与引当金 同左</p> <p>(5) 閉店損失引当金 同左</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 賞与引当金 同左</p> <p>(5) 店舗閉鎖損失引当金 同左</p> <p>(6) 債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込み額を計上しております。</p>
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております		
8. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。</p>	(1) ヘッジ会計の方法 同左	(1) ヘッジ会計の方法 同左

項目	第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：金利スワップ ヘッジ対象：借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスクをヘッジする目的で、対象債務の範囲において、社内規定に基づく稟議決裁を経て実施することといたしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。 ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：同左 ヘッジ対象：同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>同左</p>	<p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：同左 ヘッジ対象：同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>同左</p>
10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外の消費税等は当事業年度の期間費用として処理しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

## 【会計処理方法の変更】

第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>	

## 【表示方法の変更】

第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>(投資不動産の計上区分の変更)</p> <p>従来「有形固定資産」に含めて表示しておりました投資目的に供している「建物」「土地」は、「投資不動産」として「投資その他の資産」に区分掲記する事に変更致しました。</p> <p>この変更は、当期に投資不動産を取得したことにより、当社における賃貸取引の重要性が高まっている事に伴い、「投資不動産」に係る資産を区分掲記する事により、より明確な貸借対照表の区分を表示するためのものであります。</p> <p>この処理の変更により、従来と同一基準によった場合と比較し、貸借対照表の「有形固定資産」は1,825,120千円減少致しましたが、「投資その他の資産」は同額増加しており、資産合計への影響はありません。</p> <p>なお、従来と同一基準によった場合と比較し、損益計算書の営業損益、経常損益、税引前当期純損益、当期純損益に影響はありません。</p> <p>なお、投資不動産賃貸料及び投資不動産賃貸費用につきましては、投資活動によるキャッシュ・フローの「投資不動産の賃貸による収入」及び「投資不動産の賃貸による支出」に区分掲記しております。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前事業年度において、「原材料」「貯蔵品」として掲記されていたものは、当事業年度から「原材料及び貯蔵品」と一括して掲記しております。なお、当事業年度に含まれる「原材料」「貯蔵品」は、それぞれ74,445千円、23,699千円であります。</p>	

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記いたしました。</p> <p>なお、前事業年度の営業外収益の「雑収入」に含まれる「負ののれん償却額」は、27,818千円であります。</p> <p>(キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「減価償却費」に含めて表示しておりました「のれん償却額」は重要性が増したため、当事業年度から区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前事業年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「減価償却費」に含まれる「のれん償却額」は、44,609千円であります。</p>

## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)	第51期 (平成22年3月31日)																																
<p>1. 売上預け金 売上代金のうち、ショッピングセンター等の店舗賃貸人に預けているものであります。</p> <p>2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。</p> <p>イ) 担保に供している資産</p> <p>有形固定資産</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>294,515千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>368,999</td> </tr> </table> <p>投資不動産</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>135,629</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>569,883</td> </tr> </table> <hr/> <p>計 1,369,028</p> <p>ロ) 上記に対応する債務</p> <table> <tr> <td>長期借入金</td> <td>1,280,000千円</td> </tr> </table> <p>(1年以内の返済予定分を含む)</p> <hr/> <p>計 1,280,000</p>	建物	294,515千円	土地	368,999	建物	135,629	土地	569,883	長期借入金	1,280,000千円	<p>1. 売上預け金 売上代金のうち、ショッピングセンター等の店舗賃貸人に預けているものであります。</p> <p>2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。</p> <p>イ) 担保に供している資産</p> <p>有形固定資産</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>235,990千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>544,121</td> </tr> </table> <p>投資不動産</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>373,984</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1,023,451</td> </tr> </table> <hr/> <p>計 2,177,548</p> <p>ロ) 上記に対応する債務</p> <table> <tr> <td>長期借入金</td> <td>2,050,000千円</td> </tr> </table> <p>(1年以内の返済予定分を含む)</p> <hr/> <p>計 2,050,000</p> <p>上記の他、関係会社の金融機関からの借入金320,000千円の債務があります。</p>	建物	235,990千円	土地	544,121	建物	373,984	土地	1,023,451	長期借入金	2,050,000千円	<p>1. 売上預け金 売上代金のうち、ショッピングセンター等の店舗賃貸人に預けているものであります。</p> <p>2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。</p> <p>イ) 担保に供している資産</p> <p>有形固定資産</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>616,793千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1,705,227</td> </tr> </table> <p>投資不動産</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>46,175</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>150,918</td> </tr> </table> <hr/> <p>計 2,519,113</p> <p>ロ) 上記に対応する債務</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td> <td>20,000千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>1,744,610</td> </tr> </table> <p>(1年以内の返済予定分を含む)</p> <hr/> <p>計 1,764,610</p> <p>3. 関係会社に係る注記 区分掲記されているもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。</p> <p>新株予約権付社債 550,000千円</p> <p>4. 債務保証等 下記の会社の金融機関からの借入金等について、債務保証を行っております。</p> <p>関原酒造株式会社 - 千円</p> <p>関原酒造株式会社の銀行借入金に関する債務保証12,824千円に対して、全額、債務保証損失引当金を計上しており、上記は引当金控除後の残高を記載しております。</p>	建物	616,793千円	土地	1,705,227	建物	46,175	土地	150,918	短期借入金	20,000千円	長期借入金	1,744,610
建物	294,515千円																																	
土地	368,999																																	
建物	135,629																																	
土地	569,883																																	
長期借入金	1,280,000千円																																	
建物	235,990千円																																	
土地	544,121																																	
建物	373,984																																	
土地	1,023,451																																	
長期借入金	2,050,000千円																																	
建物	616,793千円																																	
土地	1,705,227																																	
建物	46,175																																	
土地	150,918																																	
短期借入金	20,000千円																																	
長期借入金	1,744,610																																	



第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)	第51期 (平成22年3月31日)
<p>5. 財務制限条項</p> <p>平成18年3月28日締結のシンジケートローン契約に下記の条項が付されております。</p> <p>各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、直前期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額又は平成17年3月期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きいほうの75パーセント以上に維持すること。</p>	<p>5. 財務制限条項</p> <p>同左</p>	<p>5. 財務制限条項</p> <p>同左</p>

## （損益計算書関係）

第49期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第50期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	第51期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）
<p>1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>関係会社からの不動産賃貸料 53,463千円</p> <p>2. 販売費及び一般管理費 販売費に属する費用のおおよその割合は48.2%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は51.8%であります。なお、当期においては研究開発費は発生しておりません。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>役員報酬 66,861千円 給与手当 3,500,379 地代家賃 1,248,910 水道光熱費 583,928 減価償却費 376,678 広告宣伝費 333,658 資材消耗品費 265,750 備品消耗品費 264,058 厚生費 245,125 リース料 144,345 管理諸費 144,053 衛生材料費 143,752 支払手数料 133,449 旅費交通費 116,586 租税公課 104,664 賞与引当金繰入額 41,095</p> <p>3. 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>土地 1,088,931千円 会員権 51 計 1,088,982</p>	<p>1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>関係会社からの不動産賃貸料 65,328千円</p> <p>2. 販売費及び一般管理費 販売費に属する費用のおおよその割合は47.7%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は52.3%であります。なお、当期においては研究開発費は発生しておりません。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>役員報酬 59,569千円 給与手当 3,463,044 地代家賃 1,370,762 水道光熱費 665,577 減価償却費 373,107 賞与引当金繰入額 11,371</p>	<p>2. 販売費及び一般管理費 販売費に属する費用のおおよその割合は45.1%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は54.9%であります。なお、当期においては研究開発費は発生しておりません。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>役員報酬 78,055千円 給与手当 4,184,616 地代家賃 2,119,700 水道光熱費 871,251 減価償却費 397,682 賞与引当金繰入額 9,978 のれん償却額 110,052</p>

第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																														
4. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。	4. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。	4. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。																														
<table border="0"> <tr><td>建物</td><td>16,364千円</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>110</td></tr> <tr><td>機械及び装置</td><td>270</td></tr> <tr><td>車両運搬具</td><td>115</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>730</td></tr> <tr><td>土地</td><td>160</td></tr> <tr><td>計</td><td>17,751</td></tr> </table>	建物	16,364千円	構築物	110	機械及び装置	270	車両運搬具	115	工具、器具及び備品	730	土地	160	計	17,751	<table border="0"> <tr><td>構築物</td><td>3,715千円</td></tr> <tr><td>機械及び装置</td><td>837</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>590</td></tr> <tr><td>その他</td><td>434</td></tr> <tr><td>計</td><td>5,578</td></tr> </table>	構築物	3,715千円	機械及び装置	837	工具、器具及び備品	590	その他	434	計	5,578	<table border="0"> <tr><td>構築物</td><td>2,219千円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>281</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,500</td></tr> </table>	構築物	2,219千円	工具、器具及び備品	281	計	2,500
建物	16,364千円																															
構築物	110																															
機械及び装置	270																															
車両運搬具	115																															
工具、器具及び備品	730																															
土地	160																															
計	17,751																															
構築物	3,715千円																															
機械及び装置	837																															
工具、器具及び備品	590																															
その他	434																															
計	5,578																															
構築物	2,219千円																															
工具、器具及び備品	281																															
計	2,500																															
<p>上記のうち、建物470千円、土地160千円は、不動産の区分所有を伴う施設利用権の放棄に伴う損失であります。</p>																																
<p>5. 原状回復費 撤退店舗の原状回復工事費であります。</p>																																

第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
6. 減損損失 202,718千円 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。			6. 減損損失 462,654千円 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。			6. 減損損失 594,626千円 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。		
場所	用途	種類	場所	主な用途	種類	場所	主な用途	種類
岩手県盛岡市	店舗 (平禄寿司岩手盛岡南大通店)	建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、リース資産	東北地区	店舗資産計11店舗	建物、構築物他	東北地区	店舗資産計7店舗	建物、構築物他
福島県郡山市	店舗 (平禄寿司福島郡山東店)	建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、リース資産	関東地区	店舗資産計7店舗	建物、構築物他	関東地区	店舗資産計38店舗	建物、構築物他
千葉県野田市	店舗 (平禄寿司千葉野田鶴奉店)	建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品	北陸地区	店舗資産計2店舗	建物、構築物他	北陸地区	店舗資産計7店舗	建物、構築物他
宮城県名取市	店舗 (平禄寿司宮城県名取北店)	建物、機械及び装置、工具、器具及び備品、リース資産	その他	賃貸店舗計2店舗	投資不動産	その他	-	のれん
宮城県仙台市	店舗 (平禄寿司仙台青葉上杉店)	建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、リース資産	地域ごとの減損損失の内訳			地域ごとの減損損失の内訳		
宮城県仙台市	店舗 (平禄寿司仙台青葉勝山店)	建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、リース資産	・東北地区	267,174 (内、建物202,337、構築物20,245、その他44,591) 千円	・東北地区	89,434 (内、建物73,975、構築物7,723、その他7,735) 千円	・関東地区	411,751 (内、建物315,027、構築物30,182、その他66,541) 千円
富山県高岡市	店舗 (おむらいす亭 富山高岡サティ店)	建物	・関東地区	79,144 (内、建物44,163、構築物8,982、その他25,998) 千円	・北陸地区	85,209 (内、建物72,207、構築物7,322、その他5,679) 千円	・その他	8,231 (のれん8,231) 千円
群馬県前橋市	店舗 (とりあえず吾平 群馬前橋店)	建物、工具、器具及び備品、ソフトウェア他	・北陸地区	12,041 (内、建物9,302、構築物1,983、その他755) 千円	・その他	104,293 (投資不動産104,293) 千円		
埼玉県伊奈町	店舗 (とりあえず吾平 埼玉伊奈店)	建物、構築物、工具、器具及び備品、ソフトウェア						
千葉県柏市	店舗 (とりあえず吾平 千葉柏店)	建物、構築物、工具、器具及び備品、ソフトウェア						
埼玉県戸田市	店舗 (とじ屋 埼玉北戸田店)	建物、構築物、工具、器具及び備品、リース資産他						
栃木県宇都宮市	店舗 (小樽食堂 栃木宇都宮店)	建物、構築物、工具、器具及び備品、ソフトウェア						

第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>当社は原則として店舗ごとに、また、賃貸に供している固定資産については物件ごとに資産のグループ化を行っております。</p> <p>店舗については、前事業年度1年間赤字であり、当事業年度も黒字化が達成できず、今後も黒字化の見通しが立たなくなったため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（202,718千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物154,930千円、構築物11,420千円、機械及び装置5,438千円、工具、器具及び備品19,915千円、ソフトウェア5,776千円、リース資産4,011千円、その他1,225千円であります。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、店舗資産の帳簿価額を零として評価しております。</p>	<p>当社は原則として店舗ごとに、また、賃貸に供している固定資産については物件ごとに資産のグループ化を行っております。</p> <p>店舗については、前事業年度1年間赤字であり、当事業年度も黒字化が達成できず、今後も黒字化の見通しが立たなくなったため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（462,654千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物255,803千円、構築物31,211千円、投資不動産104,293千円、その他71,345千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、店舗資産の帳簿価額を零として評価しております。</p> <p>7．固定資産売却損は、車両運搬具の売却によるものであります。</p>	<p>当社は原則として店舗ごとに、また、賃貸に供している固定資産については物件ごとに資産のグループ化を行っております。</p> <p>店舗については、前事業年度1年間赤字であり、当事業年度も黒字化が達成できず、今後も黒字化の見通しが立たなくなったため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（594,626千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物461,210千円、構築物45,228千円、のれん8,231千円、その他79,956千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は主に使用価値により測定しており、割引率は2.6%を使用しております。</p>

## （株主資本等変動計算書関係）

・第49期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	37,248	-	-	37,248
合計	37,248	-	-	37,248
自己株式				
普通株式	26	-	-	26
合計	26	-	-	26

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	37,221	1.0	平成19年3月31日	平成19年6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	111,664	利益剰余金	3.0	平成20年3月31日	平成20年6月30日

・第50期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	37,248	-	-	37,248
合計	37,248	-	-	37,248
自己株式				
普通株式（注）	26	0	-	27
合計	26	0	-	27

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	111,664	3.0	平成20年3月31日	平成20年6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	111,661	利益剰余金	3.0	平成21年3月31日	平成21年6月26日

・第51期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(千株)	当事業年度増加株 式数(千株)	当事業年度減少株 式数(千株)	当事業年度末株式 数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	37,248	15,852	-	53,100
合計	37,248	15,852	-	53,100
自己株式				
普通株式(注)2	27	0	27	0
合計	27	0	27	0

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加15,852千株は、株式会社グローバルアクトとの合併に伴い、新たに発行された8,796千株、並びに第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株発行7,056千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
また、減少27千株は、株式会社グローバルアクトとの合併に伴い、新たに交付した株式のうち自己株式から充当したことによる減少であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的とな る株式の数(株)		当事業年度末残高 (千円)		
			前事業年度 末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	第1回転換社債型新株予 約権付社債(注)1,2	普通株式	-	5,607,476	1,682,243	3,925,233	-
	第2回転換社債型新株予 約権付社債(注)1,2	普通株式	-	9,813,084	5,373,832	4,439,252	-
	ストック・オプションと しての新株予約権 (注)3	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

(注)1. 第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回転換社債型新株予約権付社債の当事業年度増加は、転換社債型新株予約権付社債の発行によるものであります。

2. 第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回転換社債型新株予約権付社債の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. スtock・オプションとしての新株予約権は、平成21年8月1日に合併した株式会社グローバルアクトの合併期日前の新株予約権者に対して、同日付で新株予約権の割当交付したことによるものであります。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	111,661	3.0	平成21年3月31日	平成21年6月26日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	79,649	利益剰余金	1.5	平成22年3月31日	平成22年6月25日



## （キャッシュ・フロー計算書関係）

第49期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第50期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	第51期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 （平成20年3月31日現在）	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 （平成21年3月31日現在）	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 （平成22年3月31日現在）
現金及び預金勘定 460,022千円	現金及び預金勘定 969,291千円	現金及び預金勘定 276,844千円
現金及び現金同等物 460,022	現金及び現金同等物 969,291	現金及び現金同等物 276,844
2. 事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳 株式会社グローバルアクトが運営しておりました15店舗を譲受けました。 この事業譲受により増加した資産及び負債の内訳は次のとおりであります。	2. 営業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳 株式会社グローバルアクトが運営しておりました4店舗を譲受けました。 この営業譲受により増加した資産及び負債の内訳は次のとおりであります。	
流動資産 5,903千円	流動資産 5,954千円	
固定資産 445,245	固定資産 151,090	
負ののれん 115,592	のれん 35,095	
事業の譲受の対価 335,556	営業の譲受の対価 192,139	
現金及び現金同等物 2,118	現金及び現金同等物 393	
差引：事業の譲受のための支出 333,437	差引：営業の譲受のための支出 191,746	
株式会社ジー・ネットワークスが運営しておりました3店舗を譲受けました。 この事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。	株式会社ジー・エデュケーションが運営しておりました19校舎を譲受けました。 この営業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。	
流動資産 1,185千円	流動資産 9,740千円	
固定資産 22,848	固定資産 63,812	
事業の譲受の対価 24,034	営業の譲受の対価 73,553	
現金及び現金同等物 427	現金及び現金同等物 3,171	
差引：事業の譲受のための支出 23,606	差引：営業の譲受のための支出 70,381	

第49期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第50期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第51期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																
<p>株式会社Tパートナーよりフランチイズ本部事業を譲受けました。</p> <p>この事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>流動資産</td> <td>1,192千円</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td>22,307</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>差引：事業の譲受のための支出</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>株式会社ヤマウラが運営しておりました3店舗を譲受けました。</p> <p>この事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>流動資産</td> <td>2,312千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>43,900</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>23,500</td> </tr> <tr> <td>事業の譲受の対価</td> <td>22,712</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>差引：事業の譲受のための支出</td> <td>22,512</td> </tr> </table> <p>3. 事業譲渡により減少した資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式会社ジー・エデュケーションへ4校舎を譲渡いたしました。</p> <p>この事業譲渡により減少した資産及び負債の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>流動資産</td> <td>1,462千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>15,324</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>事業の譲渡の対価</td> <td>16,862</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>776</td> </tr> <tr> <td>差引：事業の譲渡による収入</td> <td>16,086</td> </tr> </table>	流動資産	1,192千円	のれん	22,307	流動負債	21,000	固定負債	2,500	差引：事業の譲受のための支出	-	流動資産	2,312千円	固定資産	43,900	負ののれん	23,500	事業の譲受の対価	22,712	現金及び現金同等物	200	差引：事業の譲受のための支出	22,512	流動資産	1,462千円	固定資産	15,324	のれん	75	事業の譲渡の対価	16,862	現金及び現金同等物	776	差引：事業の譲渡による収入	16,086	<p>有限会社ホールドオンが運営しておりました1店舗を譲受けました。</p> <p>この営業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>流動資産</td> <td>291千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>23,884</td> </tr> <tr> <td>営業の譲受の対価</td> <td>24,176</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>差引：営業の譲受のための支出</td> <td>24,081</td> </tr> </table> <p>有限会社元禄商事が運営しておりました1店舗を譲受けました。</p> <p>この営業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>固定資産</td> <td>1,428千円</td> </tr> <tr> <td>営業の譲受のための支出</td> <td>1,428</td> </tr> </table>	流動資産	291千円	固定資産	23,884	営業の譲受の対価	24,176	現金及び現金同等物	94	差引：営業の譲受のための支出	24,081	固定資産	1,428千円	営業の譲受のための支出	1,428	
流動資産	1,192千円																																																	
のれん	22,307																																																	
流動負債	21,000																																																	
固定負債	2,500																																																	
差引：事業の譲受のための支出	-																																																	
流動資産	2,312千円																																																	
固定資産	43,900																																																	
負ののれん	23,500																																																	
事業の譲受の対価	22,712																																																	
現金及び現金同等物	200																																																	
差引：事業の譲受のための支出	22,512																																																	
流動資産	1,462千円																																																	
固定資産	15,324																																																	
のれん	75																																																	
事業の譲渡の対価	16,862																																																	
現金及び現金同等物	776																																																	
差引：事業の譲渡による収入	16,086																																																	
流動資産	291千円																																																	
固定資産	23,884																																																	
営業の譲受の対価	24,176																																																	
現金及び現金同等物	94																																																	
差引：営業の譲受のための支出	24,081																																																	
固定資産	1,428千円																																																	
営業の譲受のための支出	1,428																																																	

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																		
	<p>4. 重要な非資金取引の内容</p> <p>当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ42,522千円であります。</p>	<p>4. 重要な非資金取引の内容</p> <p>当事業年度に合併した子会社の株式会社グローバルアクトより引き継いだ資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。また、合併により増加したその他資本剰余金は、827,123千円であります。</p> <table data-bbox="954 544 1347 779"> <tr> <td>流動資産</td> <td>381,039千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>4,188,774</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td><u>4,569,814</u></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>1,073,314</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>2,231,161</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td><u>3,304,475</u></td> </tr> </table> <p>新株予約権付社債に付された新株予約権の行使</p> <table data-bbox="954 909 1347 1155"> <tr> <td>新株予約権の行使による資本金増加額</td> <td>377,500千円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使による資本準備金増加額</td> <td>377,500</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使による新株予約権付社債の減少額</td> <td><u>755,000</u></td> </tr> </table> <p>借入金の返済に充当した新株予約権付社債</p> <p>1,049,500千円</p>	流動資産	381,039千円	固定資産	4,188,774	資産合計	<u>4,569,814</u>	流動負債	1,073,314	固定負債	2,231,161	負債合計	<u>3,304,475</u>	新株予約権の行使による資本金増加額	377,500千円	新株予約権の行使による資本準備金増加額	377,500	新株予約権の行使による新株予約権付社債の減少額	<u>755,000</u>
流動資産	381,039千円																			
固定資産	4,188,774																			
資産合計	<u>4,569,814</u>																			
流動負債	1,073,314																			
固定負債	2,231,161																			
負債合計	<u>3,304,475</u>																			
新株予約権の行使による資本金増加額	377,500千円																			
新株予約権の行使による資本準備金増加額	377,500																			
新株予約権の行使による新株予約権付社債の減少額	<u>755,000</u>																			

(リース取引関係)

・第49期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

第49期  
(自平成19年4月1日  
至平成20年3月31日)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当 額(千円)	減損損失累計額相当 額(千円)	期末残高相当額 (千円)
工具、器具及び備品	704,094	540,324	28,719	135,051
その他	9,140	6,963	-	2,176
合計	713,235	547,287	28,719	137,228

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内 77,936千円

1年超 79,018

合計 156,954

リース資産減損勘定の残高 14,992

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 126,265千円

リース資産減損勘定の取崩額 8,558

減価償却費相当額 120,191

支払利息相当額 3,215

減損損失 2,113

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

・第50期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

第50期  
（自平成20年4月1日  
至平成21年3月31日）

## 1. ファイナンス・リース取引

### 所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### リース資産の内容

#### ・有形固定資産

主として寿司部門における店舗設備（機械及び装置、工具、器具及び備品）であります。

#### リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

#### (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当 額(千円)	減損損失累計額相当 額(千円)	期末残高相当額 (千円)
工具、器具及び備品	431,472	337,028	41,668	52,775
その他	9,140	8,695	-	445
合計	440,613	345,724	41,668	53,220

#### (2) 未経過リース料期末残高相当額等

##### 未経過リース料期末残高相当額

1年内	43,873千円
1年超	35,144
合計	79,017
リース資産減損勘定の残高	23,790

#### (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	72,505千円
リース資産減損勘定の取崩額	7,814
減価償却費相当額	68,620
支払利息相当額	2,203
減損損失	16,612

#### (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

・第51期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

第51期  
（自平成21年4月1日  
至平成22年3月31日）

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として寿司部門における店舗設備（機械及び装置、工具、器具及び備品）であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当 額(千円)	減損損失累計額相当 額(千円)	期末残高相当額 (千円)
工具、器具及び備品	318,933	231,440	60,118	27,375
その他	1,570	1,087	-	482
合計	320,504	232,527	60,118	27,858

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内 32,242千円

1年超 29,774

合計 62,017

リース資産減損勘定の残高 29,695

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 34,882千円

リース資産減損勘定の取崩額 16,515

減価償却費相当額 31,961

支払利息相当額 1,308

減損損失 5,463

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

・第51期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、外食店舗、教育校舎の運営を中心に事業を行っており、それらの設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、フランチャイジー等に対し長期貸付を行っております。

敷金及び差入保証金は、主に営業店舗用の土地・建物の賃借に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債、新株予約権付社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした通貨オプション取引であります。なお、当該通貨オプション取引については、輸入仕入がなくなったことに伴い、結果として投機的な取引が残っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2. 参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	276,844	276,844	-
(2) 売掛金	135,860	135,860	-
(3) 投資有価証券	9,001	9,001	-
(4) 流動資産その他(短期貸付金)及び長期貸付金	47,500	44,822	2,677
(5) 敷金及び差入保証金	1,081,880	1,034,815	47,064
資産計	1,551,087	1,501,344	49,742
(1) 買掛金	504,385	504,385	-
(2) 短期借入金	1,033,631	1,033,631	-
(3) 社債	135,000	135,000	-
(4) 長期借入金	2,323,230	2,321,840	1,389
(5) リース債務	52,598	52,208	389
(6) 新株予約権付社債	895,000	895,000	-
負債計	4,943,845	4,942,067	1,778
デリバティブ取引(*1)	(32,416)	(32,416)	-

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、負債となる項目については( )で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 流動資産その他(短期貸付金)及び長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとにそのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。



(5) 敷金及び差入保証金

敷金及び差入保証金の時価は、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

**負債**

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金、(6) 新株予約権付社債

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入又は社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) リース債務

リース債務の時価は、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

**デリバティブ取引**

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	0
敷金及び差入保証金	2,731,078

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、敷金及び差入保証金の一部については、返還時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 敷金及び差入保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	276,844	-	-	-
売掛金	135,860	-	-	-
流動資産その他（短期貸付金） 及び長期貸付金	12,616	34,699	183	-
敷金及び差入保証金	156,212	477,769	349,748	98,149
合計	581,534	512,469	349,931	98,149

4. 社債、新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

・第49期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

## 1. 子会社及び関連会社株式で時価のあるもの

	第49期（平成20年3月31日）		
	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
関連会社株式	442,826	388,990	53,836
合計	442,826	388,990	53,836

## 2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	第49期（平成20年3月31日）		
		取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	9,291	10,448	1,157
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	9,291	10,448	1,157
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	-	-	-
合計		9,291	10,448	1,157

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	第49期（平成20年3月31日）	
	貸借対照表計上額（千円）	
(1) 子会社及び関連会社株式		
関連会社株式	1,047,455	
(2) その他有価証券		
投資事業組合への出資	6,781	

・第50期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 子会社及び関連会社株式で時価のあるもの

	第50期（平成21年3月31日）		
	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
関連会社株式	646,169	465,355	180,813
合計	646,169	465,355	180,813

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	第50期（平成21年3月31日）		
		取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,091	3,550	1,458
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,091	3,550	1,458
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	7,200	4,870	2,330
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	7,200	4,870	2,330
合計		9,291	8,420	871

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	第50期（平成21年3月31日）	
	貸借対照表計上額（千円）	
(1) 子会社及び関連会社株式		
関連会社株式	844,112	
(2) その他有価証券		
投資事業組合への出資	-	

・第51期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,661	2,091	1,570
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3,661	2,091	1,570
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	5,340	7,200	1,860
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	5,340	7,200	1,860
合計		9,001	9,291	289

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 0千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## （デリバティブ取引関係）

・第49期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）及び

第50期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

## 1. 取引の状況に関する事項

第49期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第50期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
<p>(1) 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引であります。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の金利変動によるリスク回避を目的としており、投機目的の取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 将来の金利変動による影響を一定の範囲に限定する目的で金利スワップ取引を利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、ヘッジ会計の特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：金利スワップ ヘッジ対象：借入金 ヘッジ方針 金利変動リスクをヘッジする目的で、対象債務の範囲内において、社内規定に基づく稟議決裁を経て実施することとしております。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。 ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 当社が利用しているデリバティブ取引は市場金利変動のリスクを有しております。 なお、当社のデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い銀行に限定しているため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 当社は、取締役を含む財務スタッフでリスクを管理しており、定期的に取り締り会へ報告することでリスク管理に万全を期しております。</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引の利用目的 同左</p> <p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段： 同左 ヘッジ対象： 同左 ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 当事業年度におけるデリバティブ取引は期末残高がないため、記載事項はありません。	(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

・第51期（自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
通貨関連

区分	取引の種類	当事業年度（平成22年 3月31日）			
		契約額等 （千円）	契約額等のうち 1年超（千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引以外の取引	オプション取引				
	売建				
	米ドル	268,774	67,193	33,043	33,043
	買建				
	米ドル	134,387	33,596	627	627
合計		403,161	100,790	32,416	32,416

（注）時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、給与体系の改定に伴い平成18年 3月31日付で退職給付制度を廃止いたしました。

退職一時金につきましては、平成18年 3月31日までの在職期間に対する退職金を算定し、本人退職時まで支払いを留保いたしております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第49期 (平成20年 3月31日)	第50期 (平成21年 3月31日)	第51期 (平成22年 3月31日)
(1) 退職給付債務（千円）	122,055	101,681	85,158
(2) 年金資産（千円）	-	-	-
(3) 退職給付引当金 (1) - (2) （千円）	122,055	101,681	85,158

3. 退職給付費用の内訳

	第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第51期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
退職給付費用（千円）	-	746	4,800
勤務費用（千円）	-	746	4,800

## （ストック・オプション等関係）

- ・第49期（自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）及び第50期（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）において、該当事項はありません。
- ・第51期（自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）
  - 1．ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名  
該当事項ありません。

## 2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	平成21年度ストック・オプション（注）1
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 7,500株（注）2
付与日	平成21年 8月 1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておらず、付与と同時に権利が確定いたします。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年 8月 1日 至 平成28年 3月31日

（注）1．平成21年 8月 1日に合併した株式会社グローバルアクトの合併期日前の新株予約権者に対して、同日付で、当社の新株予約権を割当交付いたしました。

（注）2．株式数に換算して記載しております。

## (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成22年 3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	平成21年度ストック・オプション
権利確定前（株）	
前事業年度末	-
付与	7,500
失効	-
権利確定	7,500
未確定残	-
権利確定後（株）	
前事業年度末	-
権利確定	7,500
権利行使	-
失効	-
未行使残	7,500

## 単価情報

	平成21年度ストック・オプション
権利行使価格（円）	1
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	-

## （税効果会計関係）

第49期 （平成20年3月31日）	第50期 （平成21年3月31日）	第51期 （平成22年3月31日）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳
繰延税金資産（流動） 千円	繰延税金資産（流動） 千円	繰延税金資産（流動） 千円
貸倒引当金繰入超過額 4,020	貸倒引当金繰入超過額 476	貸倒引当金繰入超過額 687
未払事業税 40,937	未払事業税 16,818	未払事業税 10,894
未払事業所税 5,256	未払事業所税 4,464	未払事業所税 5,305
賞与引当金繰入超過額 16,701	賞与引当金繰入超過額 5,108	賞与引当金繰入超過額 5,310
閉店損失引当金 2,129	閉店損失引当金 14,262	閉店損失引当金 2,014
その他 3,425	前受収益 32,107	前受収益 40,516
繰延税金資産（流動）計 72,470	その他 882	繰越欠損金 38,551
繰延税金資産（固定）	繰延税金資産（流動）計 74,119	その他 628
貸倒引当金繰入超過額 14,900	繰延税金資産（固定）	繰延税金資産（流動）計 103,909
減損損失 117,981	貸倒引当金繰入超過額 5,876	繰延税金資産（固定）
一括償却資産償却超過額 3,931	減損損失 202,698	貸倒引当金繰入超過額 5,244
退職給付引当金繰入超過額 49,603	一括償却資産償却超過額 6,132	減損損失 851,166
その他 8,179	退職給付引当金繰入超過額 41,313	一括償却資産償却超過額 6,049
小計 194,596	長期前受収益 33,089	退職給付引当金繰入超過額 34,599
評価性引当額 76,818	負ののれん 2,533	長期前受収益 36,713
繰延税金資産（固定）計 117,778	その他の有価証券評価差額金 354	負ののれん 2,533
繰延税金負債（固定）	その他 16,026	債務保証損失引当金 5,210
固定資産圧縮積立金 221,092	小計 308,024	繰越欠損金 3,030,862
その他の有価証券評価差額金 1,086	評価性引当額 130,079	その他の有価証券評価差額金 117
繰延税金負債（固定）計 222,178	繰延税金資産（固定）計 177,944	その他 18,510
繰延税金負債（固定）の純額 104,399	繰延税金負債（固定）	小計 3,991,008
	固定資産圧縮積立金 218,388	評価性引当額 2,921,873
	繰延税金負債（固定）計 218,388	繰延税金資産（固定）計 1,069,134
	繰延税金負債（固定）の純額 40,443	繰延税金負債（固定）
		固定資産圧縮積立金 215,127
		合併受入資産評価益 5,071
		繰延税金負債（固定）計 220,199
		繰延税金資産（固定）の純額 848,935



第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)	第51期 (平成22年3月31日)
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  (%) 法定実効税率 40.6 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6 留保金課税 2.2 住民税均等割額 2.6 評価性引当額の増減額 3.8 税効果会計適用後の法人税等の負担率 49.8	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  (%) 法定実効税率 40.6 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 6.5 住民税均等割額 19.6 評価性引当額の増減額 17.9 過年度法人税 4.9 その他 1.1 税効果会計適用後の法人税等の負担率 88.4	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  当事業年度の法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

## (持分法損益等)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
関連会社に対する投資の金額 1,490,281千円	関連会社に対する投資の金額 1,490,281千円	
持分法を適用した場合の投資の金額 526,429千円	持分法を適用した場合の投資の金額 484,628千円	
持分法を適用した場合の投資利益の金額 206,772千円	持分法を適用した場合の投資利益の金額 110,622千円	

## (企業結合等関係)

・第49期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

共通支配下の取引等

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

営業を譲渡する企業の名称

株式会社グローバルアクト

営業を譲受ける企業の名称

株式会社ジー・テイスト(当社)

営業譲渡する事業の内容

飲食店「ちゃんこ江戸沢」の運営

(2) 企業結合の法的形式及び取引の目的を含む取引の概要

当社は、当社の関係会社である株式会社グローバルアクトと平成19年5月1日付けで、事業の一部譲受け契約を締結いたしました。この取引は当社の主要な営業地域である、北陸・信越地区の店舗を譲受け、株式会社グローバルアクトの経営基盤を東海・関東地区に集中させ、互いの経営資源を集中させることを目的としたものであります。

2. 実施した会計処理の概要

上記取引は、「企業結合に係る会計基準」に定める共通支配下の取引等に該当し、これに基づく会計処理を行っております。

・第50期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

共通支配下の取引等

株式会社グローバルアクトとの事業譲受契約

1．結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

営業を譲渡する企業の名称

株式会社グローバルアクト

営業を譲受ける企業の名称

株式会社ジー・テイスト（当社）

営業譲渡する事業の内容

飲食店「ちゃんこ江戸沢」「小樽食堂」の運営

(2) 企業結合の法的形式及び取引の目的を含む取引の概要

当社は、関係会社である株式会社グローバルアクトと平成20年6月1日付けで、事業の一部譲受け契約を締結いたしました。この取引は当社と株式会社グローバルアクトの店舗展開地域をすみ分けして人的資源を効率的に活用するとともに、地域密着性を向上させて最良運営形態を見出すことを目的としたものであります。

2．実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日公表分）に基づき共通支配下の取引として処理しております。

株式会社ジー・エデュケーションとの事業譲受契約

1．結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

営業を譲渡する企業の名称

株式会社ジー・エデュケーション

営業を譲受ける企業の名称

株式会社ジー・テイスト（当社）

営業譲渡する事業の内容

英会話校舎「NOVA」の運営

(2) 企業結合の法的形式及び取引の目的を含む取引の概要

当社は、兄弟会社である株式会社ジー・エデュケーションと平成20年7月1日付け及び9月1日付けで、事業の一部譲受け契約を締結いたしました。この取引は当社の主な営業エリアである、東北・北陸・中越・北関東の校舎指導・運営業務を受託することによって互いに経営資源を集中し効率性を高めることを目的としたものであります。

2．実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

・第51期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

共通支配下の取引等

株式会社グローバルアクトとの合併

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称

株式会社ジー・テイスト（当社）

被結合企業の名称

株式会社グローバルアクト

被結合企業の事業の内容

多業態のレストランチェーンの展開

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を吸収合併存続会社、株式会社グローバルアクトを吸収合併消滅会社として合併し、当社が株式会社グローバルアクトの権利義務の全てを継承し、株式会社グローバルアクトは解散した。

合併後の企業名称は株式会社ジー・テイストである。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

合併の目的

当社は、子会社である株式会社グローバルアクトとの重複営業エリアの活性化、境界エリアの人的資源の有効活用及び管理部門の効率化を目的とし、合併いたしました。

合併の概要

( ) 合併の効力発生日

平成21年8月1日

( ) 合併比率

株式会社グローバルアクトの普通株式1株に対し、当社の普通株式1.5株を割当交付した。

( ) 合併により交付した株式の種類及び数

合併に伴い交付された株式総数

8,823,526株

うち合併に伴い新たに発行された株式数

8,796,134株

うち自己株式から割当に充当した株式数

27,392株

合併に伴い交付された株式は全て普通株式であります。また、合併交付金は支払っておりません。

( ) 増加すべき資本等

資本金 増加しない

資本準備金 増加しない

その他資本剰余金 827,123千円

( ) 引き継いだ資産・負債の額

資産の額 4,569,814千円

（平成21年4月1日までに取得した株式会社グローバルアクト株式に対し発生したのれんの未償却残高332,311千円を含む）

負債の額 3,304,475千円

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

合併効力発生日における株式会社グローバルアクトの資産・負債の適正な帳簿価額（提出会社の連結財務諸表作成における修正事項及びのれんの未償却残高を含む）を受け入れる資産・負債の帳簿価額とし、株式会社グローバルアクトの純資産と当社の所有する株式会社グローバルアクト株式との差額のうち当社持分1,286,065千円を抱合せ株式消滅差損として計上しております。また、合併に伴い新たに交付された株式の額と株式会社グローバルアクトの純資産のうち少数株主持分との差額538,306千円をのれんとして計上しております。

## 【関連当事者情報】

・第49期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社 ジー・コ ミュニケー ション	名古屋 市北区	3,698,885	外食事業の 運営、学習 塾の運営他	(被所有) 直接 54.44	兼任 1名	業務運営に おける助 言、店舗の 施工、備品 の購入	資金の借 入 (注2)	200,000	関係会社 短期借入 金	-
								当社銀行 借入に対 する債務 被保証 (注3)	510,000	-	-
								店舗設備 の購入 (注4)	478,577	未払金	10,245

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金の借入については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
なお、平成19年7月に完済しており、期末に残高はありません。
3. 当社の金融機関よりの借入金について債務保証を受けているものであります。  
なお、保証料の支払いは行っておりません。
4. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	江川進興	-	-	当社代表取 締役会長 (注2)	(被所有) 直接 4.35	-	-	当社の店 舗賃貸借 に関する 債務被保 証 (注1)	1,907/月	-	-

- (注) 1. 当社の一部店舗の賃貸借契約について債務保証を受けているものであります。  
なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 平成19年6月28日の株主総会を以て退任いたしておりますので当期末現在では関連当事者ではなくなっており上  
記取引金額については、平成19年6月末時点のものとなっております。

## (3) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
関連会社	株式会社 グローバル アクト (注2)	東京都 中央区	733,088	ちゃんこ料理 レストラン等 多業態の運 営及びFC展 開	34.73	-	当社ちゃん こ料理レス トランFC 運営本部 資金の援助 建物等の賃 貸借	-	-	-	-

- (注) 1. 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社グローバルアクトは当社の子会社ではなくなりました。これは、同社が平成19年5月1日に株式会社ダイニング企画と合併し、株式会社ダイニング企画の株主であった株式会社ジー・コミュニケーションがグローバルアクト株式の交付を受け、筆頭株主である親会社となったことによるものであります。
2. 取引内容及び取引金額につきましては、(4) 兄弟会社等に記載しております。

## (4) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の子会社	株式会社 グローバル アクト (注2)	東京都 中央区	733,088	ちゃんこ料理 レストラン等 多業態の運 営及びFC展 開	34.73	-	当社ちゃん こ料理レス トランFC 運営本部 資金の援助 オフィスの 賃貸借	貸付金の 回収 (注3(1))	1,181,024	関係会社 短期貸付 金	149,234
										関係会社 長期貸付 金	472,576
								家賃の受 取 (注3(2))	48,890	前受収益	5,133
								土地、建 物の購入 (注3(3))	707,000	-	-
								営業の譲 受 譲受資産 合計 負ののれ ん 譲受対価 (注3(4))	451,148 115,592 335,556	-	-
親会社の子会社	株式会社 ジー・エ デュケー ション	名古屋 市北区	100,000	個別指導塾 の運営及び FC展開	なし	-	-	当社銀行 借入に対 する債務 被保証 (注4)	630,000	-	-
親会社の子会社	株式会社 ビー・サ ブライ	東京都 中央区	50,000	食品商社	なし	-	当社居酒屋 店舗食材の 仕入	食材の仕 入 (注5)	3,656,124	買掛金	356,286

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社グローバルアクトは当社の子会社ではなくなりました。これは、同社が平成19年5月1日に株式会社ダイニング企画と合併し、株式会社ダイニング企画の株主であった株式会社ジー・コミュニケーションがグローバルアクト株式の交付を受け、筆頭株主である親会社となったことによるものであります。

3．取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
- (2) オフィスの賃貸料については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。
- (3) 土地建物の購入価格については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。
- (4) 営業の譲受については、ちゃんこ料理レストラン15店舗の営業を譲受けたものであり、提示された対価に基づき、交渉により決定しております。

4．当社の金融機関よりの借入金について債務保証を受けているものであります。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

5．取引条件及び取引条件の決定方針等

価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

・第50期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社の役員との取引が開示対象に追加されております。

1．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社ジー・コミュニケーション	名古屋 市北区	3,754,010	外食事業の 運営、学習 塾の運営他	(被所有) 直接 54.44	業務運営に おける助言 店舗の施工 備品の購入	当社銀行借入 に対する債務 被保証 (注2(1))	290,000	-	-
							銀行借入に 対する担保提供 (注2(2))	152,500	-	-
							店舗設備の購 入 (注2(3))	197,149	未払金	33,043

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社の金融機関よりの借入金について債務保証を受けているものであります。  
なお、保証料の支払いは行っておりません。
- (2) 株式会社グローバルアクト及び株式会社ジー・コミュニケーションの金融機関からの借入金（極度額320,000千円）に対して、担保提供を行っているものであります。取引金額は、株式会社グローバルアクトの金融機関からの借入金残高と極度額との差額を記載しております。
- (3) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

## (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社 グローバルア クト	東京都 杉並区	733,093	ちゃんこ料 理レストラ ン等多業態 の運営及び F C展開	37.67	当社ちゃん こ料理レス トランF C 運営本部 資金の援助 オフィスの 賃貸借	貸付金の回収 (注2(1))	111,925	関係会 社短期 貸付金	186,543
									関係会 社長期 貸付金	323,341
							家賃の受取 (注2(2))	56,928	前受収 益	4,219
							銀行借入に 対する担保提供 (注2(3))	167,500	-	-
							営業の譲受		-	-
							譲受資産合計	157,044		
のれん	35,095									
譲受対価 (注2(4))	192,139									

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
- (2) オフィスの賃貸料については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。
- (3) 株式会社グローバルアクト及び株式会社ジー・コミュニケーションの金融機関からの借入金（極度額320,000千円）に対して、担保提供を行っているものであります。取引金額は、株式会社グローバルアクトの金融機関からの借入金残高を記載しております。
- (4) 営業の譲受については、ちゃんこ料理レストラン4店舗の営業を譲受けたものであり、提示された対価に基づき、交渉により決定しております。

## (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	株式会社 グローバルア クト	東京都 杉並区	733,093	ちゃんこ料 理レストラ ン等多業態 の運営及び F C展開	37.67	当社ちゃん こ料理レス トランF C 運営本部 資金の援助 オフィスの 賃貸借	-	-	-	-
同一の親 会社を持 つ会社	株式会社ジー ・エデュケー ション	名古屋 市北区	100,000	個別指導塾 の運営及び F C展開	なし	加盟校舎に 関する指導 援助	当社銀行借入 に対する債務 被保証 (注3(1))	420,000	-	-
同一の親 会社を持 つ会社	株式会社ビー ・サプライ	東京都 中央区	50,000	食品商社	なし	当社居酒屋 店舗食材の 仕入等	食材の仕入 (注3(2))	3,408,368	買掛金	323,716

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。



2. 株式会社グローバルアクトの取引内容及び取引金額につきましては、(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等に記載しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 当社の金融機関よりの借入金について債務保証を受けているものであります。  
なお、保証料の支払いは行っておりません。
- (2) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 役員	江川進興	-	-	株式会社 ジー・コ ミュニケー ション取締 役	(被所有) 直接 2.81	前当社代表 取締役	当社の店舗賃 貸借に関する 債務被保証 (注2)	1,907 / 月	-	-

(注) 1. 上記の取引金額には、消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- 当社の一部店舗の賃貸借契約について債務保証を受けているものであります。  
なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社ジー・コミュニケーション（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は株式会社グローバルアクトであり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

株式会社グローバルアクト

流動資産合計	443,999千円
固定資産合計	4,058,881千円
流動負債合計	1,578,146千円
固定負債合計	1,586,609千円
純資産合計	1,338,124千円
売上高	8,560,442千円
税引前当期純利益金額	255,877千円
当期純利益金額	281,931千円

・第51期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社ジー・コミュニケーション	名古屋 市北区	3,754,010	外食事業の 運営、学習 塾の運営他	(被所有) 直接 49.83	業務運営に おける助言 店舗の施工 備品の購入	当社銀行借入 に対する被債 務保証 (注2)	537,030	-	-
							関係会社株式 の購入 (注2)	770,018	-	-
							新株予約権付 社債の引受 (注2)	1,650,000	新株予 約権付 社債	550,000
							新株予約権の 権利行使によ る新株の発行 (注2)	575,000	-	-
							店舗設備の購 入(注2)	186,596	未払金	4,732

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の金融機関よりの借入金について債務保証を受けているものであります。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

株式会社ジー・コミュニケーションから株式会社グローバルアクト株を購入したものであり、購入価格は1株当たり131円であります。

株式会社ジー・コミュニケーションが当社の発行しました転換社債型新株予約権付社債を引き受けたものであります。なお、当初転換金額は107円であり、利率は3%であります。

株式会社ジー・コミュニケーションが当社の発行しました転換社債型新株予約権付社債を1株当たり107円で権利行使したことによるものであります。

価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 グローバルア クト	東京都 杉並区	733,093	ちゃんこ料 理レストラ ン等多業態 の運営及び FC展開	68.94	当社ちゃん こ料理レス トランFC 運営本部 資金の援助 オフィスの 賃貸借	合併に伴う資 産の受入	5,541,945	-	-
							合併に伴う負 債の受入	3,304,475	-	-

(注) 株式会社グローバルアクトは、平成21年8月1日をもって、当社が吸収合併したことにより解散いたしました。

なお、株式会社グローバルアクトとの合併の取引条件等の詳細については、(企業結合等関係)に記載しております。

## (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社ジー・エデュケーション	名古屋 市北区	100,000	個別指導塾 の運営及び F C展開	なし	加盟校舎に 関する指導 援助	当社銀行借入 に対する被債 務保証 (注2)	210,000	-	-
							当社銀行借入 に対する被担 保提供 (注2)	345,800	-	-
同一の親会社を持つ会社	常楽酒造株式会社	熊本県 球磨郡	100,000	酒造会社	なし	当社居酒屋 店舗食材の 仕入等	当社銀行借入 に対する被担 保提供 (注2)	345,800	-	-
同一の親会社を持つ会社	株式会社ギン ガシステムソ リューション	東京都 中央区	50,000	POSシステ ム開発及び 販売	なし	当社店舗 POSシステ ム保守管理	当社銀行借入 に対する被担 保提供 (注2)	345,800	-	-
同一の親会社を持つ会社	株式会社ビー ・サプライ	東京都 中央区	50,000	食品商社	なし	店舗食材の 仕入等	食材の仕入 (注2)	3,270,675	買掛金	297,198

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の金融機関よりの借入金について債務保証を受けているものであります。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

当社の金融機関よりの借入金について共同担保提供を受けているものであります。各社に係る借入金残高の区分が困難なため、取引金額には借入金残高345,800千円をそれぞれ記載しております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

## (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の役員	江川進興	-	-	株式会社 ジー・コ ミュニケー ション取締 役	(被所有) 直接 0.85	前当社代表 取締役	当社の店舗賃 借に関する 被債務保証 (注2)	1,907 / 月	-	-
親会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	いなよしキャピタルパートナーズ株式会社	名古屋 市中区	99,000	不動産投資 事業、M & A投資事 業、コンサル ティング 事業	なし	資金の借入	資金の借入	200,000	短期借入金	133,631

(注) 1. 上記の取引金額には、消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の一部店舗の賃貸借契約について債務保証を受けているものであります。  
なお、保証料の支払いは行っておりません。

3. 江川進興氏は平成21年10月31日付で株式会社ジー・コミュニケーションの取締役を退任しております。  
このため取引金額は当該退任日までの取引について記載しております。

4. いなよしキャピタルパートナーズ株式会社については親会社である株式会社ジー・コミュニケーションの取締役  
稲吉正樹氏が議決権の100%を直接所有しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社ジー・コミュニケーション（非上場）

株式会社フーディーズ（非上場）

(賃貸等不動産関係)

- ・第49期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）及び第50期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）  
において、該当事項はありません。
- ・第51期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び  
「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を  
適用しております。

当社では、愛知県において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有しております。平成22年3月期における当該賃  
貸等不動産に関する賃貸損益は16,509千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）でありま  
す。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 （千円）
前事業年度末残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,543,441	1,341,007	202,434	198,000

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度増減額のうち、主な減少額は有形固定資産への振替（1,323,666千円）と減価償却費（17,340千円）で  
あります。

3. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

## （ 1株当たり情報）

第49期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	当事業年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	当事業年度 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）
1株当たり純資産額 125円17銭	1株当たり純資産額 123円04銭	1株当たり純資産額 102円45銭
1株当たり当期純利益金額 27円44銭	1株当たり当期純利益金額 0円93銭	1株当たり当期純損失金額（ ） 14円2銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

（注） 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	当事業年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	当事業年度 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額（ ）			
当期純利益又は当期純損失（ ） （千円）	1,021,222	34,435	612,614
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損 失（ ）（千円）	1,021,222	34,435	612,614
期中平均株式数（千株）	37,221	37,221	43,697
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額（千円）	-	-	-
（うち支払利息（税額相当額控除後））	（-）	（-）	（-）
普通株式増加数（千株）	-	-	-
（うち新株予約権）	（-）	（-）	（-）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式の概要	-	-	第1回無担保転換社債型新株 予約権付社債（券面総額420 百万円）、第2回無担保転換 社債型新株予約権付社債（券 面総額475百万円）、第1回新 株予約権（新株予約権の数： 50個）。

## （重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	当事業年度 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）	当事業年度 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）
<p><b>重要な資産の譲渡</b></p> <p>当社は、平成20年 5月27日開催の取締役会において、ジー・コミュニケーショングループの株式会社グローバルアクトより、同社が運営していた北関東地区のちゃんこ料理店及び居酒屋の4店舗の営業を譲受けを決議し、平成20年 6月 1日をもって譲受けいたしました。</p> <p>(1) 結合当事業の名称及び事業内容並びに取引の概要</p> <p>譲受ける相手会社の名称 株式会社グローバルアクト</p> <p>譲受ける事業の内容 飲食店「小樽食堂 群馬桐生店」 「小樽食堂 茨城つくば店」 「ちゃんこ江戸沢 栃木宇都宮店」及び「ちゃんこ江戸沢 茨城結城店」の4店舗</p> <p>譲受の時期 平成20年 6月 1日</p> <p>譲受価額 191,663千円（税別）</p> <p>(2) 取引の目的</p> <p>関係会社である株式会社グローバルアクトと当社の店舗展開地域をすみ分けして、人的資源を効率的に活用するとともに、地域密着性を向上させて、最良運営形態を見出すためであります。</p>	<p>1. 株式の取得による子会社化</p> <p>当社は、平成21年 4月 1日開催の取締役会において、株式会社グローバルアクトの株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で同社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションと株式譲渡契約を締結いたしました。</p> <p>(1) 取得の理由</p> <p>同日開催の取締役会において、平成21年 8月 1日を期して同社との間で吸収合併契約を締結することを決議いたしました。その際、合併比率について、グローバルアクト普通株式1株について当社普通株式1.5株を割り当てることで両社が合意したことから、合併後の株式の希薄化抑制を目的とし、予め当社の持株比率を高め合併時の新株発行を少なくするため、取得を決定したものであります。</p> <p>(2) 株式の取得先 株式会社ジー・コミュニケーション</p> <p>(3) 異動する子会社の概要 株式会社グローバルアクト 主な事業内容 多業態のレストランチェーンの展開</p>	<p>1. 兄弟会社との合併</p> <p>当社は、平成22年 5月27日の取締役会において、兄弟会社であるフード インクルーヴ株式会社との吸収合併契約の締結を決議し、同日、締結いたしました。</p> <p>(1) 合併の目的</p> <p>フード インクルーヴ株式会社との商品開発上の効率性、重複営業エリアの活性化、境界エリアの人的資源の有効活用及び管理部門の効率化を目的とするものであります。</p> <p>(2) 合併の方法及び合併後の会社の名称</p> <p>当社を存続会社とする吸収合併とし、フード インクルーヴ株式会社は解散いたします。合併後の会社の名称は、株式会社ジー・テイストとなります。</p> <p>(3) 相手会社の主要な事業の内容、規模（直近期の売上高、当期純利益、資産・負債及び純資産の額、従業員数等）</p> <p>主な事業内容 居酒屋業態等のチェーン展開</p>

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																																		
	<p style="text-align: center;">最近事業年度における個別業績の動向</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="528 331 938 907"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年 3月期</th> <th>平成21年 3月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>売上高</td><td>8,327,379</td><td>8,560,442</td></tr> <tr><td>売上総利益</td><td>5,743,271</td><td>5,927,714</td></tr> <tr><td>営業利益</td><td>119,830</td><td>23,219</td></tr> <tr><td>経常利益</td><td>151,506</td><td>64,274</td></tr> <tr><td>当期純利益</td><td>77,026</td><td>281,931</td></tr> <tr><td>資産の額</td><td>5,702,254</td><td>4,502,880</td></tr> <tr><td>負債の額</td><td>4,081,923</td><td>3,164,756</td></tr> <tr><td>純資産の額</td><td>1,620,330</td><td>1,338,124</td></tr> <tr><td>資本金の額</td><td>733,088</td><td>733,093</td></tr> <tr><td>従業員の数 (人)</td><td>231</td><td>216</td></tr> </tbody> </table>		平成20年 3月期	平成21年 3月期	売上高	8,327,379	8,560,442	売上総利益	5,743,271	5,927,714	営業利益	119,830	23,219	経常利益	151,506	64,274	当期純利益	77,026	281,931	資産の額	5,702,254	4,502,880	負債の額	4,081,923	3,164,756	純資産の額	1,620,330	1,338,124	資本金の額	733,088	733,093	従業員の数 (人)	231	216	<p style="text-align: center;">最近の業績等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="943 293 1353 907"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年 3月期</th> <th>平成22年 3月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>売上高</td><td>3,430,500</td><td>3,015,795</td></tr> <tr><td>営業利益</td><td>15,805</td><td>71,355</td></tr> <tr><td>経常利益</td><td>103,736</td><td>34,955</td></tr> <tr><td>当期純利益</td><td>935,104</td><td>160,389</td></tr> <tr><td>1株当たり当 期純利益 (円)</td><td>3,039.30</td><td>381.88</td></tr> <tr><td>資産の額</td><td>2,876,428</td><td>2,387,619</td></tr> <tr><td>負債の額</td><td>2,614,160</td><td>2,285,880</td></tr> <tr><td>純資産の額</td><td>262,268</td><td>101,738</td></tr> <tr><td>資本金の額</td><td>446,000</td><td>446,000</td></tr> <tr><td>従業員数 (人)</td><td>72</td><td>55</td></tr> </tbody> </table>		平成21年 3月期	平成22年 3月期	売上高	3,430,500	3,015,795	営業利益	15,805	71,355	経常利益	103,736	34,955	当期純利益	935,104	160,389	1株当たり当 期純利益 (円)	3,039.30	381.88	資産の額	2,876,428	2,387,619	負債の額	2,614,160	2,285,880	純資産の額	262,268	101,738	資本金の額	446,000	446,000	従業員数 (人)	72	55
	平成20年 3月期	平成21年 3月期																																																																		
売上高	8,327,379	8,560,442																																																																		
売上総利益	5,743,271	5,927,714																																																																		
営業利益	119,830	23,219																																																																		
経常利益	151,506	64,274																																																																		
当期純利益	77,026	281,931																																																																		
資産の額	5,702,254	4,502,880																																																																		
負債の額	4,081,923	3,164,756																																																																		
純資産の額	1,620,330	1,338,124																																																																		
資本金の額	733,088	733,093																																																																		
従業員の数 (人)	231	216																																																																		
	平成21年 3月期	平成22年 3月期																																																																		
売上高	3,430,500	3,015,795																																																																		
営業利益	15,805	71,355																																																																		
経常利益	103,736	34,955																																																																		
当期純利益	935,104	160,389																																																																		
1株当たり当 期純利益 (円)	3,039.30	381.88																																																																		
資産の額	2,876,428	2,387,619																																																																		
負債の額	2,614,160	2,285,880																																																																		
純資産の額	262,268	101,738																																																																		
資本金の額	446,000	446,000																																																																		
従業員数 (人)	72	55																																																																		
	<p>取得の時期 平成21年 4月 1日</p> <p>取得する株式の数 5,878,000株</p> <p>取得価額 770,018千円 (1株当り131円)</p> <p>取得後の持分比率 65.52%</p> <p>取得資金の調達方法 金融機関からの借り入れ及 び自己資金</p> <p>2. 子会社との合併 当社は、平成21年 4月 1日の取締役会において、当社の子会社となりました株式会社グローバルアクトとの吸収合併契約の締結を決議し、同日、締結いたしました。</p> <p>(1) 合併の目的 子会社であるグローバルアクトとの重複営業エリアの活性化、境界エリアの人的資源の有効活用及び管理部門の効率化を目的とするものであります。</p>	<p>(4) 合併比率 フード インクルーヴ株式会社 の株式1株に対して、株式会社 ジー・テイストの株式12.20株 を割当てます。</p> <p>(5) 合併により発行する株式 合併に伴い交付される株式総 数 5,124,000株 うち合併に伴い新たに発行さ れる株式数 5,124,000株 うち自己株式から割当に充当 する株式数 - 株</p> <p>合併に伴い交付される株式は 全て普通株式であります。また 合併交付金は支払いません。</p> <p>(6) 増加すべき資本金・準備金・ 剰余金 資本金 増加しない 資本準備金 増加しない その他資本剰余金 株主払込資本変動額</p> <p>(7) 引き継ぐ資産・負債の額 未定</p> <p>(8) 合併の時期 平成22年 7月 1日(予定)</p>																																																																		

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(2) 合併の方法及び合併後の名称 当社を存続会社とする吸収合併とし、株式会社グローバルアクトは解散いたします。合併後の会社の名称は、株式会社ジー・テイストとなります。</p> <p>(3) 相手会社の主要な事業の内容、規模（直近期の売上高、当期純利益、資産・負債及び純資産の額、従業員数等） 後発事象「1.株式の取得による子会社化」をご参照ください。</p> <p>(4) 合併比率 株式会社グローバルアクトの株式1株に対して、株式会社ジー・テイストの株式1.5株を割り当てます。</p> <p>(5) 合併により発行する数 合併に伴い交付される株式総数 8,825,893株 うち合併に伴い新たに発行される株式数 8,798,501株 うち自己株式から割当に充当する株式数 27,392株 合併に伴い交付される株式は全て普通株式であります。また、合併交付金は支払いません。</p> <p>(6) 増加すべき資本等 資本金 増加しない 資本準備金 増加しない その他資本剰余金 株主資本等変動額</p> <p>(7) 引き継ぐ資産・負債の額 未定</p> <p>(8) 合併の時期</p>	

## 第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



## 第六部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

（株式会社ジー・ネットワークス）

（1）【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第46期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月27日中国財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第47期第1四半期（第47期中）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月14日中国財務局長に提出

事業年度第47期第2四半期（第47期中）（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月14日中国財務局長に提出

事業年度第47期第3四半期（第47期中）（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月14日中国財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月6日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成24年6月29日に中国財務局長に提出

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月6日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき平成25年2月7日に中国財務局長に提出

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月6日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の各規定に基づき平成25年2月15日に中国財務局長に提出

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月6日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき平成25年5月15日に中国財務局長に提出

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月6日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき平成25年5月15日に中国財務局長に提出

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月6日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき平成25年5月22日に中国財務局長に提出

【訂正報告書】

該当なし。

（2）【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ジー・ネットワークス本社

（山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（株式会社さかい）

（３）【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第32期（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）平成24年 6月29日東海財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第33期第 1 四半期（第33期中）（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日）平成24年 8月10日東海財務局長に提出

事業年度第33期第 2 四半期（第33期中）（自 平成24年 7月 1日 至 平成24年 9月30日）平成24年11月14日東海財務局長に提出

事業年度第33期第 3 四半期（第33期中）（自 平成24年10月 1日 至 平成24年12月31日）平成25年 2月14日東海財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年 6月 6日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき平成24年 7月 2日に東海財務局長に提出

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年 6月 6日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号の各規定に基づき平成25年 2月15日に東海財務局長に提出

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年 6月 6日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の規定に基づき平成25年 3月29日に東海財務局長に提出

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年 6月 6日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 7 号の 3 の規定に基づき平成25年 5月15日に東海財務局長に提出

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年 6月 6日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 7 号の 2 の規定に基づき平成25年 5月15日に東海財務局長に提出

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年 6月 6日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号の規定に基づき平成25年 5月15日に東海財務局長に提出

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年 6月 6日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号の規定に基づき平成25年 5月22日に東海財務局長に提出

【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成24年 7月 9日に東海財務局長に提出

（４）【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社さかい本社

（愛知県名古屋市北区黒川本通二丁目46番地）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号）

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月6日

株式会社 ジー・テイスト

取締役会 御中

### なぎさ監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 西井 博生 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 大平 豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・テイストの平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。